

参議院法務委員会議録第七号

(一一〇)

第一百七十七回
午前十時開会

平成二十三年四月十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十四日

辞任

有田 芳生君

補欠選任

蓮 紗君

四月十五日

辞任

難波 奨二君

蓮 紗君

補欠選任

江田 五月君

江田 五月君

山崎 正昭君

有田 芳生君

江田 五月君

若林 健太君

江田 五月君

外山 斎君

若林 健太君

江田 五月君

浜田 昌良君

江田 五月君

中村 哲治君

前川 清成君

金子原二郎君

桜内 文城君

有田 芳生君

江田 五月君

小川 敏夫君

今野 東君

田城 郁君

外山 斎君

平田 健二君

丸山 和也君

森 まさこ君

○委員長(浜田昌良君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
員を辞任され、その補欠として江田五月君及び山

崎正昭君が選任されました。

○委員長(浜田昌良君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法

法律案の審査のため、本日の委員会に法務省民事局

長原優君及び法務省刑事局長西川克行君を政府参

考人として出席を求め、その説明を聴取すること

に御異議ございませんか。

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(浜田昌良君) 民事訴訟法及び民事保全

法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は先国会において既に聴取して

おりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木庭健太郎君 民事訴訟法の一部改正案の質疑

に先立ちまして、東日本大震災の関係で今日も一

つだけお伺い冒頭しておきます。

実は、裁判員制度の、裁判員裁判の問題でござ

います。今も十万人以上の方が避難生活を余儀な

くされておりまして、実質、裁判員裁判をやる場

所の問題とかいろんなことも被害は出ているよう

でございますが、ともかく被災者の皆さんにどう

てみて、突然この裁判員という問題が来たときの

問題というのは、これはなかなか不安感というの

はあると思うんです。

最高裁におかれましては、この裁判員裁判、こ

ういう問題が起きたときに、裁判員法の中にこん

な災害が起きたときはどう負担を免除するんだと

いうような配慮するような規定が置かれているの

かどうかということを伺つておきたいし、それと

ともに、また裁判員の呼出しの免除という問題について、今この大震災に関して様々な御検討を最

高裁そのものもなさつておられるということもお聞きしております。

ただ一方で、これ免除ということを認める、そ

れはそれでやり方は当たり前のことだと思う一方で、これやり方を誤つてしまふとその負担が他の

地域に波及するのかというような問題が起きてみ

たり、また一方で、裁判員となる意思がある人た

ちがある意味ではこれによって権利を奪われるとか、そんな問題も惹起する可能性はあると思うんで

です。

したがって、どういう規定がなされているかと

いうこととともに、この被災地、どんな検討を今

最高裁でされているのか、まず冒頭伺つておきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) お答えを申

し上げます。

一部新聞でも報道されましたけれども、今、東

北三県、岩手県、宮城県、福島県、大変な震災の

被害を受けておられまして、そこで裁判員裁判再

開に向けてどうしようか検討してきたところでござります。

今のこと、関係機関、関係者と調整に入つた

ところでございますが、東北三県で裁判員裁判の

事件を担当しています裁判体といたしまして、被災

地域の方々にはくじで裁判員候補者に選ばれたと

しても、当面、呼出し状の送付というのはしない

なぜこののような方針で今それぞれの地裁が動いています。

という方針で調整に入つたものと承知をしておりま

す。

なにせこののような方針で今それぞれの地裁が動いているかということでございますが、まず、今回

の未曾有の震災によりまして非常に広い範囲に被

災地域がございます、これ私がここで説明することもないと思いますが、住民の方々が今委員御指摘のとおり多数避難を余儀なくされると、こういう事態に至つておるわけでございます。被災地域への呼び出し状の送達は大変困難でございますし、仮に送達できたとしても、勘弁してくださいといふお答え自身きちんと届くかどうかという問題もございます。それから、裁判員候補者の方々の本庁までの出頭というのもこれまた著しく困難であるというふうに考えられます。

そこで、委員御指摘のように、裁判員法を見てみましても明文の規定はないわけでございますが、一方、裁判員制度は国民の皆様に過度の負担を強いてはいけないということで、辞退制度といふのを用意してございます。今回の措置につきましては、呼び出し状の送達が非常に困難である、さらには裁判所への出頭も困難である、こういう一貫しては、当面の緊急の措置といったしまして、事件を担当している裁判体の判断で、実質的に見て、辞退があつた場合と同様の取扱いをさせていただくことはどうだろうかということでございまます。

ただ、これは裁判体だけで決めればいいという問題とは思つておりますんで、それぞれのところで関係機関、それから関係者の皆さんと調整に入つて、皆さんの御理解をちようだいした上で最終的にそのような方針に決めていきたいと、このように聞いております。

以上でございます。

○木庭健太郎君 今回、想定しなかつたことが起きたということで、そういう方向になるんだどう思います。是非、本当に負担感掛けないようそこはきちんとやつていただきたいと、それはお願いをしておきたいし、今おつしやつたような方向で、呼出しのものも出さないという、極めて賢明な私は判断だと思っております。それはそれでやつていた、だいたい。

ただ、大臣、今回想定したものがなかつたので、今回は辞退することもできるという項目を使つてそれでどうにかやろうということになつておるんですけど、やっぱりそういうことを考へると、今後こういつた問題、それは二度と起きてしまうかもしれません。でも、そういう問題も考へるといふお答えを伺つておきたいと思います。

そこで、委員御指摘のように、裁判員法を見てみましても明文の規定はないわけでございますが、一方、裁判員制度は国民の皆様に過度の負担を強いてはいけないということで、辞退制度といふのを用意してございます。今回の措置につきましては、呼び出し状の送達が非常に困難である、さらには裁判所への出頭も困難である、こういう一貫しては、当面の緊急の措置といったしまして、事件を担当している裁判体の判断で、実質的に見て、辞退があつた場合と同様の取扱いをさせていただくことはどうだろうかということでございまます。

そういう意味では、今後、裁判員法というのをきちんと見直すときに、こういつたことも検討の課題としてひとつ検討していただきたいと思うのですが、大臣のお考えを伺つておきたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) これは、この未曾有の大災害が起きた後、問題の指摘をされる向きもあつて、私もいろいろ考えてみました。もちろん個別の裁判体がどういうふうに処理するかということで、余りくちばしを差し挟むべきものではないですが、しかし、やっぱり事態が事態ですからみんなで恵を絞らなきやならぬというので、今最高裁の方から御説明があつたように、一定の地域については一般的にこれはもう辞退事由があると。そして、辞退事由があつて申立てがあれば辞退を認めるというんで、もう申立てといつたつて申立てすることも非常に困難な状況ですから、これはもう一定の地域について個別に、裁判員になることは国民の権利もあるから、私はやりたいんすという人がいればそれは裁判員候補の中のリストから外すことはないですが、やっぱり呼出しをやめようという、そういう処理でいかれるということは私も委員同様、非常に適切な措置であつて、そういう措置が法律上記載の中に読み込むことはできるわけで、今何か法改正をしなければこういう事態に対応できないということではないので、御指摘は受け止めながら、しかし、今すぐ必要かと言わるとそうであつた

いるんですけど、やっぱりそういうことを考へると、今後こういつた問題、それは二度と起きてしまうかもしれません。でも、そういう問題も考へるといふお答えを伺つておきたいと思います。

そういう意味では、今後、裁判員法というのをきちんと見直すときに、こういつたことも検討の課題としてひとつ検討していただきたいと思うのですが、大臣のお考えを伺つておきたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) これは、この未曾有の大災害が起きた後、問題の指摘をされる向きもあつて、私もいろいろ考えてみました。もちろん個別の裁判体がどういうふうに処理するかということで、余りくちばしを差し挟むべきものではないですが、しかし、やっぱり事態が事態ですからみんなで恵を絞らなきやならぬというので、今最高裁の方から御説明があつたように、一定の地域については一般的にこれはもう辞退事由があると。そして、辞退事由があつて申立てがあれば辞退を認めるというんで、もう申立てといつたつて申立てすることも非常に困難な状況ですから、これはもう一定の地域について個別に、裁判員になることは国民の権利もあるから、私はやりたいんすという人がいればそれは裁判員候補の中のリストから外すことはないですが、やっぱり呼出しをやめようという、そういう処理でいかれるということは私も委員同様、非常に適切な措置であつて、そういう措置が法律上記載の中に読み込むことはできるわけで、今何か法改正をしなければこういう事態に対応できない

くて、裁判体において適切な処理をしていかれるものと期待をするというところにとどめておきたと思っております。

○木庭健太郎君 大臣のおつしやるとおりです。私も今すぐにとは申しません。

ただ、今回こういつた対応をせざるを得なかつたという状況を踏まえるならば、今後裁判員法を見直すときには是非ひとつそういうことも、例えば事由の中に掲げるとか、やりようはあると思うんです。その辺は是非今後の課題としていただきたいということを要請をしておきたいと思います。

さて、本法律案ですが、本法律案は財産上の訴えを対象としておるわけですが、人事訴訟等の財産権以外の訴えについては、人事訴訟法には国際裁判管轄に関する明文の規定がありませんで、実務上は最高裁の判例の準則に沿つて運用がなされているというふうに私も認識しております。ただ、人事に関する訴えに対する国際裁判管轄も整備する必要があると思うんですが、この人事に関する訴えに対する規定がないことの理由について、まずちょっと伺つておきたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) 規定がないことの理由というのは、これはなかなか難しい御質問でございまして、今回は国際的な要素を有する財産権上の訴えと保全命令に關して定めたということございまして、人事についてはこれから整備をしていく必要はあると。なぜ今回やらなかつたというのは、ちょっとそこまでまだ手が届かなかつたということだと思います。

○木庭健太郎君 ただ、議事録をちょっとと読ませていただきなんですが、議事録の中にはこういうのがあるんですね。人事に関する訴えについても国際裁判管轄を整備していく必要があり、非訟事件

○政府参考人(原優君) 人事訴訟について、具体的に法制審で取り上げて議論したということはな

いものと承知しております。

○木庭健太郎君 ただ、議事録をちょっとと読ませていただきなんですが、議事録の中にはこういうのがあるんですね。人事に関する訴えについても国際裁判管轄を整備していく必要があり、非訟事件

○政府参考人(原優君) 人事訴訟について、具体的に法制審で取り上げて議論した

の見直しに関する議論を踏まえて検討するとおつしやつているわけですね。

この非訟事件手続法、間もなく参議院でやるようになつておるわけですが、この法案の中にはこういう問題は含まれているんでしょうか、今回出る法案については。

○政府参考人(原優君) お答えいたします。

今国会に御審議を願うことになつております家事事件手続法の中には、国際裁判管轄に関する規定は含まれておません。この家事事件手続法を成立していただきまして、その後に家事審判手続と人事訴訟を併せて国際裁判管轄についての規定を検討してまいりたいと考えている次第でござります。

○木庭健太郎君 ただ、人事に関する訴えに關する国際裁判管轄について含まれていないという

○政府参考人(原優君) 人事訴訟について、具体的に法制審で取り上げて議論した

いるものと承知しております。

○木庭健太郎君 ただ、議事録をちょっとと読ませていただきなんですが、議事録の中にはこういうのがあるんですね。人事に関する訴えについても国際裁判管轄を整備していく必要があり、非訟事件

○政府参考人(原優君) 人事訴訟について、具体的に法制審で取り上げて議論した

いるものと承知しております。

○木庭健太郎君 ただ、議事録をちょっとと読ませていただきなんですが、議事録の中にはこういうのがあるんですね。人事に関する訴えについても国際裁判管轄を整備していく必要があり、非訟事件

○政府参考人(原優君) 人事訴訟について、具体的に法制審で取り上げて議論した

いるものと承知しております。

○木庭健太郎君 実は、百七十四国会でも、この人事の問題について当時の千葉法務大臣は何とおつしやつたかというと、家事審判法等の整備の状況等も併せつづつ今後前向きに検討するというよ

うなことをおつしやつて、さらに、当時、加藤法務副大臣は、人事に関する訴えの手続が家事審判手続に密接に関連していることから、現在、法制

審に調査審議中の非訟事件手続法及び家事審判法についてまで検討する余裕がございませんでしたので、次の課題として検討させていただきたいとい

うふうに考へておきたいところでございます。

○木庭健太郎君 大臣、だからちょっとそういう

意味では、本来は百七十四国会以降、実はこの人

事の問題というのは委員会でも様々、各委員、私

どもの党だけじゃなくて指摘をされて、とにかく

必要性はあるよ、少なくとも検討は進めなくちゃ

いけないよということを申し上げていたんです

が、どうもお話を聞いていたるとなかなか進んでいな

いと。これについてどんなふうに今後お考えかを

大臣から聞いておきたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) 御指摘はまさに正鵠を

射ておると思います。委員各位の大変な御配慮を

いただいて、今日にも非訟事件と家事事件の法案

の審議に入つていただくというふうに承知をして

おりまして、この家事事件手続法案が成立をされ

ますと、その施行状況を見て検討していきます

が、同時に、一つ付け加えておきますと、今年度

の予算で人事訴訟事件についての国際裁判管轄に

関する外国法制等の調査研究業務と、これが予算

措置を講ぜられました。

したがつて、この予算でどういう検討をしてい

くか、これはもう予算付けていただいているわけ

ですから、待つたなしの課題として取り組むよう

に指示をしていきたいと思っております。

○木庭健太郎君 もう一方で、ちょっと確認でお

聞きしておきたいのは、例のヘーゲの管轄合意条

約批准の問題でございます。

百七十四国会の当時は、当委員会におきまして質疑を行つておりますが、当時は締結しているのはメキシコ一国であつて、米国とE.U.が署名をしてお

ています。百七十四国会から少し進んでおるわ

で。

○國務大臣(江田五月君) この条約につきまして

は私も報告を受けているだけなんですが、メキシ

コが締結、米国とE.U.が署名をしているだけ、こ

の状況はまだ変わっていないと。発効のためには三か国の締結が必要ということですので、まだ発

効していない状況だと承知をしております。

○木庭健太郎君 そうすると、我が国として、こ

れについての批准なり批准に向けた取組というこ

とは、これはどんなふうにお考えになられるのか。これについて、じや大臣から御答弁をいただ

きます。

○國務大臣(江田五月君) これは、国際的な状況

が今申し上げたようなことで、今回の法案自体はこの条約の規定も参考し立案をしておりまし

て、しかしながら、この条約が管轄権に関する合意

についての現在の国際取引の実態に、実務に合わ

ないようなところもあると聞いておりまして、こ

れから国内法と異なる規律の存在とかあるいは各

国との今後の締結状況なども考慮しつつ、慎重に検

討するというところにとどめておきたいと思いま

す。

○木庭健太郎君 最後にお伺いしておきたいんで

すけど、そうなると、我が国としてはこのヘーゲ

の管轄合意条約というものに関しては、今の状況

を見していくと、締結する必要がなくなつてきてい

るんじやないかとか、あるいは必要性が遠のいた

というような御認識をお持ちなのかどうかという

ことをお伺いしたいとともに、もう一つは、やつ

ぱり二国間の条約というのは、これはできるだけ

取引の安定を図つていくためにはやつていかなけ

を終わりたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) 一般論として、やはり

今こういう世界が一つになつてきているわけです

から、国際的なルールというものはなるべく整備

をされていった方がいいと私は考えております。

やつぱり国際ルールの中で日本は活動していく

し、同時に国際ルールを作るということにも日本

は参画をしていくことが必要だと思っておりまし

て、多国籍条約の形式の国際裁判管轄の規律を定

めるという、これは一つの考え方としては重要な

考え方でございます。

しかし、やはり現実を見ながら進まなきやいけ

ないので、今のこのヘーゲ国際私法会議における

交渉の経緯などに照らすとちょっとなかなか難し

い状況にあるので、そこは、基本的な在り方とし

てはそういうものを作つていきたいと思いなが

ら、やはり世界中を見て行動していかなきゃいけ

ないわけですから慎重に考えておきたいと。

次に二国間ですが、今回は、いろんな国際的な

状況であるとか、あるいは各国の国内法であると

かブリュッセル条約等の内容を参考にして立案し

ていますので、この法律が成立させていただけま

すなら、これに従つて日本の裁判所がアクション

を起こせば、それはそうしたことで考慮に入れ

ましてマルチの多国籍の条約に関する交渉が行わ

れてきたわけであります。先ほど江田大臣から

もおっしゃいましたように、国際ルールを作つて

いく、それに積極的に我が国が関与をしていくと

いうことは非常に重要だとも考へております。

ただ、残念ながら、国際裁判管轄に関しますこ

とは、これはどんなふうにお考えになられるのか。これについて、じや大臣から御答弁をいただ

きます。

○國務大臣(江田五月君) これは、

この条約の規定も参考し立案をしておりまし

て、しかしながら、この条約が管轄権に関する合意

についての現在の国際取引の実態に、実務に合わ

ないようなところもあると聞いておりまして、こ

れから国内法と異なる規律の存在とかあるいは各

国との今後の締結状況なども考慮しつつ、慎重に検

討するというところにとどめておきたいと思いま

す。

○木庭健太郎君 終わります。

○桜内文城君 この国際裁判管轄に関する民訴法

改正案につきまして、今日はややテクニカルな部

分が多いのですから、原民事局長に主としてお

尋ね申し上げます。

まず一つ目でございますけれども、そもそも今

どの条約そのものに対する締結の問題及び二国間

条約の必要性の問題、大臣からお伺いして、質問

を終わりたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) 一般論として、やはり

今こういう世界が一つになつてきているわけです

から、国際的なルールというものはなるべく整備

をされていった方がいいと私は考えております。

やつぱり国際ルールの中で日本は活動していく

し、同時に国際ルールを作るということにも日本

は参画をしていくことが必要だと思っておりまし

て、多国籍条約の形式の国際裁判管轄の規律を定

めるという、これは一つの考え方としては重要な

考え方でございます。

しかし、やはり現実を見ながら進まなきやいけ

ないので、今のこのヘーゲ国際私法会議における

交渉の経緯などに照らすとちょっとなかなか難し

い状況にあるので、そこは、基本的な在り方とし

てはそういうものを作つていきたいと思いなが

ら、やはり世界中を見て行動していかなきゃいけ

ないわけですから慎重に考えておきたいと。

次に二国間ですが、今回は、いろんな国際的な

状況であるとか、あるいは各国の国内法であると

かブリュッセル条約等の内容を参考にして立案し

ていますので、この法律が成立させていただけま

すなら、これに従つて日本の裁判所がアクション

を起こせば、それはそうしたことで考慮に入れ

ます。

○政府参考人(原優君) 現在の民事訴訟法におき

ましては、国際裁判管轄についてのルールが法定

思います。特に、本法案がヨーロッパ諸国間での

み国際裁判管轄を規律するルガノ条約というもの

をベースとしておるということについて、その理

由についてもお尋ね申し上げます。

○政府参考人(原優君) 現在の民事訴訟法におき

ましては、国際裁判管轄についてのルールが法定

思います。特に、本法案がヨーロッパ諸国間での

み国際裁判管轄を規律するルガノ条約というもの

をベースとしておるということについて、その理

由についてもお尋ね申し上げます。

○政府参考人(原優君) 現場の裁判所は、最高裁判所が示した一般的な考

え方に従いまして、個別の事案を踏まえて、当該

事案について我が国の裁判所が管轄権を有するか

どうかを具体的に判断するということになつてお

りますので、結局、裁判所の判断が示されません

ますと、ほとんどの事件で被告が国際裁判管轄を

争うという事態になつてゐるわけでございます。

そこで、今回、国際裁判管轄のルールを民事訴

訟法に規定することによりまして、当事者の予測

可能性を高め、国際的な要素を含む事件の適正、

迅速な解決に資するようにしたいというのが本法

法律案を提出した趣旨でございます。

○政府参考人(原優君) この法律案を立案するに当たりましては、各國

の国内法や条約を参考にして立案をしておりました。先ほど委員から御指摘いただきましてのようには、ハーベ国際私法会議におきましてこの国際裁判管轄に関する包括的な条約を作成しようとする動きがございましたが、主として大陸法系の国々と米国との間の考え方の対立がございまして、包括的な条約を作成することができなかつたという経緯がございましたので、今回、国内法でこのルールを明確化しようというものでございます。

世界的な趨勢を見た場合に、大陸法系の考え方が趨勢ではないかということで、大陸法系の考え方のつとつた法案を提案している次第でございます。

○桜内文城君 日本の貿易なり国際的な投資の相手国の大半はアジア諸国ですかアメリカであります。そういう意味で、国際的な紛争、私法上の紛争というものは、むしろ今おっしゃいましたような大陸法系の国々というよりもこういったアメリカ等を始めとする国々が多いのではないかと考えます。そういう場合には、先ほどおっしゃいましたような大陸法系、ヨーロッパ諸国との間で規定している条約をベースにすることがそもそもいかがなものかというふうに考える点を指摘しておきます。

次に三点、今回の法案につきまして問題と私が考えるところについて指摘させていただきます。

一つ目が、国際的な商事取引におきまして、一般的に今回の三条の三、一号におきまして、契約上の債務の履行の請求を目的とする、こういったものが挙げられております。もちろん、これはその前の条文、三条の二におきまして、一般的な原則と管轄が日本に認められるというような条文の立て方になつております。もちろん、これはその前の部分、むしろ例外といいますか、限定例挙とて三条の三でいろいろと類型ごとに列挙されてお

るわけでございますけれども、特にこの商事取引の場合、いろいろと問題が恐らく起きてるのではないかというふうに感じております。

あるいは五号におきまして事務所又は営業所、されておりますけれども、例えば取引の継続といふのは一体どういう解釈になるのか。そういった点で、本当に日本の仮に原告が裁判を提起したいと思った場合に、きちんとその救済といいますかが図られるのか否か。要は、この三条の三の一連のホワイトリストと申しますか、列挙されております裁判管轄を認める事項がきちんと、日本の国で主として、ベースとして商事取引を行っている者の救済が本当に図られるのかなど。

何が言いたいかと申しますと、現在国際的な電子商取引等々が非常に盛んになってきておりまして、もちろん、その場合、外貨建ての取引も大変多くありますし、また、特に金融商品ですとかあるいは有価証券というのも今や電子化されておりまして、その履行地が一体どこなのか、特に外貨建ての場合、あるいは果ては私企業が発行いたしますボイントですか、そういうものが一体どこで履行されるのか等々の解釈に恐らく疑義が生じてくる場合が多数これからあろうかと思つております。

事前に法務省に大変時間をいただきまして説明も伺つたんですけれども、過去の判例上あるいは問題となつた事案について十分に検討された上でこの条文を作成されたというふうに聞いておりますけれども、その努力を多としたいとも思います。そのため、履行地が日本国内にあるときに裁判管轄が日本に認められるというような条文の立て方がなつております。もちろん、これはその前の条文、三条の二におきまして、一般的な原則といふ範囲を決める規定でございますので、その国際的な関係という意味から、本当に妥当な結論が全て導かれるのか否かということについて私は疑問について、民事局長の御見解をお聞きします。

○政府参考人(原優君) この法律案におきましては、三条の二で原則的な規律を設けてございましたが、日本の裁判管轄を認めるための・般項的なものを一つ置いておくべきではなかつたのかと

た意味では、こういつたホワイトリストといいますか、日本の裁判管轄を認めるための・般項的なものを一つ置いておくべきではなかつたのかと

管轄権を有するとした上で、三条の三で附加的な管轄の規律を置いているわけでございます。訴えの類型ごとに応じた特別な規律を置くことによりまして、様々な場面に対応した国際的な裁判管轄のルールを立案したというふうに考えております。

現状、民事訴訟法に国際裁判管轄に関する規定がございませんので、裁判実務におきましては最高裁の判例にのつとりまして、国内土地管轄の規定に依拠しながら、特別の事情がある場合には日本裁判所の管轄権を否定するという、こういう

一般論にのつとつて個別具体的にそういう事情があるのかどうかを判断しているわけでございますが、これでは当事者にとって当該事案に日本の裁判所の管轄権が認められるのかどうか本当に予測

が、これまでの裁判例や諸外国の立法例あるいは条約に基づきまして網羅的に国際裁判管轄の基礎となる事由を検討していただきまして、日本の裁判所の管轄権を認めるべき事由をこの法律の中に盛り込んだわけでございます。

もちろん、取引の形態が従来の対面取引からインターネットを通じた取引等に取引の様様が変わつてきているわけでございますが、そういった問題につきましても、この三条の三の各号の規定を適用することによつて具体的な妥当な解決が導かれるものというふうに考えております。

○桜内文城君 この三条の三の各号が想定しているものが本当に全て日本の裁判を受けるべきもの、ここはまた法の解釈とは違つた司法権といふ、ある種三権といいますか、主権の一部の及ぶ範囲を決める規定でございますので、その国際的な関係という意味から、本当に妥当な結論が全て導かれるのか否かということについて私は疑問に感じておるところが残つております。そういう

点は指摘させていただきます。そして、時間がありませんので最後に二つまとめてお聞きいたしますけれども、一つは、公海上の船舶の衝突事故の場合、特に不法行為地、それから損害の結果が生じたところが公海上、言わば日本の領海内にない場合。例えば、尖閣諸島沖で船をぶつけられました、航行不能になつて一番近い台湾の港に引つ張つていかれました。そうすると、これは八号それから九号に関係してくるんで

すけれども、最初に到達した町が日本国内にないのですから、こういつた場合に裁判管轄が認められないということになつてしまいますが、例えば、海上保安庁の船がこういつたことになつた場合に損害賠償を求めるというときに、東京地裁に訴えを提起できない、あるいは却下されると、最後にもう一つですけれども、相続に関する規定を置くことが本当に国益に資するのをめぐらすかという観点からお答えを求めていということがあります。それが想されるわけですけれども、この二つは、まさにホワイトリストと申しますか条文が十二号にござります。

被相続人、要は亡くなる方ですね、の住所のあるところで裁判管轄を認めるという規定でござりますけれども、国際的に見ましても、こういつた相続に関する国際裁判管轄を規定する立法例といふのは僅か一ヵ国しかないそうです。ヨーロッパにおきましても、こういつた、特に相続に関しましては租税回避というものも予想されるところでもあるわけですけれども、こういつた規定をわざわざ、ある種日本の裁判管轄を制約するところでもあるわけですけれども、こういつた規定をわざわざ、ある種日本の裁判管轄を認める立法例もない中でこういうふうに規定される理由について教えてください。

○政府参考人(原優君) まず、海上での事故に基

づく損害賠償請求でございます。

当該事故が我が国の領内で発生した場合を考えますと、これは三条の三の……

○桜内文城君 公海上のと言いました。

○政府参考人(原優君) 順番に御説明させていただきます。

領海内で発生した場合には、三条の三の八号の不法行為に関する訴えの規定に基づきまして我が国裁判所の管轄が認められることになります。

委員がお尋ねの公海上で生じた場合はどうかということですが、九号の規定で、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは日本裁判所が管轄権を有すると、こういう規定になつておりますが、公海上での事故の場合の損害賠償請求で日本の裁判所の管轄権が認められる場合はこの九号の規定が一つの場合でございまして、それ以外に管轄が認められないわけではないわけではあります。

例えば、衝突事故によりまして人的な損害が生じたというケースで……

○桜内文城君 さつきは物的な損害と言つたわけです。勝手にケースを作らないでください。

○政府参考人(原優君) はい。人的な損害が生じた場合には日本が結果発生地になることがございままでので、日本に管轄が認められる可能性が八号の規定でござります。

○政府参考人(原優君) はい。認められるときには、物的な損害につきましても併合請求の管轄権の規定、これは三条の六の規定でございますが、これによりまして日本の管轄権が……

○桜内文城君 だから、物的な損害がと言つたじゃないですか。

○政府参考人(原優君) はい。そのほか、例え場合をさつき言つたんですよ。

○政府参考人(原優君) はい。そのほか、例えば、外国の船舶の所有者等が日本に財産を有している場合であれば、三条の三の第三号の規定で日

本の裁判……

○桜内文城君 勝手に仮定を付けないでください。

○政府参考人(原優君) はい。ですから、いろんな

○委員長(浜田昌良君) 答弁者は明確に答えてください。

○政府参考人(原優君) 分かりました。いろんな

事案が考えられますので、この三条の三の規定の各号を使つて、日本の裁判所の管轄が認められる場合が相当あるのではないかというふうに考えております。

先ほど、我が国の裁判所の実務ということを御説明いたしましたが、最高裁判所は国際裁判管轄につきまして、我が国民訴法の規定する裁判籍のいすれかが我が国国内にあるときは、原則として我が国裁判所に提起された訴訟事件について被告を我が國の裁判権に服せるのが相当であるとこういうふうに判示しております。

○桜内文城君 終わります。

現在の国内の土地管轄の規定を見ますと、海上の船舶同士の事故については、損害を受けた船舶が最初に到達した地の裁判所に管轄を認めております。

したがいまして、これは民訴法の第五条第十号の規定でござります。

本日、江田五月君及び溝手頭正君が委員を辞され、その補欠として外山斎君及び若林健太君が選任されました。

○委員長(浜田昌良君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、江田五月君及び溝手頭正君が委員を辞され、その補欠として外山斎君及び若林健太君が選任されました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

民事訴訟法の改正案については、国際的な民事

紛争裁判所の管轄権を定め、ルール化すること

の規定でござります。

したがいまして、この最高裁判例の下でも、本法律案と同様の結論になるものと考えられるところでございまして、本法律案は、特に御指摘のよ

うな事案について、日本の裁判所の裁判管轄を現

在よりも制限しようというものではございません。

また、日本の裁判所の管轄権が及ぶ範囲を定めるに当たりましては、その規律が外国裁判所の確定判決を承認、執行する際の基準となることにも留意する必要がございます。仮に、公海上での日本船が絡む事故全般につきまして、日本の裁判所が国際裁判管轄を有するような規律を置いたとしますと、同種の事案について外国の船舶が当該

○委員長(浜田昌良君) 答弁者は質問に明確に答えてください。質問以外は答えないでください。

○政府参考人(原優君) はい。ということで、その外国判決の承認、執行の場面でも考えなければいけないということで、九号の規定をそのまま委員御指摘のことによれば、最初に到達した地が日本でなければ管轄権を認められない、それは御指摘のとおりでございます。

それから、相続に関する規定が十二号と十三号にございます。これは、相続に関しましても国際的な要素を有する事案が増えてきておりますので、これについても規定を置くのが相当であると、いう判断から規定を置いた次第でございます。

○桜内文城君 終わります。

○委員長(浜田昌良君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、江田五月君及び溝手頭正君が委員を辞され、その補欠として外山斎君及び若林健太君が選任されました。

○井上哲士君 自己決定の尊重、そして本人の保護、権利擁護が理念にあるわけですね。

ところが、逆に権利が奪われるという事態が起きております。公選法の十一条一項の禁治産者は選挙権及び被選挙権を有しないという条項をそのまま引き継ぎましたので、被成年後見者も選挙権を奪われるということになつております。先日、成年後見を付けて選挙権を失ったのは憲法違反だということで、四十八歳の女性である名児耶匠さんが東京地裁に訴えも起こされました。

なぜ、その禁治産の制度から发展をさせて自己決定の尊重そして本人保護という理念を掲げたにもちかわらず、その古い規定をそのまま受け継いで、この選挙権を奪うという規定を見直すことをしなかつたのか、総務省來ていただいておりますが、いかがでしょうか。

○副大臣(鈴木克昌君) 御答弁させていただきま

す。今委員おっしゃったように、公選法第十一條、

申し上げるまでもなく、成年被後見人については

選挙権及び被選挙権を有しないというふうにされ

うのがその理念でございます。

これは、こういう方々は、不動産や預貯金など

の財産を管理したり、あるいは身の回りの世話を

してもらうためのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある。しかし、自分で

これらのことをするのが難しいという場合があ

るわけで、後見人等がその判断能力の不足を補う

ということにしておりまして、平成十一年、一九九九年の民法改正前はこの制度に当るものとし

て禁治産、準禁治産というものがありましたが、これが十分利用されていたとは言い難い状況に

あったので、自己決定の尊重あるいはノーマライゼーションといった現代的な理念を十分考慮して、これらの理念と本人保護の理念との調和を図りながら柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度が導入されました。

ところが、逆に権利が奪われるという事態が起きております。公選法の十一条一項の禁治産者は選挙権及び被選挙権を有しないという条項をそのまま引き継ぎましたので、被成年後見者も選挙権を奪われるということになつております。先日、成年後見を付けて選挙権を失ったのは憲法違反だ

ということで、四十八歳の女性である名児耶匠さんが東京地裁に訴えも起こされました。

なぜ、その禁治産の制度から发展をさせて自己決定の尊重そして本人保護という理念を掲げたにもちかわらず、その古い規定をそのまま受け継いで、この選挙権を奪うという規定を見直すこと

をしなかつたのか、総務省來ていただいておりますが、いかがでしょうか。

○副大臣(鈴木克昌君) 御答弁させていただきま

す。今委員おっしゃったように、公選法第十一條、

申し上げるまでもなく、成年被後見人については

選挙権及び被選挙権を有しないというふうにされ

第三部 法務委員会会議録第七号 平成二十三年四月十九日 [参議院]	○委員長(浜田昌良君) 答弁者は質問に明確に答えてください。質問以外は答えないでください。
	○桜内文城君 勝手に仮定を付けないでください。
	○政府参考人(原優君) はい。ですから、いろんな
	○委員長(浜田昌良君) 答弁者は明確に答えてください。
	○政府参考人(原優君) 分かりました。いろんな
	○委員長(浜田昌良君) 答弁者は明確に答えてください。
	○政府参考人(原優君) はい。そのほか、例え場合をさつき言つたんですよ。
	○政府参考人(原優君) はい。そのほか、例えば、外國の船舶の所有者等が日本に財産を有している場合であれば、三条の三の第三号の規定で日
	本でなければ管轄権を認められない、それは御指摘のとおりでございます。
	それから、相続に関する規定が十二号と十三号にございます。これは、相続に関しましても国際的な要素を有する事案が増えてきておりますので、これについても規定を置くのが相当であると、いう判断から規定を置いた次第でございます。
	○桜内文城君 終わります。
	○委員長(浜田昌良君) この際、委員の異動について御報告いたします。
	本日、江田五月君及び溝手頭正君が委員を辞され、その補欠として外山斎君及び若林健太君が選任されました。
	○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。
	民事訴訟法の改正案については、国際的な民事
	紛争裁判所の管轄権を定め、ルール化すること
	の規定でござります。
	したがいまして、この最高裁判例の下でも、本法律案と同様の結論になるものと考えられるところでございまして、本法律案は、特に御指摘のよ
	うな事案について、日本の裁判所の裁判管轄を現
	在よりも制限しようというものではございません。
	また、日本の裁判所の管轄権が及ぶ範囲を定めるに当たりましては、その規律が外国裁判所の確定判決を承認、執行する際の基準となることにも留意する必要がございます。仮に、公海上での日本船が絡む事故全般につきまして、日本の裁判所が国際裁判管轄を有するような規律を置いたとしますと、同種の事案について外国の船舶が当該
	うのがその理念でございます。
	これは、こういう方々は、不動産や預貯金など
	の財産を管理したり、あるいは身の回りの世話を
	してもらうためのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある。しかし、自分で
	これらのことをするのが難しいという場合があ
	るわけで、後見人等がその判断能力の不足を補う
	ということにしておりまして、平成十一年、一九九九年の民法改正前はこの制度に当るものとし
	て禁治産、準禁治産というものがありましたが、これが十分利用されていたとは言い難い状況に
	あったので、自己決定の尊重あるいはノーマライゼーションといった現代的な理念を十分考慮して、これらの理念と本人保護の理念との調和を図りながら柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度が導入されました。
	ところが、逆に権利が奪われるという事態が起きております。公選法の十一条一項の禁治産者は選挙権及び被選挙権を有しないという条項をそのまま引き継ぎましたので、被成年後見者も選挙権を奪われるということになつております。先日、成年後見を付けて選挙権を失ったのは憲法違反だ
	ということで、四十八歳の女性である名児耶匠さんが東京地裁に訴えも起こされました。
	なぜ、その禁治産の制度から发展をさせて自己決定の尊重そして本人保護という理念を掲げたにもちかわらず、その古い規定をそのまま受け継いで、この選挙権を奪うという規定を見直すこと
	をしなかつたのか、総務省來ていただいておりますが、いかがでしょうか。
	○副大臣(鈴木克昌君) 御答弁させていただきま
	す。今委員おっしゃったように、公選法第十一條、
	申し上げるまでもなく、成年被後見人については
	選挙権及び被選挙権を有しないというふうにされ

おるわけであります。

そこで、お尋ねの、なぜ平成十一年の民法改正以前が、禁治産者についてはその要件が心神喪失の常況にある者であるから、行政上の行為をほとんど期待できないため、選挙権及び被選挙権を有しないこととされておつたわけであります。

この改正によつて禁治産者というのは成年被後見人と呼称が変わつたわけでありますけれども、その定義を、委員十分御案内のように、心神喪失の常況にある者から、精神上の障害により事理を弁識する能力を全く常況にある者に改められたわけでございます。その対象は一致をするということでありますして、選挙時にいわゆる個別に能力を審査するということも事実上困難であるというこどから、従前の禁治産者同様、選挙権及び被選挙権を認めないとされているところでございます。

○井上哲士君 当時の法改正のときも答弁だつたんですね。その後、しかし、国民の選挙権の保障について重要な判決がありました。海外在住の日本人の選挙権について争われた二〇〇五年の最高裁大法廷の違憲判決ですね。こういうふうに述べております。

憲法の趣旨に鑑みれば、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしに選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事情とは言えず、こののような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは憲法に違反すると。非常に厳しい基準を示したわけですね。

選挙の公正を確保できない事情がない限り制限してはならないと言つておられます。なぜ被成年後見人が選挙権を持つことが選挙の公正を確保できない事情に当たるんでしょうか、総

務省。

○副大臣(鈴木克昌君) 御指摘の最高裁の判決にそのような記載があることは承知をいたしております。一方で、御指摘の最高裁判決は在外の国民の方々の選挙権の行使について争われたものでありまして、成年被後見人の方々の選挙権の有無について直接判断をされたものではない、このよう

に、精神上の障害により事理を弁識する能力を全く常況にある者ということが成年被後見人でござりますので、従前から選挙権及び被選挙権を認めないということでありまして、そのことには一定の合理性があるといいますか、そういう流れでありますというふうに理解をいたしております。

○井上哲士君 役所が答弁を書くと最高裁判決はそう読むことになるんでしようが、今日、副大臣に来ていただきたのは、是非やはり政治家として普通に読んでいただきたいんですね。

確かに、最高裁判決は在外の日本人の選挙権の問題で起こされた裁判です。しかし、判決そのものは広く選挙権一般について述べているんですね。こういうふうに言っています。議会制民主主義の根幹を成すものであり、民主国家では一定の年齢に達した国民の全てに平等に与えられるべきものであるというふうにしているんです。

むしろ、日本に帰つたら選挙権が得られる当時の在外邦人と比べて、一旦選挙権を奪われますと回復できないんですね、被成年後見人は。おかしいといつて、そういう法律を決めた国会議員を選んで直すことも、その権利も奪われているわけです。から、より深刻だと思うんですよ。しかも、選挙での判断能力を選挙権の条件にいたしますと様々な矛盾が出ております。

これ、法務大臣にお聞きしますけれども、民法におけるこの被成年後見人の規定というものは、なぜ被成年後見人が選挙権を持つことが選挙の公正を確保できない事情に当たるんでしょうか。総

○国務大臣(江田五月君) 民法の規定は、選挙権行使の能力についてとは関係ないと思います。

○井上哲士君 明確な答弁なんですが、私は手元に最高裁の出した成年後見制度における鑑定書の書式というのを持っていますが、この中にありますから、そもそも鑑定項目に選挙する能力も、鑑定事項は、精神上の障害の有無、内容及び障害の程度、二つ目が自己的財産管理、処分をする能力、三つ目が回復の可能性、四つがその他でありますから、ある意味で、高い能力が必要な財産管理と選挙で判断する能力は全く別物だと思

ます。

実際に、千葉県の手をつなぐ育成会が二〇〇四年にアンケートをしておりますが、療育手帳の区分で、審判の申立てをすれば被成年後見人になる可能性の高い知的障害の最重度、重度三百十三人のうち八十七人、約二八%が投票に行かれているんですね。訴えを起こされた名児耶さんも、二十歳のころからずっとほとんど選挙に行つておられました。ですから、現に行つておられるんです。

それから、例えば事故で高次脳機能障害になつた方がいらっしゃいますが、記憶障害などがありますから、悪徳商法に引っかかることがあるといふことでこの成年後見人を付けるという場合もありますから、悪徳商法に引っかかることがあるといふことがありますけれども、日常生活は普通に行えるんですね。もちろん選挙の判断も十分に行えるんです。

ですから、財産管理能力の判断を選挙の能力とリンクさせた結果、財産管理の能力はないけれども十分に選挙の判断能力がある人からも、結果としては選挙権を奪うということになつてゐるんですね。私はこれは許されないと思いますけれども、総務副大臣、いかがでしようか。

○副大臣(鈴木克昌君) 委員のおつしやることも定がなされておるのはもう御案内のとおりであります。

ます。

したがつて、今係争されておるということです。ざいまして、私どもはこの係争の状況を、裁判の結果はもちろん注視をしていかなくてはいけないというふうに思つておりますが、現段階では、やはり行政上の行為についてほとんど期待するといつたのもいいんだかなと、かように思つております。

○井上哲士君 鑑定をしていると言いましたけれども、鑑定項目には選挙の能力というのではなくんですね。一定の合理性があると言われますけれども、現に三割の例えば知的障害の方でも選挙に行かれていたのが行かなくなる、高次脳機能障害の方が行かれなくなるということには、到底私は合理性は感じられないんです。

もう一つ矛盾があるんですね。選挙の判断については同じ能力、そもそも私は、能力が問われるべきなのかということはあるんですね。誰でも与えられるべきだと思いますから。仮に能力を問うとしても、同じ能力の人が成年後見を申し立てそうなければ選挙権を奪われるんですね。しかし、申し立てなければ奪われずにそのまま投票に行くわけですね。これはやっぱり法の下の平等に反するんじゃないでしようか。

副大臣、いかがでしようか。

○副大臣(鈴木克昌君) 確かに委員のおつしやることはある種分からぬわけではありませんけれども、いわゆる本人からの申立てや鑑定やそして陳述聴取など、家庭裁判所で手続を経てこういう決

において手続をされておるわけでございまして、そういうしたことでいうと、繰り返しになります。

が、私どもは現在の状況では一定の合理性があるというふうに考えておるところであります。

また、いわゆる成年後見の申立てをされていない方々ということでおざいますけれども、じや、選挙のときに行政上の行為が期待できるか否かの審査をその都度その都度するというのも、これはやはり困難なことであろうと、いうふうに思つておられまして、いざにしましても、法の下の平等に反するのではないかというお考えは分からぬわけではありませんけれども、今の状況の中では、やはり手続においてそうされておるこの流れの中で私どもは判断させていただいておると、このよう御理解をいただきたいと思います。

○井上哲士君 なかなか理解できないわけでありまして、個別に審査するのができないというのであれば、投票所に来れる人は認めるべきだと思います。うんですね。できるのに奪つてあるわけですから、これは本当に是非見直しをしていただきたいと思うんです。この規定があるために成年後見制度の利用をちゅうちょしているという方も随分いらっしゃるわけですね。国民の基本的な権利や法の下の平等にもかかる問題でありますし、是非これは総務省任せにせずに法務大臣としてもいろいろ私は努力してもらいたいし、政治家としても努力も必要だと思うんです。

先ほど紹介した最高裁判決では、海外在住者の比例は認めただれども小選挙区、選挙区は認めなかつたというのは、これは国会議員の不作為だということも指摘され、その後法改正をしたという経過があるわけで、私はそういうことじやなくて、やっぱりこれだけの問題明らかになつて、そこで国会動くべきだと思つております、是非各党の皆さんにも御検討いただきたいわけでありますけれども、大臣の決意、最後にお聞きして、質問を終ります。

○國務大臣(江田五月君) 成年後見制度の趣旨は先ほど申し上げたことであります、不動産やあ

るいは預貯金の管理、あるいはいろんな契約を結ぶ場合に適切な判断能力を欠いているときに、成年後見制度をなるべく広く認めて、そしてこの支援によってそういう皆さんも社会で十分に社会生活を営めるようにしていこうということですか

ら、これはなるべく広くした方がいいと。しかしそのことによつて一方で選挙権が制限されるというのは合理性があるのかという委員の御指摘は重要な指摘だと受け止めます。

ただ、私は今法務省を預かっておりまして、これは法務省の所管でないのでそれ以上踏み込むことは差し控えますが、重要な指摘だと受け止めておきたいと思います。

○委員長(浜田昌良君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

○桜内文城君 私は、みんなの党を代表して、民訴法改正案に対する反対討論を行います。

みんなの党は、衆議院では本法案の委員会質疑に参加できず、昨年の衆議院本会議の採決で賛成いたしました。

しかし、先ほどの、当委員会での質疑をさせていただきました。先ほどの、どちらからある事例についてどのような結論が導かれるか尋ねましたところ、勝手に仮定を置いて強引に自らに都合の良い結論を導く、あるいは相続の国際裁判管轄につきましてその立法趣旨を尋ねたのですけれども、それに答えられない。このように、本法案の不備が明らかになつたことから反対の立場に転ずることといたしました。

反対の理由は以下の三点です。

第一に、国際裁判管轄に関する条約交渉が、主としてアメリカの反対により失敗したという経緯があるにもかかわらず、本法案がヨーロッパ諸国間でのみ国際裁判管轄を規律するルガノ条約を

ベースとしていること。我が国の貿易や投資の大半はアメリカやアジア諸国との間でなされており、国内法で自国の裁判管轄権をヨーロッパ諸国並みに制限することが妥当なのか。司法権という主権の及ぶ範囲を自ら制約することが国益に資するとは思われません。

第二に、本法案の構成として、我が国の裁判管轄権が及ぶのは原則として被告の住所が国内にある場合に限定する一方、その例外として、我が国の裁判管轄権が認められる場合、いわゆるホワイトリストを契約類型等によって限定列举しております。

しかし、現在、様々な通貨建ての金融商品や有価証券が電子化され、さらに、私企業の発行するボイント等も疑似通貨として決済機能を持つに至るなど国際的な電子商取引が高度に発達している中で、被告の住所が国外にあり、かつ本法案のホワイトリストでカバーできないケースが出てくるおそれは皆無とは言えません。法務省の説明によれば、過去の判例等に見られる様々なケースを想定してホワイトリストを規定したとのことです

が、想定外を想定しなければならないというのが今般の大震災の教訓でもあります。条理によつて我が国の裁判管轄を認めるホワイトリストの一般条項を規定すべきではなかつたのか。

第三に、既に法務省との個別の協議の中でも、公海上での船舶の衝突事故や租税回避を目的とする相続事案において我が国の裁判管轄権が及ばない想定されるケースが確認されています。特に相続については、国内法で国際裁判管轄を規定する他の例はほとんどないことは明らかであるのに、あえて我が国で立法化する必要性はないと考えます。

○委員長(浜田昌良君) 非訟事件手続法案、家事事件手続法案及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、三案について政府から趣旨説明を聴取いたします。江田法務大臣。

○國務大臣(江田五月君) 非訟事件手続法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の非訟事件手続法は、その第一編の総則規定が多くの非訟事件に適用又は準用されていると

いう意味で、非訟事件の手続の基本法ともいべき法律ですが、明治三十一年に制定されて以来、現在に至るまで、抜本的な見直しがされたことがなく、近年の他の民事関係の手続を定めた法令と比較しますと、手続法として備えるべき基本的な事項に関する規定が十分とは言えません。また、

この間の社会経済情勢の変化に伴い、非訟事件と現実に至るまで、抜本的な見直しがされたことがなく、近年の他の民事関係の手続を定めた法令と

比較しますと、手続法として備えるべき基本的な事項に関する規定が十分とは言えません。また、

この間の社会経済情勢の変化に伴い、非訟事件と現実に至るまで、抜本的な見直しがされたことがなく、近年の他の民事関係の手続を定めた法令と

ストの一般条項を規定すべきではなかつたのか、これらを指摘して反対の討論を終わります。

○委員長(浜田昌良君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(浜田昌良君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよう〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

う決定いたしました。

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよう〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

う決定いたしました。

○委員長(浜田昌良君) 非訟事件手続法案、家事事件手続法案及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、三案について政府から趣旨説明を聴取いたします。江田法務大臣。

○國務大臣(江田五月君) 非訟事件手続法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の非訟事件手続法は、その第一編の総則規定が多くの非訟事件に適用又は準用されていると

いう意味で、非訟事件の手続の基本法ともいべき法律ですが、明治三十一年に制定されて以来、

現在に至るまで、抜本的な見直しがされたことがなく、近年の他の民事関係の手続を定めた法令と

比較しますと、手続法として備えるべき基本的な事項に関する規定が十分とは言えません。また、

この間の社会経済情勢の変化に伴い、非訟事件と現実に至るまで、抜本的な見直しがされたことがなく、近年の他の民事関係の手続を定めた法令と

比較しますと、手續法として備えるべき基本的な事項に関する規定が十分とは言えません。また、

この間の社会経済情勢の変化に伴い、非訟事件と現実に至るまで、抜本的な見直しがされたことがなく、近年の他の民事関係の手續を定めた法令と

認識されるようになつてまいりましたが、現行の非訟事件手続法は、この点に配慮した規定が十分であるとは言い難く、現在の社会の状況に鑑みて、非訟事件の手続を国民にとつてより利用しやすく、現代社会の要請に合致した内容のものとするため、新たな非訟事件手続法を制定し、非訟事件の手続の改善を図ろうとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、管轄、代理、不服申立て等の手続の基本的事項に関する規定を整備することとしております。

第二に、当事者等の手続保障を図るための制度を拡充することとしております。

第三に、当事者等の手続保障を図るために、利害関係を有する者が手続に参加するための制度や非訟事件の記録の閲覧、謄写の制度が設けられておりません。しかしながら、これらの制度は、裁判の結果に利害関係を有する者が非訟事件の手続に主体的に関与することとしております。

例えば、現行の非訟事件手続法には、利害関係を有する者が手続に参加するための制度や非訟事件の記録の閲覧、謄写の制度が設けられておりません。しかしながら、これらの制度は、裁判の結果に利害関係を有する者が非訟事件の手続に主体的に関与することとしております。

裁判の結果に利害関係を有する者が非訟事件の手続に参加することができるようになります。そのため、裁判所の判断の基礎となるべき資料を認識しながら主張、反論等の手続追行をするために必要不可欠なものと考えられます。そこで、裁判の結果に利害関係を有する者が非訟事件の手続に参加することができるようになります。また、当事者による記録の閲覧、謄写を原則として可能とすることなどを内容とする制度を創設することとしております。

第三に、非訟事件の手続をより利用しやすくなるための制度を新設することとしております。

例えば、遠隔地に居住する当事者等への裁判所への出頭の負担を軽減するため、電話会議システム及びテレビ会議システムを導入することとしております。

また、事案に応じて柔軟に非訟事件の解決を図ることができるようになるため、和解制度及び調停制度を導入することとしております。

さらに、株式の価格の算定を要する事件など、専門的な知識を要する事件の審理を円滑かつ迅速に進めるために、中立の立場にある専門家に、裁判の資料に関し意見を述べさせたり、和解に関与させたりすることができる制度を導入することとしております。

第四に、現行の非訟事件手続法の第一編及び第二編は、片仮名、文語体で表記されておりましたが、国民により理解しやすい法律とするため、平仮名、口語体の表記することとしております。

続いて、家事事件手続法案について、その趣旨を御説明いたします。

家庭裁判所における家事審判及び家事調停の手続を定める現行の家事審判法は、昭和二十二年に制定されて以来、全体についての見直しがされないまま今日に至っております。そのため、近年の他の民事関係の手続を定めた法令と比較しますと、手続法として備えるべき基本的な事項や当事者等の手続保障に関する規定が十分とは言えないものとなつておりますほか、この間の社会の著しい変化に伴い、家族をめぐる事件も複雑化、多様化しており、現在の社会の状況に適合していない部分が生じております。また、現行の家事審判法は、広く非訟事件手続法の規定を準用しているため、非訟事件手続法の改正の影響を免れないという関係にあります。

そこで、この法律案は、このような状況に鑑み、家庭をめぐる紛争を扱う手続のうち、訴訟手続について平成十五年に人事訴訟法が制定されて現代化が図られたのに続き、非訟事件手続法が改められるこの機会に、家事審判及び家事調停の手続を国民にとってより利用しやすく、現代社会の要請に合致した内容のものにするため、新たに家事事件手続法を制定し、家事事件の手続の改善を図ろうとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、管轄、代理、不服申立て等の手続の基

本的事項に関する規定を整備することとしております。

第二に、当事者等の手続保障に資する規定をより充実したものに改めることとしております。

まず、手続への参加に関する規定を整備し、裁判の結果に利害関係を有する者が家事審判及び家事調停の手続に主体的に関与することを容易にす

ります。

また、当事者に、裁判の資料を提出し、又は裁判所によって収集された資料に反論するなどの機会を保障する見地から、当事者による記録の閲覧、謄写等の許可の申立てをした場合には、家庭裁判所は、関係者のプライバシー等に配慮した例外を認めつつも、原則としてこれを許可することとしております。

さらに、一般的に紛争性が高いと考えられる類型の家事審判事件におきましては、家庭裁判所は、原則として当事者の陳述を聞くものとし、また、当事者に裁判資料の提出期限を示すとともに、裁判所の判断の基礎となるべき資料の範囲を明らかにするため、原則として審理を終結する日を定めなければならないものとするなど、当事者に適切かつ十分な主張、反論等の手続追行の機会を保障するための特則を設けることとしております。

第三に、家事事件の手続をより利用しやすくなるための制度を新設することとしております。

具体的には、遠隔地に居住する当事者等への裁判所への出頭の負担を軽減するため、家事審判及び家事調停の手続において電話会議システム等を利用することができますとする規定

高裁判所においても調停を行ふことができるものとする規定等を新設することとしております。

第四に、家事事件手続法が制定された四月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、受刑者の円滑な社会復帰の基盤整備によつて再犯減少を実現することに関する請願(第四五二号)

二、犯罪被害の減少及び受刑者の更生を実現することに関する請願(第四五三号)

三、選択的夫婦別姓の導入など民法改正を求めることがに関する請願(第四五四号)(第四五五号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法の改正に関する請願(第四五六号)

二、選択的夫婦別姓の導入など民法の改正に関する請願(第四五六号)

第三に、家事事件の手続をより利用しやすくなるための制度を新設することとしております。

第四に、平成二十三年四月六日受理

受刑者の円滑な社会復帰の基盤整備によつて再犯減少を実現することに関する請願

請願者 東京都葛飾区小菅一ノ三五ノ一ノ

A 伊藤玲雄

紹介議員 福島みづほ君

犯罪の発生減少は社会全体、国民全員の悲願であるが、受刑者に更生意欲があり改心しても、出

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴い、家事審判法を廃止し、旧非訟事件手続法外百二十九の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願ひいたします。

○委員長(浜田昌良君) 以上で三案の趣旨説明のはこれにて散会いたします。

午前十一時七分散会

所後誰も雇つてくれず住む家もなければ更生することはできない。受刑者の作業報奨金は平均月

四、〇〇〇円、最高でも一〇、〇〇〇円程度であり、賃金とは理屈は違うものの低額であり、その報奨金すら法律によらない規程によつて減額され、更に更生学習教材や文具購入費を引かれ最終的に出所時に受け取れる金額はたかが知れている。身元引受人もいない出所者が社会復帰に不可欠である住居や就労の確保をするには、十分な資金と言えない。また、制度上はハローワークで職業紹介を受けられるが、住居もない出所者が就職できるケースはほとんどない。すなわち、犯罪の減少は誰もが賛成しているにもかかわらず、実現するために欠かせない手段・環境の整備がなされていないため、むしろ再犯を増加させている。犯罪は社会で発生するものであり、社会自らの問題として受け止めるという考え方がなければならぬ、この考え方が後退すると行刑理念そのものが成り立たなくなるばかりか、心豊かで明るく安心安全な社会を目指すという理想も否定することになる。受刑者は社会復帰することが前提であり、本人の努力に加え社会の適切な援助があつてこそ更生でき、更生に理解と協力がなされ社会的援助が欠ければ再犯しか選択の余地がなくなってしまうという構造を直視することが重要である。犯罪の少ない社会、そして一度過ちを犯した人でも悔い改めてやり直しのきく社会、再チャレンジできる社会の実現を追求し、血の通つた改革を求めらる。

については、次の事項について実現を図られたい。
(資料添付)
一、作業報奨金基準額を月額二〇、〇〇〇円以上保障すること。
二、出所者に対する住居や就労の確保のための貸付金制度を作ること。

犯罪被害の減少及び受刑者の更生を実現することに関する請願

請願者 東京都葛飾区小菅一ノ三五ノ一ノ
A 伊藤玲雄

紹介議員 福島みづほ君

社会から隔離することで自由を剥奪するとともに、改善更生及び円滑な社会復帰を図るという基本理念に基づいている。眞の意味で更生し、円滑な社会復帰を果たすためには、単に「刑務所に戻りたくない」という思いのみから犯罪を思いとどまるのではなく、人間としての尊厳を取り戻し、自発的、自律的な更生及び社会復帰の意欲を持つことが不可欠である。また、それを実現するための処遇を施すことは、職員に対しても本来の使命感と充実感を与える。何よりも、更生は、再犯の減少に直接的かつ最も大きく結び付き、国民全体の利益となる上、犯罪の被害者と受刑者を含む全ての関係者が犯罪減少を望んでいる。また、更生保護関係者、更生支援者、釈放後の雇用主や宗教家その他信仰のための面会を保障することは、受刑者の人格と社会性を養い、信仰の自由を実質的に保障し、普遍的人権の尊重に資する。さらにはNPOやボランティア組織による更生支援を日本に根付かせ、主体的に社会システムに参画する力と資質を養い、発展に寄与する態度を養うこと、寛容の精神を育て、愛のある成熟した豊かな文化を築いていくことにつながるなど未来志向で建設的な幅広い意義がある。この請願の特徴は次の三

点で、(一)主要な利害関係者全てに有益である上、リスクも少なく予算も掛からない(二)政治的内容である。今、行刑は大きな転換期であり、受刑者が人との豊かな心の触れ合いによつて内面か

刑者が更生し、社会の皆が幸せになる仕組みづくりを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
(資料添付)

一、更生保護関係者、更生支援者、釈放後の雇用主の面会を保障すること。

二、宗教家その他信仰のための面会を保障すること。

三、面会により施設の運営及び矯正処遇の実施に支障が認められないときは、この面会を保障すること。

第四四五号 平成二十三年四月七日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法改正を求めるに関する請願

請願者 川崎市中原区小杉御殿町二ノ一
一ノ二ノ一〇一 宮沢ゆみ子 外六十九名

紹介議員 福島みづほ君

一九九六年に法制審議会が民法改正の答申を出したが、いまだに実現に至っていない。女性の多様な生き方に對して、婚姻による姓の問題、夫婦別姓を認められていないことは女性に不利を強いている。国際社会の一員として日本は様々な国連条約を批准しているが、条約に基づく国内法の整備の後れについて度々勧告を受けて

いる。国際社会の一員として日本は様々な国連条約を批准しているが、条約に基づく国内法の整備の後れについて度々勧告を受けている。国際的にも男女の不平等が指摘されている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、選択的夫婦別姓制度を導入すること。

二、婚外子差別を撤廃すること。

三、婚姻年齢の男女差を撤廃すること。

四、女性にだけある再婚禁止期間を廃止すること。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、選択的夫婦別姓制度を導入すること。

二、婚外子差別を撤廃すること。

三、婚姻年齢の男女差を撤廃すること。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、選択的夫婦別姓制度を導入すること。

二、婚外子差別を撤廃すること。

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四四五号と同じである。

請願者 東京都東村山市野口町二ノ二六ノ
五六十 森田麻里子 外六十四名

紹介議員 紙 智子君

請願者 群馬県安中市東上磯部一、八四一
ノ一一 吉田京子 外四名

紹介議員 紙 智子君

一九九六年に法制審議会が民法改正の答申を出したが、いまだに実現に至っていない。女性の多様な生き方に對して、婚姻による姓の問題、夫婦別姓を認められていないことは女性に不利を強いている。国際社会の一員として日本は様々な国連条約を批准しているが、条約に基づく国内法の整備の後れについて度々勧告を受けて

いる。国際的にも男女の不平等が指摘されている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、選択的夫婦別姓制度を導入すること。

二、婚外子差別を撤廃すること。

三、婚姻年齢の男女差を撤廃すること。

四、女性にだけある再婚禁止期間を廃止すること。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、選択的夫婦別姓制度を導入すること。

二、婚外子差別を撤廃すること。

三、婚姻年齢の男女差を撤廃すること。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、選択的夫婦別姓制度を導入すること。

二、婚外子差別を撤廃すること。

三、婚姻年齢の男女差を撤廃すること。

非訟事件手続法案
非訟事件手続法

目次

第一款 特別抗告(第七十五条・第七十 六条)	第二章 非訟事件に共通する手続
第三款 許可抗告(第七十七条・第七十 八条)	第一節 管轄
第一節 終局決定以外の裁判に対する不服 申立て(第七十九条・第八十二条)	（管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所）
第二節 民事非訟事件	第五条 非訟事件は、管轄が人の住所地により定 まる場合において、日本国内に住所がないとき 又は住所が知れないときはその居所地を管轄す る裁判所の管轄に属し、日本国内に居所がない とき又は住所が知れないときはその最後の住所 地を管轄する裁判所の管轄に属する。
第一章 裁判上の代位に関する事件(第八十 五条・第九十一条)	第六条 非訟事件は、管轄が法人その他の社団又は財 團(外国の社団又は財團を除く)の住所地によ り定まる場合において、日本国内に住所がない とき、又は住所が知れないときは、代表者その 他の主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判 所の管轄に属する。
第二節 公示催告事件	第七条 非訟事件は、管轄が外国の社団又は財團の住 所地により定まる場合には、日本における 裁判所の管轄に属し、日本国内に事務所又は營 業所がないときは日本における代表者その他の 主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判所の 管轄に属する。
第三節 有価証券無効宣言公示催告事件(第 百十四条・第一百八十八条)	第八条 この法律の他の規定又は他の法令の規定 により非訟事件の管轄が定まらないときは、そ の非訟事件は、裁判を求める事項に係る財産の 所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄す る裁判所の管轄に属する。
第四節 通則(第九十九条・第一百十三条)	第九条 裁判所の管轄は、非訟事件の申立てが あつた時又は裁判所が職権で非訟事件の手続を 開始した時を標準として定める。
第五節 有価証券無効宣言公示催告事件(第 百十四条・第一百八十八条)	第十条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第十 六条(第二項ただし書を除く)、第十八条、第 二十二条及び第二十二条の規定は、非訟事件の 移送等について準用する。
第六節 手続費用	2 非訟事件の移送の裁判に対する即時抗告は、 執行停止の効力を有する。
第七節 手続上の救助(第二十九条)	第二節 裁判官の除斥及び忌避
第八節 檢察官に対する通知(第四十一条)	第十一條 裁判官は、次に掲げる場合には、その 職務の執行から除斥される。ただし、第六号に 掲げる場合には、他の裁判所の嘱託により 受託裁判官としてその職務を行ふことを妨げ ない。
第九節 電子情報処理組織による申立て等 (第四十二条)	一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者で あつた者が、事件の当事者若しくはその他の 裁判を受ける者となるべき者終局決定(申立 てを却下する終局決定を除く)がされた場合 において、その裁判を受ける者となる者をい う。以下同じ)であるとき、又は事件につい てこれらの人と共同権利者、共同義務者若し くは償還義務者の関係にあるとき。
第三章 第一審裁判所における非訟事件の手 続	2 裁判所及び当事者の責務
第一節 非訟事件の申立て(第四十三条・ 第四十四条)	第三条 非訟事件の手続については、次編から第 五編まで及び他の法令に定めるもののほか、こ の編の定めるところによる。
第二節 非訟事件の手続の期日(第四十五 条・第四十八条)	（裁判所及び当事者の責務）
第三節 事実の調査及び証拠調べ(第四十 九条・第五十三条)	（管轄裁判所の指定）
第四節 裁判(第五十四条・第六十二条)	第七条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を 行うことができないときは、その裁判所の直近 上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管 轄裁判所を定める。
第五節 裁判によらない非訟事件の終了 (第六十三条・第六十五条)	2 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判 所が定まらないときは、関係のある裁判所に共 ない。
第四章 不服申立て	
第一節 終局決定に対する不服申立て	
第一款 即時抗告(第六十六条・第七十七 条)	
四条	

第二章 非訟事件に共通する手続	第三章 第一審裁判所における非訟事件の手 続
第一節 管轄	第一節 管轄
（管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所）	（最高裁判所規則）
第五条 非訟事件は、管轄が人の住所地により定 まる場合において、日本国内に住所がないとき 又は住所が知れないときはその居所地を管轄す る裁判所の管轄に属し、日本国内に居所がない とき又は住所が知れないときはその最後の住所 地を管轄する裁判所の管轄に属する。	第一条 この法律に定めるもののほか、非訟事件 の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で 定める。
第六条 非訟事件は、管轄が外国の社団又は財團の住 所地により定まる場合には、日本における 裁判所の管轄に属し、日本国内に事務所又は營 業所がないときは日本における代表者その他の 主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判所の 管轄に属する。	第二条 この法律は、非訟事件の手続についての 通則を定めるとともに、民事非訟事件、公示催 告事件及び過料事件の手続を定めるものとする。 (最高裁判所規則)
第七条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を 行うことができないときは、その裁判所の直近 上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管 轄裁判所を定める。	第三条 非訟事件の手続については、次編から第 五編まで及び他の法令に定めるもののほか、こ の編の定めるところによる。
第八条 裁判所は、非訟事件の手続が公正かつ迅 速に行われるよう努め、当事者は、信義に從 事する。	（裁判所及び当事者の責務）
第九条 裁判所及び当事者の責務	（管轄裁判所の指定）
第十条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を 行うことができないときは、その裁判所の直近 上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管 轄裁判所を定める。	第七条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を 行うことができないときは、その裁判所の直近 上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管 轄裁判所を定める。

第二章 非訟事件に共通する手続	第三章 第一審裁判所における非訟事件の手 續
第一節 管轄	第一節 管轄
（管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所）	（最高裁判所規則）
第五条 非訟事件は、管轄が人の住所地により定 まる場合において、日本国内に住所がないとき 又は住所が知れないときはその居所地を管轄す る裁判所の管轄に属し、日本国内に居所がない とき又は住所が知れないときはその最後の住所 地を管轄する裁判所の管轄に属する。	第一条 この法律に定めるもののほか、非訟事件 の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で 定める。
第六条 非訟事件は、管轄が外国の社団又は財團の住 所地により定まる場合には、日本における 裁判所の管轄に属し、日本国内に事務所又は營 業所がないときは日本における代表者その他の 主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判所の 管轄に属する。	第二条 この法律は、非訟事件の手続についての 通則を定めるとともに、民事非訟事件、公示催 告事件及び過料事件の手続を定めるものとする。 (最高裁判所規則)
第七条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を 行うことができないときは、その裁判所の直近 上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管 轄裁判所を定める。	第三条 非訟事件の手続については、次編から第 五編まで及び他の法令に定めるもののほか、こ の編の定めるところによる。
第八条 裁判所は、非訟事件の手続が公正かつ迅 速に行われるよう努め、当事者は、信義に從 事する。	（裁判所及び当事者の責務）
第九条 裁判所及び当事者の責務	（管轄裁判所の指定）
第十条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を 行うことができないときは、その裁判所の直近 上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管 轄裁判所を定める。	第七条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を 行うことができないときは、その裁判所の直近 上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管 轄裁判所を定める。

二 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。

三 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となつたとき、又は審問を受けることとなつたとき。

五 裁判官が事件について当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

(裁判官の忌避)

第十二条 裁判官について裁判の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

2 当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(除外又は忌避の裁判及び手続の停止)

第十三条 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除外又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除外又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。

2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体で

3 裁判官は、その除外又は忌避についての裁判をする。

二 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける

に閲与することができない。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 非訟事件の手続を遅滞させる目的のみでさ

れたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなければならない。ただし、急

速を要する行為については、この限りでない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 非訟事件の手続を遅滞させる目的のみでさ

れたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなければならない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 非訟事件の手続を遅滞させる目的のみでさ

れたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなければならない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 非訟事件の手続を遅滞させる目的のみでさ

れたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手續に違反するとき。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなければならない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 非訟事件の手續を遅滞させる目的のみでさ

れたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手續に違反するとき。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手續を停止しなければならない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 非訟事件の手續を遅滞させる目的のみでさ

れたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手續に違反するとき。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手續を停止しなければならない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 非訟事件の手續を遅滞させる目的のみでさ

れたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手續に違反するとき。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手續を停止しなければならない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 非訟事件の手續を遅滞させる目的のみでさ

れたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手續に違反するとき。

だし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等

(受命裁判官又は受託裁判官)にあつては、当該

裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたとき(ただし、急

速を要する行為については、この限りでない)。

（専門委員の除斥及び忌避）

第十五条 非訟事件の手続における専門委員の除

斥及び忌避については、第十一條、第十二條、

第十三條第八項及び第九項並びに前条第二項及

び第三項の規定を準用する。この場合において

第十五条第二項ただし書中「前項において準用する前条第五項各号」あるのは、「第十三条第

五項各号」と読み替えるものとする。

（第三節 当事者能力及び手続行為能力

(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

官、受託裁判官又は非訟事件を取り扱う地方裁

判所の一人の裁判官若しくは簡易裁判所の裁判

官をいう。次条第三項ただし書において同じ。)

がすることができる。

7 第五項の裁判をした場合には、第四項本文の

規定にかかわらず、非訟事件の手続は停止しな

い。

8 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対し

ては、不服を申し立ててを却下する裁判に対し

ては、不不服を申し立てることができない。

9 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対し

ては、即時抗告することができる。

（裁判所書記官の除斥及び忌避）

第十四条 裁判所書記官の除斥及び忌避につい

ては、第十一條、第十二条並びに前条第三項、第

五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立て

があつたときは、その裁判所書記官は、その申

立てについての裁判が確定するまでその申立て

があつた非訟事件に関与することができない。

ただし、前項において准用する前条第五項各号

に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下

する裁判があつたときは、この限りでない。

（特別代理人）

第十七条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人

について、法定代理人がない場合又は法定代理

人が代理権を行うことができない場合において

非訟事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申

立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて

する。

3 特別代理人は、いつでも特別代理人を改任するこ

とができる。

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と

同一の授権がなければならない。

5 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告することができる。

（法定代理権の消滅の通知）

第十八条 法定代理権の消滅は、本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。

（法人的代表者等への準用）

第十九条 法人の代表者及び法人でない社団又は財團で当事者能力を有するものの代表者又は代理人については、この法律中法定代理及び法定

行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をす

るのに必要な授権についても、民事訴訟法第二

十八條、第二十九條、第三十一条、第三十三條並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。

2 被保佐人、被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項において同じ。)又は後見人その他の法定代理人が他の者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人又は後見監督人の同意その他の授権を要しない。職権により手続が開始された場合についても、同様とする。

（当事者参加）

第二十条 当事者となる資格を有する者は、当事

代理人について非訟事件の手続に参加することができない。

（第四節 参加）

第三十二条 当事者となる資格を有する者は、当事

代理人について非訟事件の手続に参加することができない。

（利害関係参加）

第三十三条 裁判を受ける者となるべき者は、非

訟事件の手続に参加することができる。

2 裁判を受ける者となるべき者は、非

訟事件の手続に参加することができる。

3 当事者参加の申出を却下する裁判に対しても

是即時抗告することができる。

（利害関係参加）

第三十四条 裁判を受ける者となるべき者は、非

訟事件の手続に参加することができる。

2 裁判を受ける者となるべき者は、非

訟事件の手續に参加することができる。

3 裁判を受ける者となるべき者は、非

訟事件の手續に参加することができる。

（利害関係参加）

第三十五条 裁判を受ける者となるべき者は、非

訟事件の手續に参加することができる。

2 裁判を受ける者となるべき者は、非

訟事件の手續に参加することができる。

3 裁判を受ける者となるべき者は、非

訟事件の手續に参加することができる。

（利害関係参加）

第三十六条 裁判を受ける者となるべき者は、非

訟事件の手續に参加することができる。

（利害関係参加）

第三十七条 裁判を受ける者となるべき者は、非

訟事件の手續に参加することができる。

（利害関係参加）

て、裁判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは、裁判所の許可を得て、非訟事件の手続に参加することができる。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による参加の申出及び前項の規定による参加の許可の申立てについて準用する。

4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対する抗告をすることができる。

5 第一項又は第二項の規定により非訟事件の手続に参加した者(以下「利害関係参加人」という。)は、当事者がすることができる手続行為(非訟事件の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。)をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定又は他の法令の規定によりすることができる場合に限る。

(手続代理人の資格)

第二十二条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。

2 前項ただし書の許可是、いつでも取り消すことができる。

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十三条 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができ る。

2 手続代理人人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。
一 非訟事件の申立ての取下げ又は和解
二 終局決定に対する抗告若しくは異議又は第 七十七条第二項の申立て

三 前号の抗告、異議又は申立ての取下げ

四 代理人の選任

3 手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。

四 前二項の規定は、法令により裁判上の行為を

することができる代理人の権限を妨げない。

四 (法定代理の規定及び民事訴訟法の準用)

第二十四条 第十八条並びに民事訴訟法第三十四条までの規定(裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に

四 前二項の規定は、法令により裁判上の行為を

することができる代理人の権限を妨げない。

四 (法定代理の規定及び民事訴訟法の準用)

第二十五条 非訟事件の手続における補佐人につ

二 前二項の規定は、法令により裁判上の行為を

することができる代理人の権限を妨げない。

二 前二項の規定は、法令により裁判上の行為を

る費用は、国庫において立て替えることができる。

(手続費用に関する民事訴訟法の準用等)

第二十八条 民事訴訟法第六十七条规定から第七十四条规定までの規定(裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に

(手続費用に関する民事訴訟法の準用等)

第二十九条 非訟事件の手続の費用(以下「手続費用」という。)は、特別の定めがある場合を除き、各自の負担とする。

(手続費用の負担)

第二十六条 非訟事件の手続の費用(以下「手続費用」という。)は、他の法令の規定による「手続費用」という。)は、特別の定めがある場合を除き、各自の負担とする。

(手続費用の負担)

第二十五条 非訟事件の手続法第六十条の規定を準用する。においては、民事訴訟法第六十条の規定によりする手続における補佐人につ

(手続費用の負担)

第二项中「第六十一条から第六十六まで及び八条まで(同条第三項を除く。)の規定は、手続

るものとする。

(手続の非公開)

第三十一条 裁判所書記官は、非訟事件の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すこと

(手続の非公開)

第三十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に

(手続の非公開)

第三十三条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に

(手続の非公開)

第三十四条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第三十五条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第三十六条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第三十七条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第三十八条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第三十九条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第四十条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第四十一条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第四十二条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第四十三条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第四十四条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第四十五条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続の非公開)

第四十六条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

るものとする。

(手続費用の請求)

第三十二条 非訟事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すこと

(手続費用の請求)

第三十三条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に

(手続費用の請求)

第三十四条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十五条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十六条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十七条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十八条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十九条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十一条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十二条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十三条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十四条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十五条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十六条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十七条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十二条 非訟事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すこと

(手続費用の請求)

第三十三条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に

(手続費用の請求)

第三十四条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十五条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十六条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十七条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十八条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十九条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十一条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十二条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十三条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十四条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十五条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十六条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十七条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十二条 非訟事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すこと

(手続費用の請求)

第三十三条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に

(手続費用の請求)

第三十四条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十五条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十六条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十七条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十八条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第三十九条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十一条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十二条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十三条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十四条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十五条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十六条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

第四十七条 非訟事件の手続の準備及び追行に必

(手続費用の請求)

は、第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。裁判を受ける者が当該裁判があつた後に請求する場合も、同様とする。
6 非訟事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非訟事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。
7 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。
8 前項の規定による即時抗告が非訟事件の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。
9 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
(専門委員)
第三十三条 裁判所は、的確かつ円滑な審理の実現のため、又は和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門的な知見に基づく意見を聞くために専門委員を非訟事件の手続に関与させることができる。この場合において、専門委員の意見は、裁判長が書面により又は当事者が立ち会うことができるとする。専門委員を関与させる裁決が取扱い消すことができる。
2 裁判所は、当事者の意見を聴いて、前項の規定による専門委員を関与させる裁判を取り消すことができる。
3 裁判所は、必要があると認めるときは、専門委員を非訟事件の手続の期日に立ち会わせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他非訟事件の手続の期日に出頭した者に対し直接に問い合わせることを許すことができる。
4 裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間
で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、専門委員に第一項の意見を述べさせることができ。この場合において、尋問をした証人について、尋問の機会がなかつた当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。
(法令により手続を続行すべき者による受継)
第三十六条 当事が死亡、資格の喪失その他の事由によつて非訟事件の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならない。
2 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。
3 第一項の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に非訟事件の手続を受け継がせることがある。
(他の申立てによる受継)
第三十四条 非訟事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定する。
2 非訟事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができます。
3 非訟事件の手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができる。
4 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する。
2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。
(手続の併合等)
第三十五条 裁判所は、非訟事件の手続を併合し、又は分離することができる。
2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。
3 裁判所は、当事者を異にする非訟事件について
第四十条 檢察官は、非訟事件について意見を述べ、その手続の期日に立ち会うことができる。
2 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとする。
(検察官の関与)
第三十六条 当事が死亡、資格の喪失その他の事由によつて非訟事件の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならない。
2 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。
3 第一項の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に非訟事件の手続を受け継がせることがある。
(他の申立てによる受継)
第三十七条 非訟事件の申立て人が死亡、資格の喪失その他の事由によつてその手続を続行することができない場合に限り、法により手続を続行する資格のある者がないときは、当該非訟事件の申立てをすることができる者は、その手続を受け継ぐことができる。
2 前項の規定による受継の申立ては、同項の事由が生じた日から一月以内にしなければならない。
(送達及び手続の中止)
第三十八条 送達及び非訟事件の手続の中止について
2 前項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項本文の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、同条第五項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
第三章 第一審裁判所における非訟事件の手続
第一節 非訟事件の申立て
(申立ての方式等)
第四十三条 非訟事件の申立ては、申立て書(以下この条及び第五十七条第一項において「非訟事件の申立て書」という。)を裁判所に提出してしなければならない。
2 非訟事件の申立て書には、次に掲げる事項を記

載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨及び原因

3 申立て人は、二以上の事項について裁判を求める場合において、これらの事項についての非訟事件の手続が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一の申立てにより求めることができる。

4 非訟事件の申立て書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならぬ。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

5 前項の場合において、申立て人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、非訟事件の申立て書を却下しなければならない。

6 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。(申立ての変更)

第四十四条 申立て人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原因を変更することができる。

2 申立ての趣旨又は原因の変更は、非訟事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

3 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。

4 申立ての趣旨又は原因の変更により非訟事件の手続が著しく遅滞することとなるときは、裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

第二節 非訟事件の手続の期日

(裁判長の手続指揮権)

第四十五条 非訟事件の手続の期日においては、

裁判長が手続を指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わ

ない者の発言を禁止することができる。

3 当事者が非訟事件の手続の期日における裁判長の指揮に従わぬ場合は、裁判所は、その異議について裁判をする。

(受命裁判官による手続)

第四十六条 裁判所は、受命裁判官に非訟事件の手続の期日における手続を行わせることができ

る。ただし、事実の調査及び証拠調べについて第一節から第六節までの規定により受命裁判官

が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限る。

2 前項の場合においては、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(音声の送受信による通話の方法による手続)

第四十七条 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法

によって、非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く)を行うことができる。

2 非訟事件の手続の期日に出頭しないで前項のとみなす。

(通訳人の立会い等その他の措置)

第四十八条 非訟事件の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第一百五十四条の規定を、非訟事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者利害関係参加人、代理人及び補佐人に対する措置については同法第一百五十五条の規定を準用する。

3 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更が不

適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。

4 申立ての趣旨又は原因の変更により非訟事件の手続が著しく遅滞することとなるときは、裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

第三節 事実の調査及び証拠調べ

(事実の調査及び証拠調べ等)

第四十九条 裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める

証拠調べをしなければならない。

2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び裁判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

3 裁判所は、即時に取り調べることができる。資料によつてしなければならない。

(事実の調査の嘱託等)

第五十条 疎明は、即時に取り調べることができる。

3 裁判所は、他の地方裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

4 前項の規定により受命裁判官又は受命裁判官が事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。

5 裁判所は、相當と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができる。

2 前項の規定により受命裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(事実の調査の通知)

第五十二条 裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による非訟事件の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(証拠調べ)

第五十三条 非訟事件の手続における証拠調べについて、民事訴訟法第二百二十九条第二項(同法第二百三十二条において準用する場合を含む)において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従わないと

2 書証を妨げる目的で第一項において準用する民事訴訟法第二百二十条(同法第二百三十一条において準用する場合を含む)の規定に従わないと

3 第二項において準用する場合を含む)の規定による提出の義務がある文書(同法第二百三十一条に規定する文書に準ずる物件を含む)を滅失させ、その他これを使用することができないようにしてたとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしてたとき。

4 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

1 正当な理由なく第一項において準用する民

事訴訟法第二百二十九条第二項(同法第二百三十二条において準用する場合を含む)において準用する同法第二百二十三条第一項の規

定による提出の命令に従わないと

2 対照の用に供することを妨げる目的で対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書そ

の他の物件を滅失させ、その他これを使用す

ることができないようにしてたとき。

3 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第三項(同法第二百三十二条において

準用する場合を含む)の規定による決定に

正當な理由なく従わないと、又は当該決定

に係る対照の用に供すべき文字を書体を変え

て筆記したとき。

5 裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、

その当事者に対し、非訟事件の手続の期日に出頭することを命ずることができる。

2 前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。

1 第一項において準用する民事訴訟法第二百三十三条第一項(同法第二百三十一条において準用する場合を含む)の規定による提出の命令に従わないと

2 二十三條第一項(同法第二百三十二条において準用する場合を含む)の規定による提出の命令に従わないと、又は正当な理由なく第

一項において準用する同法第二百二十三条第一項において準用する同法第二百二十三条规定による提出の

命令に従わないと、又は正当な理由なく第

一項において準用する同法第二百二十三条规定による提出の

命令に従わないと、又は正当な理由なく第

	<p>当事者が正当な理由なく出頭しない場合について、同法第二百九条第一項及び第二項の規定は出頭した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。</p> <p>7 この条に規定するもののほか、証拠調べにおける過料についての裁判に関する場合は、第五編の規定第一百十九条の規定並びに第一百二十条及び第一百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。)を準用する。</p>
--	---

	<p>(裁判の方式)</p> <p>第五十四条 裁判所は、非訟事件の手続においては、決定で、裁判をする。</p> <p>(終局決定)</p> <p>第五十五条 裁判所は、非訟事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をする。</p> <p>2 裁判所は、非訟事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局決定をすることはできる。手続の併合を命じた数個の非訟事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とする。</p> <p>(終局決定の告知及び効力の発生等)</p> <p>第五十六条 終局決定は、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の裁判を受ける者に対する対し、相当と認める方法で告知しなければならない。</p> <p>2 終局決定(申立てを却下する決定を除く)は、裁判を受ける者(裁判を受ける者が数人あるときは、そのうちの一人)に告知することによつてその効力を生ずる。</p> <p>3 申立てを却下する終局決定は、申立人に告知することによってその効力を生ずる。</p> <p>4 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。</p> <p>5 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。</p> <p>(終局決定の方式及び裁判書)</p> <p>第五十七条 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすること</p>
--	---

	<p>(更正決定)</p> <p>第五十八条 終局決定に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。</p> <p>2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。</p> <p>3 更正決定に対しては、更正後の終局決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。</p> <p>4 第一項の申立てを不適法として却下する裁判に対する場合は、即時抗告をすることができる。</p> <p>5 終局決定に対し適法な即時抗告があつたときは、前二項の即時抗告は、することができない。</p> <p>(終局決定の取消し又は変更)</p> <p>第五十九条 裁判所は、終局決定をした後、その決定を不当と認めるときは、次に掲げる決定を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができる。</p> <p>1 申立てによってのみ裁判をすべき場合において申立てを却下した終局決定は、申立人に告知することができる。</p> <p>2 申立てによってのみ裁判をすべき場合において申立てを却下した終局決定は、その決定を認めることによってその効力を生ずる。</p> <p>3 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。</p> <p>4 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。</p> <p>(終局決定の方式及び裁判書)</p> <p>第五十七条 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすること</p>
--	--

	<p>(終局決定に關する民事訴訟法の準用)</p> <p>第六十条 民事訴訟法第二百四十七条 第二百五十六条第一項及び第二百五十八条(第二項後段を除く。)の規定は、終局決定について準用する。この場合において、同法第二百五十六条第一項中「言渡し後」とあるのは、「終局決定が告知を受ける者に最初に告知された日から」と読み替えるものとする。</p> <p>(中間決定)</p> <p>第六十一条 裁判所は、終局決定の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができる。</p> <p>2 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。</p> <p>(終局決定以外の裁判)</p> <p>第六十二条 終局決定以外の非訟事件に関する裁判については、特別の定めがある場合を除き、第五十五条から第六十条まで(第五十七条第一項及び第五十九条第三項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 非訟事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができる。</p> <p>3 終局決定以外の非訟事件に關する裁判は、判事補が単独でできる。</p> <p>(第五節 裁判によらない非訟事件の終了)</p> <p>第六十三条 非訟事件の申立人は、終局決定が確定するまで、申立ての全部又は一部を取り下げることができる。この場合において、終局決定が確定された後は、裁判所の許可を得なければなら</p>
--	--

	<p>(非訟事件の申立ての取下げの擬制)</p> <p>第六十四条 非訟事件の申立て人が、連続して二回、呼出しを受けた非訟事件の手続の期日に出席せす、又は呼出しを受けた非訟事件の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは、裁判所は、申立ての取下げがあつたものとみなすことができる。</p> <p>(和解)</p> <p>第六十五条 非訟事件における和解については、民事訴訟法第八十九条、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十四条及び第二百六十五条とあるのは、「非訟事件の手続」と読み替えるものとする。</p> <p>(和解を調書に記載したときは、その記載は、第三項中「口頭弁論等」とあるのは、「非訟事件の手續」と読み替えるものとする。)</p> <p>2 和解を調書に記載したときは、その記載は、第三項中「口頭弁論等」とあるのは、「非訟事件の手續」と読み替えるものとする。</p> <p>(第四章 不服申立て)</p> <p>第六十六条 終局決定により権利又は法律上保護される利益を害された者は、その決定に対し、即時抗告をすることができる。</p> <p>2 申立てを却下した終局決定に対し、申立て人により、即時抗告をすることができる。</p> <p>(即時抗告)</p> <p>第六十七条 終局決定に対する不服申立て第一款 即時抗告</p> <p>2 申立てによってのみ裁判をすべき場合において申立てを却下した終局決定に対し、申立て人により、即時抗告をすることができる。</p> <p>(即時抗告期間)</p> <p>第六十七条 終局決定に対する即時抗告は、二週間の不变期間内にしなければならない。ただ</p>
--	---

ができない決定については、非訟事件の申立て書の作成に代えることができる。

当事者及びその他の裁判を受ける者の陳述を聽かなければならない。

六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「非訟事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

ない。

第一項の規定による取消し又は変更の終局決定に対しては、取消し後又は変更後の決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「非訟事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

ない。

し、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2 即時抗告の期間は、即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者である場合にあつては、裁判の告知を受けた日から進行する。

3 前項の期間は、即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者でない場合には、申立人（職権で開始した事件においては、裁判を受け

る者が裁判の告知を受けた日（以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

（即時抗告の提起の方式等）

第六十八条 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。

2 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 原決定の表示及びその決定に対する即時抗告をする旨

3 即時抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、これを却下しなければならない。

4 前項の規定による終局決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

6 第四十三条第四項から第六項までの規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用する。

（抗告状の写しの送付等）

第六十九条 終局決定に対する即時抗告があつたときは、抗告裁判所は、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。ただし、その即時抗告が不適法であるとき、又は即時抗告に理由がないことが明らかなるときは、この限りでない。

2 裁判長は、前項の規定により抗告状の写しを送付するための費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならない。

3 前項の命令に対しても、即時抗告をすることができる。

（陳述の聴取）

第七十条 抗告裁判所は、原審における当事者及び他の裁判を受ける者（抗告人を除く。）の陳述を聽かなければ、原裁判所の終局決定を取り消すことができない。

（原裁判所による更正）

第七十一条 原裁判所は、終局決定に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その決定を更正しなければならない。

（原裁判の執行停止）

第七十二条 終局決定に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

（再抗告）

第七十四条 抗告裁判所の終局決定（その決定が第一審裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものに限る。）に対しては、次に掲げる事由を理由とするときに限り、更に即時抗告をすることができる。ただし、第五号に掲げる事由については、手続行為能力、法定代理権又は手続行為をするのに必要な権限を有するに至った本人、法定代理人又は手続代理人による追認があつたときは、この限りでない。

一 終局決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること。

二 法律に従つて裁判所を構成しなかつたこと。

三 法律により終局決定に関与することができない裁判官が終局決定に関与したこと。

四 専属管轄に関する規定に違反したこと。

五 法定代理権、手続代理人の代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

六 終局決定にこの法律又は他の法令で記載すべきものと定められた理由若しくはその要旨に食い

所の終局決定であるとした場合に即時抗告」と読み替えるものとする。

2 前項の即時抗告（以下この条及び第七十七条第一項において「再抗告」という。）が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された再抗告の理由についてのみ調査をする。

3 民事訴訟法第三百十四条第二項、第三百十五条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百二十二条、第三百三十三条及び第三百五十三条から第三百九条までの規定

は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十一條第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十二条第二項」の「非訟事件手続法第六百六十三条」とあるのは「非訟事件手続法第六百六十三条」と、同法第二百三十三条第二項及び第六十四条」と、同法第二百三十三条第五項中「第二百八十九条」とあるのは「非訟事件手続法第二百二十二条」と読み替えるものとする。

2 前項の即時抗告（以下この条及び第七十七条第一項において「再抗告」という。）が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された再抗告の理由についてのみ調査をする。

3 民事訴訟法第三百十四条第二項、第三百十五条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百二十二条、第三百三十三条及び第三百五十三条から第三百九条までの規定

は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十一條第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十二条第二項」の「非訟事件手続法第六百六十三条」とあるのは「非訟事件手続法第六百六十三条」と、同法第二百三十三条第二項及び第六十四条」と、同法第二百三十三条第五項中「第二百八十九条」とあるのは「非訟事件手続法第二百二十二条」と読み替えるものとする。

2 前項の即時抗告（以下この条及び第七十七条第一項において「再抗告」という。）が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された再抗告の理由についてのみ調査をする。

3 民事訴訟法第三百十四条第二項、第三百十五条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百二十二条、第三百三十三条及び第三百五十三条から第三百九条までの規定

は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十一條第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十二条第二項」の「非訟事件手続法第六百六十三条」とあるのは「非訟事件手続法第六百六十三条」と、同法第二百三十三条第二項及び第六十四条」と、同法第二百三十三条第五項中「第二百八十九条」とあるのは「非訟事件手続法第二百二十二条」と読み替えるものとする。

2 前項の抗告以下この項及び次条において「特別抗告」という。）が係属する抗告裁判所は、抗

所の終局決定であるとした場合に即時抗告」と違ひがあること。

2 前項の即時抗告（以下この条及び第七十七条第一項において「再抗告」という。）が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された再抗告の理由についてのみ調査をする。

3 民事訴訟法第三百十四条第二項、第三百十五条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百二十二条、第三百三十三条及び第三百五十三条から第三百九条までの規定

は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十一條第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十二条第二項」の「非訟事件手続法第六百六十三条」とあるのは「非訟事件手續法第六百六十三条」と、同法第二百三十三条第二項及び第六十四条」と、同法第二百三十三条第五項中「第二百八十九条」とあるのは「非訟事件手續法第二百二十二条」と読み替えるものとする。

2 前項の即時抗告（以下この条及び第七十七条第一項において「再抗告」という。）が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された再抗告の理由についてのみ調査をする。

3 民事訴訟法第三百十四条第二項、第三百十五条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百二十二条、第三百三十三条及び第三百五十三条から第三百九条までの規定

は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十一條第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十二条第二項」の「非訟事件手續法第六百六十三条」とあるのは「非訟事件手續法第六百六十三条」と、同法第二百三十三条第二項及び第六十四条」と、同法第二百三十三条第五項中「第二百八十九条」とあるのは「非訟事件手續法第二百二十二条」と読み替えるものとする。

2 前項の抗告以下この項及び次条において「特別抗告」という。）が係属する抗告裁判所は、抗

告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をする。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第七十六条 前款の規定第六十六条、第六十七条第一項、第六十九条第三項、第七十一条及び第七十四条の規定を除く。は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。

報告書に関する三編について適用する

**民事訴訟法第三百四十四条第一項、第三百五
条、第三百六十六条(第一項第一号を除く。)、第**

二百二十一條第一項、第二百二十二條第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び

第四項、第三百二十六条並びに第三百三十六条

第二項の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において

する手続は置いて準用する。この場合には並びに、同法第三百四条第一項中「前条において

準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第

二項」とあるのは「非訟事件手続法第七十六条第

一項において準用する同法第六十八条第六項

と同法第三百十六條第二項中「如しては」とあるのは「如しては、一週間の不变期間内に」と、

同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは「非

訟事件手続法第七十五条第一項の規定及び同法

第七十六条第二項において準用する第三百二十

同法第三百二十五條第一項前

段及び第二項中「第三百二十二条第一項又は第二項」とあるのは「非訟事件手続法第七十五条第一

項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるの

は「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をす

る場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差

戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第三款 許可抗告

(許可抗告をすることができる裁判等)

第七十七条 高等裁判所の終局決定(再抗告及び

次項の申立てについての決定を除く)に対しては、第七十五条第一項の規定による場合のま

は第七十五条第一項の規定による場合に、その高等裁判所が次項の規定により許可し

たときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の

第三部 法務委員会会議録第七号 平成二十二年

2 決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるとき有限る。

3 前項の高等裁判所は、同項の終局決定について、最高裁判所の判例(これがない場合には、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

4 3 前項の申立てにおいては、第七十五条第一項に規定する事由を理由とするとはできない。

5 第二項の規定による許可があつた場合には、第一項の抗告(以下この条及び次条第一項において「許可抗告」という。)があつたものとみなす。

6 5 許可抗告が係属する抗告裁判所は、第二項の規定による許可の申立書又は同項の申立てに係る理由書に記載された許可抗告の理由についてのみ調査をする。

7 6 許可抗告が係属する抗告裁判所は、終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原決定を破棄することができる。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

8 第七十八条 第一款の規定(第六十六条、第六十七条第一項、第六十八条第四項及び第五項、第六十九条第三項、第七十一条並びに第七十四条の規定を除く。)は、許可抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、これらの規定中「抗告状」とあるのは「第十七条第二項の規定による許可の申立書」と、第六十七条第二項及び第三項、第六十八条第一項、第二項第二号及び第三項、第六十九条第一項並びに第七十二条第一項本文中「即時抗告」とあり、及び第六十八条第六項中「即時抗告の提起」とあるのは「第七十七条第二項の申立て」と、第七十二条第一項ただし書並びに第七十三条第一項前段及び第二項中「即時抗告」とあるのは「許可抗告」と読み替えるものとする。

第二項の規定は前条第三項の申立てについて、同法第三百十八条规定は前条第三項の規定は前条第三項の規定による許可をする場合について、同法第三百十八条规定は前条第三項の規定による許可が十六条の規定は前条第二項の規定による許可があつた場合について準用する。この場合において、同法第三百十八条规定は前条第二項の規定による許可があつた場合について準用する。この場合において、同法第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段第二項、第三項後段及び第四項並びに第三百三十五条の規定は「非訟事件手続法第七十七条第五項」と、同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは「非訟事件手続法第七十七条第五項の規定及び同法第七十八条第一項において準用する第三百二十一条第一項」と、同法第三百二十五条第一項前段及び第二項中「第三百十二条第一項又は第二项」とあるのは「非訟事件手続法第七十七条第二項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(即時抗告期間)
第八十一条 終局決定以外の裁判に対する即時抗告は、一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

(終局決定に対する不服申立ての規定の準用)
第八十二条 前節の規定(第六十六条第一項及び第二項、第六十七条第一項並びに第六十九条及び第七十条(これらの規定を第七十六条第一項及び第七十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する不服申立てについて準用する。

第五章 再審

(再審)

第八十三条 確定した終局決定その他の裁判(事件を完結するものに限る。第五項において同じ。)に対しては、再審の申立てをすることができる。

2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における非訟事件の手続に関する規定を準用する。

3 民事訴訟法第四編の規定(同法第三百四十一条及び第三百四十九条の規定を除く。)は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十八条第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する民事訴訟法第三百四十六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

5 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により終局決定その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しでは、当該終局決定その他の裁判に対し即時抗告は、

告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

(執行停止の裁判)

第八十四条 裁判所は、前条第一項の再審の申立てがあつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことのできない損害が生ずるおそれがあること

につき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることがで

きる。

2 前項の規定による申立てについての裁判に対することは、不服を申し立てることができない。

3 第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

第三編 民事非訟事件

第一章 裁判上の代位に関する事件

(裁判上の代位の許可の申立て)

第八十五条 債権者は、自己の債権の期限前に債務者の権利行使しなければ、その債権を保全することができないとき、又はその債権を保全するのに困難を生ずるおそれがあるときは、民法明治二十九年法律第八十九号)第四百二十三条规定による裁判上の代位の許可を申し立てることができる。

(管轄裁判所)

第八十六条 前条の規定による申立てに係る事件は、債務者の普通裁判籍(民事訴訟法第四条第二項から第六項までに規定する普通裁判籍をいふ。以下同じ。)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

掲げる事項を記載しなければならない。

一 債務者及び裁判上の代位により行使しよう

とする権利の義務者

二 申立人が保全しようとする債権及び裁判上の代位により行使しようとする権利の表示

(代位の許可等)

2 第四十三条第四項前段、第五項及び第六項の規定は、前項の申立て書に同項各号に掲げる事項が記載されていない場合について準用する。

3 第八十八条 裁判所は、第八十五条の規定による申立てを理由があると認めるときは、担保を立てさせて、又は立てさせないで、裁判上の代位を許可することができる。

2 前項の規定による許可の裁判は、債務者に告げなければならない。

3 前項の規定による告知を受けた債務者は、その代位に係る権利の処分をすることができない。

4 第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

(即時抗告)

第三章 第九十条 第八十六条の事件の手続費用についての規定は、申立人及び債務者を当事者とみなして、民事訴訟法第六十一条の規定を準用する。

(手続費用の負担の特則)

第八十九条 前条第一項の規定による許可の裁判に對しては、債務者に限り、即時抗告をすることができる。

3 第九十四条 民法第四百九十五条第二項の供託所の指定及び供託物の保管者の選任の事件は、債務の履行地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4 裁判所は、前項の指定及び選任の裁判をするには、債権者の陳述を聽かなければならぬ。

3 裁判所は、前項の規定により選任した保管者を改任することができる。この場合においては、債権者及び弁済者の陳述を聽かなければならぬ。

4 裁判所が第二項の裁判又は前項の規定による改任の裁判をする場合における手續費用は、債権者の負担とする。

5 民法第六百五十八条第一項、第六百五十九条から第六百六十一項まで及び第六百六十四条の規定は、第二項の規定により選任し、又は第三項の規定により改任された保管者について準用する。

(競売代価の供託の許可)

第九十五条 民法第四百九十七条の裁判所の許可の事件については、前条第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

2 裁判所は、前項の指定の裁判をするには、分担がされた地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(共有物分割の証書の保存者の指定)

第九十六条 民法第五百八十二条の規定による証書の保存者の指定の事件は、共有物の分担がされた地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(申立て書の記載事項)

第八十七条 第八十五条の許可の申立て書には、第一項から第六項までに規定する普通裁判籍をいふ。以下同じ。の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

掲げる事項を記載しなければならない。

一 債務者及び裁判上の代位により行使しよう

3 裁判所が前項の裁判をする場合における手続費用は、分割者の全員が等しい割合で負担する。

(動産質権の実行の許可)

第九十三条 民法第三百五十四条の規定による質物をもつて直ちに弁済に充てることの許可の申立てに係る事件は、債務の履行地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 裁判所は、前項の許可の裁判をするには、債務者の陳述を聽かなければならぬ。

3 裁判所が前項の裁判をする場合における手続費用は、債務者の負担とする。

2 裁判所は、前項の裁判に対する指定、許可、選任又は改任の裁判に対しても、不服を申し立てすることができない。

3 公示催告の申立て

第九十九条 裁判上の公示催告で権利の届出を催告するためのもの(以下この編において「公示催告」という。)の申立ては、法令にその届出をして同じ。に係る事件(第百十二条において「公示催告事件」という。)は、公示催告に係る権利を有する者の普通裁判籍の所在地又は当該公示催告に係る権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。ただし、当該権利が登記又は登録に係るものであるときは、登記又は登録をすべき地を管轄する簡易裁判所もこれを管轄する。

2 裁判所は、公示催告の申立てが適法であり、かつ、理由があると認めるときは、公示催告手続開始の決定をするとともに、次に掲げる事項を内容とする公示催告をする旨の決定

(買戻権の消滅に係る鑑定人の選任)

第九十六条 民法第五百八十二条の規定による鑑定人の選任の事件は、不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 裁判所が前項の鑑定人の選任の裁判をする場合における手続費用は、買主の負担とする。

(検察官の不関与)

第九十七条 第四十条の規定は、この章の規定による非訟事件の手続には、適用しない。

2 この章の規定による指定、許可、選任又は改任の裁判に対しては、不服を申し立てすることができない。

3 第四編 公示催告事件

第一章 通則

第九十九条 裁判上の公示催告で権利の届出を催告するためのもの(以下この編において「公示催告」という。)の申立ては、法令にその届出をして同じ。に係る事件(第百十二条において「公示催告事件」という。)は、公示催告に係る権利を有する者の普通裁判籍の所在地又は当該公示催告に係る権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。ただし、当該権利が登記又は登録に係るものであるときは、登記又は登録をすべき地を管轄する簡易裁判所もこれを管轄する。

2 裁判所は、公示催告の申立てが適法であり、かつ、理由があると認めるときは、公示催告手続開始の決定をするとともに、次に掲げる事項を内容とする公示催告をする旨の決定

(第百十三条第一項において「公示催告決定」という。)をしなければならない。

2 申立て人の表示

ができる。
(適用除外)

第百十三条 第四十条の規定は、公示催告手続には、適用しない。

2 第五十九条の規定は、公示催告手続開始の決定、公示催告決定及び除権決定には、適用しない。

第一章 有価証券無効宣言公示催告事件

(申立権者)

第一百四条 盗取され、紛失し、又は滅失した有価証券のうち、法令の規定により無効とすることができるものであつて、次の各号に掲げるものを無効とする旨の宣言をするために必要な催告の申立ては、それぞれ当該各号に定める者がすることができる。

一 無記名式の有価証券又は裏書によつて譲り渡すことができる有価証券であつて白地式裏書(被裏書人を指定しないで、又は裏書人の署名若しくは記名押印のみをもつてした裏書をいう。)がされたもの、その最終の所持人二 前号に規定する有価証券以外の有価証券その有価証券により権利を主張することができる者

(管轄裁判所)

第一百五条 前条に規定する公示催告(以下この章において「有価証券無効宣言公示催告」といふ。)の申立てに係る事件は、その有価証券に義務履行地(手形又は小切手にあつては、その支払地。以下この項において同じ。)が表示されてゐるときはその義務履行地を管轄する簡易裁判所の管轄に属し、その有価証券に義務履行地が表示されていないときはその有価証券により義務を負担する者が普通裁判籍を有する地を管轄する簡易裁判所の管轄に属し、その者が普通裁判籍を有しないときはその者がその有価証券により義務を負担した時に普通裁判籍を有した地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の有価証券が登記された権利について発行されたものである

ときは、同項の申立ては、その権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

(申立ての方式及び疎明)

第一百六条 有価証券無効宣言公示催告の申立ては、その申立てに係る有価証券の謄本を提出し、又は当該有価証券を特定するために必要な事項を明らかにして、これをしなければならない。

2 有価証券無効宣言公示催告の申立てに係る有価証券の盗難、紛失又は滅失の事実その他第一百四条の規定により申立てをすることができる理由は、これを疎明しなければならない。

(公示催告の内容等)

第一百七条 有価証券無効宣言公示催告においては、第一百一条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公示催告の内容とする。

一 申立人の表示

二 権利を争う旨の申述の終期の指定

三 前号に規定する権利を争う旨の申述の終期までに権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出すべき旨の有価証券の所持人に対する催告

四 前号に掲げる催告に応じて権利を争う旨の申述をしないことにより有価証券を無効とする旨を宣言する旨の表示

2 有価証券無効宣言公示催告についての前章の規定の適用については、第一百三条、第一百五条第一項から第三項まで並びに第一百六条第一項及び第三項中「権利の届出の終期」とあるのは「権利を争う旨の申述の終期」と、第一百四条第一項中「第一百六条第一項から第四項まで」とあるのは「権利を争う旨の申述」と、第一百六条第三項中「適法な権利を争う旨の申述があつた場合であつて、適法な権利の届出がないとき」とある項、第一百六条第一項及び第一百八条第五号中「権利の届出又は権利を争う旨の申述」とあるのは「権利を争う旨の申述」とある。

3 過料についての裁判に対する抗告審における手続費用は、過料の裁判をした場合にあつては当該裁判を受けた者の負担とし、その他の場合にあつては国庫の負担とする。

るは留保決定と、第一百七条中「制限決定及び留保決定」とあるのは「及び留保決定と、第一百八条第五号中「第一百六条第二項から第四項まで」とあるのは「第一百六条第三項」とする。

(除権決定による有価証券の無効の宣言等)

第一百十八条 裁判所は、有価証券無効宣言公示催告の申立てについての除権決定において、その申立てに係る有価証券を無効とする旨を宣言し、執行に係る有価証券を無効とする旨を宣言しなければならない。

2 前項の除権決定がされたときは、有価証券無効宣言公示催告の申立てに係る有価証券により義務を負担する者に対し、当該有価証券による権利を主張することができる。

(過料の裁判の手続)

第一百九条 過料事件(過料についての裁判の手続に係る非訟事件をいう。)は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、当事者の過料の裁判がされた場合において、その裁判を受ける者となる者をいう。(以下この編において同じ。)の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 過料の裁判の執行がつた後に当該裁判(以下この項において「原裁判」という。)に対して前条第三項の即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料についての裁判をしたときは、前項の規定にかかわらず、過料についての裁判の手続に要する手続費用は、国庫の負担とする。

第二十一条 過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事執行法昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手続に関する法律の規定に従つてする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。

3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。

4 過料の裁判の執行があつた後に当該裁判(以下この項において「原裁判」という。)に対して前条第三項の即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があつたものとみなす。この場合において、原裁判の執行によつて得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

2 裁判所は、過料についての裁判をするに当たつては、あらかじめ、検察官の意見を聞くとともに、当事者の陳述を聴かなければならぬ。

(過料についての裁判等)

第一百二十条 過料についての裁判には、理由を付さなければならない。

2 裁判所は、過料についての裁判をするに当たつては、あらかじめ、検察官の意見を聞くとともに、当事者の陳述を聴かなければならぬ。

(略式手続)

第一百二十二条 裁判所は、第一百二十条第二項の規定にかかると認めることは、当事者の陳述を聴かないと認めるときは、当事者の陳述を聴かないで過料についての裁判をすることができる。

2 前項の裁判に対しても、当事者及び検察官に限り、即時抗告ができる。この場合において、当該即時抗告が過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

4 過料についての裁判の手続その抗告審における手続を含む。次項において同じ。)に要する手續費用は、過料の裁判をした場合にあつては当該裁判を受けた者の負担とし、その他の場合にあつては国庫の負担とする。

3 前項の異議の申立ては、次項の裁判があるま

で、取り下げることができる。この場合において、当該異議の申立ては、遡つてその効力を失う。

4 適法な異議の申立てがあつたときは、裁判所は、当事者の陳述を聴いて、更に過料についての裁判をしなければならない。

5 前項の規定によつてすべき裁判が第一項の裁判と符合するときは、裁判所は、同項の裁判を認可しなければならない。ただし、同項の裁判の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

6 前項の規定により第一項の裁判を認可する場合を除き、第四項の規定によつてすべき裁判においては、第一項の裁判を取り消さなければならぬ。

7 第百二十条第五項の規定は、第一項の規定による過料の裁判に対して当事者から第二項の異議の申立てがあつた場合において、前項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料についての裁判をしたときについて準用する。

8 前条第四項の規定は、第一項の規定による過料の裁判の執行があつた後に当該裁判に対して第二項の異議の申立てがあつた場合において、第六項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の規定は、この法律の施行後に申し立てられた非訟事件及び職権で手続が開始された非訟事件の手続について適用する。

家事事件手続法

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条～第三条)

第二章 管轄(第四条～第九条)

第三章 裁判所職員の除斥及び忌避(第十一条～第十三条)

第五章 手続代理人及び補佐人(第二十二条～第二十七条)

第六章 手続費用

第一節 手続費用の負担(第二十八条～第三十一条)

第二節 手続上の救助(第三十二条)

第七章 家事事件の審理等(第三十三条～第三十七条)

第八章 電子情報処理組織による申立て等(第三十八条)

第二編 家事審判に関する手続

第一章 総則

第一節 家事審判の手続(第二十九条～第四十八条)

第二款 通則(第二十九条～第四十八条)

第二款 家事審判の申立て(第四十九条～第五十条)

第三款 家事審判の手続の期日(第五十一条～第五十五条)

第四款 事実の調査及び証拠調べ(第五十六条～第六十四条)

第五款 家事審判の手続における子の意思の把握等(第六十五条)

第六款 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則(第六十六条～第七十二条)

第七款 審判等(第七十三条～第八十一条)

第八款 取下げによる事件の終了(第八十二条～第八十三条)

第九款 高等裁判所が第一審として行う手続(第八十四条)

第一節 不服申立て

第一款 審判に対する不服申立て

第一目 即時抗告(第八十五条～第九十六条)

第三目 許可抗告(第九十七条～第九十八条)

第二目 特別抗告(第九十四条～第九十九条)

第六款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十四条～第一百六十六条)

第五款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第四款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十三条)

第三節 再審(第一百三十三条～第一百四十四条)

第四節 審判前の保全処分(第一百五十五条～第一百五十六条)

第五節 戸籍の記載等の嘱託(第一百五十七条～第一百五十八条)

第六節 扶養に関する審判事件(第一百八十二条～第一百八十七条)

第七節 未成年後見に関する審判事件(第一百七十七条～第一百七十八条)

第八節 推定相続人の廃除に関する審判事件(第一百八十六条～第一百八十八条)

第九節 未成長後見に関する審判事件(第一百七十六条～第一百七十七条)

第十節 扶養に関する審判事件(第一百八十九条～第一百九十条)

第十一節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百九十二条～第一百九十三条)

第十二節 遺産の分割に関する審判事件(第一百九十四条～第一百九十五条)

第十三節 相続の承認及び放棄に関する審判事件(第一百九十六条～第一百九十七条)

第十四節 相続の承認及び放棄に関する審判事件(第二百一十二条～第二百一十三条)

第十五節 財産分離に関する審判事件(第二百二十二条～第二百二十三条)

第十六節 相続人の不存在に関する審判事件(第二百三十二条～第二百三十三条)

第十七節 遺言に関する審判事件(第二百三十四条～第二百三十五条)

第十八節 遺留分に関する審判事件(第二百三十六条～第二百三十七条)

第十九節 任意後見契約法に規定する審判事件(第二百三十八条～第二百三十九条)

第二十節 戸籍法に規定する審判事件(第二百三十六条～第二百三十七条)

第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件(第一百六十二条)

第四款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十三条)

第五款 離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十四条)

第六款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第七款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第八款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第九款 離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十三条)

第十款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十四条)

第十一款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第十二款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第十三款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第十四款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第十五款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第十六款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第十七款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第十八款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第十九款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第二十款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第二十一款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第二十二款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第二十三款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第二十四款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第二十五款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第二十六款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第二十七款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第二十八款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第二十九款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第三十款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第三十一款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第三十二款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第三十三款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第三十四款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第三十五款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第三十六款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第三十七款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第三十八款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第三十九款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第四十款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第四十一款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第四十二款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第四十三款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第四十四款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第四十五款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第四十六款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第四十七款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第四十八款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第四十九款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第五十款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第五十一款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第五十二款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第五十三款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第五十四款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第五十五款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第五十六款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第五十七款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第五十八款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

第五十九款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十一条)

第六十款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十二条)

第六十一款 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十五条)

第六十二款 死後離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百六十六条)

(条)

第二十一節 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件(第二百三十二条)

第二十二節 厚生年金保険法等に規定する審判事件(第二百三十三条)

第二十三節 児童福祉法に規定する審判事件(第二百三十四条) 第二百三十九条

第二十四節 生活保護法等に規定する審判事件(第二百四十条)

第二十五節 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件(第二百四十二条)

第二十六節 破産法に規定する審判事件(第二百四十三条)

第二十七節 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件(第二百四十三条)

第二十八節 家事調停に関する手続(第二百四十四条) 第二百五十五条

第二十九節 総則(第二百五十六条)

第三十節 家事調停の申立て等(第二百五十七条)

第三十一節 家事調停の手続(第二百五十八条) 第二百六十七条

第三十二節 調停の成立(第二百六十八条) 第二百七十七条

第三十三節 調停の成立によらない事件の終了(第二百七十二条) 第二百七十三条

第三十四節 付調停等(第二百七十四条) 第二百七十六条

第三十五節 合意に相当する審判(第二百七十七条) 第二百八十三条

第三章 調停に代わる審判(第二百八十四条)

条一 第二百八十七条

第四章 不服申立て等(第二百八十八条)

第四編 履行の確保(第二百八十九条) 第二百九十条

第五編 執則(第二百九十二条) 第二百九十三条

附則 第一編 総則

第一章 通則

第二章 管轄

第三章 裁判官の除斥

第四章 裁判所職員の除斥及び忌避

第五章 裁判官の執行停止

第六章 裁判官の執行停止の効力を有する

第七章 裁判官の執行停止の効力を有する

第八章 裁判官の執行停止の効力を有する

第九章 裁判官の執行停止の効力を有する

第十章 裁判官の執行停止の効力を有する

第十一章 裁判官の執行停止の効力を有する

第十二章 裁判官の執行停止の効力を有する

第十三章 裁判官の執行停止の効力を有する

第十四章 裁判官の執行停止の効力を有する

第十五章 裁判官の執行停止の効力を有する

第十六章 裁判官の執行停止の効力を有する

第十七章 裁判官の執行停止の効力を有する

第十八章 裁判官の執行停止の効力を有する

第十九章 裁判官の執行停止の効力を有する

第二十章 裁判官の執行停止の効力を有する

第二十一章 裁判官の執行停止の効力を有する

第二十二章 裁判官の執行停止の効力を有する

第二十三章 裁判官の執行停止の効力を有する

第二十四章 裁判官の執行停止の効力を有する

第二十五章 裁判官の執行停止の効力を有する

第二十六章 裁判官の執行停止の効力を有する

第二十七章 裁判官の執行停止の効力を有する

(管轄裁判所の指定)

第六条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。

第二裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。

3 前二項の規定により管轄裁判所を定める裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

4 前項の規定による移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

5 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二十二条の規定は、家事事件の移送の裁判について準用する。

3 前二項の規定による移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

二 事件を処理するため特に必要があると認めることとされた家庭裁判所

二 申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

め必要があると認めるときその他相当と認めることとされた家庭裁判所

二 申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第二章 家庭裁判所が管轄する。

第一節 申立ての方法(第二百四十五条) 第二百四十六条

第二節 管轄(第二百四十七条) 第二百四十八条

第三節 裁判官の执行停止の効力を有する

四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人

となつたとき、又は審問を受けることとなつたとき。
五 裁判官が事件について当事者若しくはその他の審判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。
六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。
二 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判官は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。
(裁判官の忌避)

第一十二条 裁判官について裁判又は調停の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。
二 当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。
(除斥又は忌避の裁判及び手続の停止)
第二十三条 合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所が、受託裁判官として職務を行う簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。
二 家庭裁判所及び地方裁判所における前項の裁判は、合議体である。
三 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。
四 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで家庭裁判所の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。
五 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。
(参与員の除斥及び忌避)
第十四条 参与員の除斥及び忌避については、第

一 家事事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなとき。
二 前条第二項の規定に違反するとき。
三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとしたとき。
六 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判官が事件について仲裁判判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。
六 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判官が申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。
(裁判官の忌避)
第一十三条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、不服を申し立てることができる。
九 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告することができる。
(裁判所書記官の除斥及び忌避)
第十五条 家事調停官の除斥及び忌避については、第十一条、第十二条並びに第十二条第二項から第四項まで、第八項及び第九項の規定を準用する。
(家事調停官の除斥及び忌避)
第二十条 家事調停官の除斥及び忌避については、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、家事事件の手続は停止しない。
二 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に関与することができない。
ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。
三 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、家事調停官の所属する家庭裁判所がする。
ただし、前項の裁判は、忌避された家事調停官がすることができる。
(家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥)
第十六条 家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥については、第十条並びに第十二条第二項、第八項及び第九項の規定(忌避に関する部分を除く。)を準用する。

十一条、第十二条並びに第十二条第二項、第八項及び第九項の規定を準用する。
二 参与員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その参与員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に関与することができない。ただし、第十二条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。
三 参与員の除斥又は忌避についての裁判は、参与員の所属する家庭裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官(受命裁判官の手続に立ち会う参与員が忌避の申立てを受けたとき)又は家事事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう。次条第三項ただし書において同じ。)
七 第五項の裁判をした場合には、第四項本文の規定にかかわらず、家事事件の手続は停止しない。
八 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
九 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告することができる。
(裁判所書記官の除斥及び忌避)
第十七条 当事者能力、家事事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という。)をすることができる能力(以下この項において「手続行為」という。)、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授権については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。
二 被保佐人、被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項において同じ。)又は後見人その他の法定代理人が他の者がした家事審判又は家事調停の申立て又は抗告について手續行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授権を要しない。職権により手続が開始された場合についても、同様とする。
三 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手續行為をするには、特別の授権がなければならない。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の追行について同意その他の授権を得ている場合において、第二号に掲げる手續行為をするときは、この限りでない。
二 第十二条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、家事事件の手続は停止しない。
二 第十二条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、家事事件の手続は停止しない。
三 家事調停官の除斥又は忌避についての裁判は、家事調停官の所属する家庭裁判所がする。
ただし、前項の裁判は、忌避された家事調停官がすることができる。
(家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥)
二 第二百六十八条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、第二百七十条第一項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出
三 審判に対する即時抗告、第九十四条第一項(第二百八十八条规定する場合を含む。)の抗告若しくは第九十七条第二項(第二百八十八条规定する場合を含む。)の抗告若しくは第二百八十九条第一項若

しづくは第二百八十六条第一項の異議の取下げ

(未成年者及び成年被後見人の法定代理人)

第十八条 親権を行ふ者は又は後見人は、第百十八條(この法律の他の規定において準用する場合を含む。)又は第一百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をする場合であつても、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定により親権を行う者は後見人が申立てをすることができる場合(人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)第二条に規定する人事に関する訴え(離婚及び離縁の訴えを除く。)を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。)に限る。

(特別代理人)

第十九条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、家事事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

5 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(法定代理権の消滅の通知)

第二十条 別表第一に掲げる事項についての審判事件においては、法定代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に、その他の家事事務の効力を生じない。

2 手続代理人は、次に掲げる事項については、

その効力を生じない。家事調停事件においては、

代理権から他方の当事者に通知しなければ、

その効力を生じない。

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任するこ

とができる。

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授権がなければならぬ。

5 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(法定代理権の消滅の通知)

第二十一条 別表第一に掲げる事項についての審

判事件においては、法定代理権の消滅は、本人又

は代理人から他方の当事者に、その他の家事事務の効力を生じない。

2 手続代理人は、委任を受けた事件に

ついて、参加、強制執行及び保全処分に関する

行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十二条 手続代理人は、委任を受けた事件に

ついて、准用するときは、この限りで

ない。

2 手続代理人は、次に掲げる事項については、

その効力を生じない。家事調停事件においては、

代理権から他方の当事者に通知しなければ、

その効力を生じない。

も、同様とする。

(法人の代表者等への準用)

第二十一条 法人の代表者及び法人でない社団又は財團で当事者能力を有するものの代表者又は

定代理人に関する規定を準用する。

(手続代理人の資格)

第二十二条 法令により裁判上の行為をすること

ができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、家庭裁

判所においては、その許可を得て、弁護士でな

い者を手続代理人とすることができます。

2 前項ただし書の許可是、いつでも取り消すこ

とができる。

(裁判長による手続代理人の選任等)

第二十三条 手続行為につき行為能力の制限を受

けた者が第百十八条(この法律の他の規定にお

いて準用する場合を含む。)又は第二百五十二条

第一項の規定により手続行為をしようとする場

合において、必要があると認めるときは、裁判

長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選

任することができる。

2 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が

前項の申立てをしない場合においても、裁判長

は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命

じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任する

ことができる。

3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選

任した弁護士に対し手続行為につき行為能力の

制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判

所が相当と認める額とする。

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十四条 手続代理人は、委任を受けた事件に

ついて、参加、強制執行及び保全処分に関する

行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十五条 手続代理人の代理権の消滅は、家事審判事件(別表第一に掲げる事項についてのものに限る。)及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に、その他の家事事務の効力を生じない。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合に

は、手続の総費用(調停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。)について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができます。

家事調停の申立てその他家事調停の手続の進行について委任を受けている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。

二 第二百六十八条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、第二百七十条第一項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出

三 審判に対する即時抗告、第九十四条第一項(第二百八十八条において準用する場合を含む。)の抗告、第九十七条第二項(第二百八十八条において同じ。)がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者であつて次に掲げるものに負担させることができるものに負担させることができる。

2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び利害関係参加人(第四十二条第七項に規定する利害関係参加人をいう。第一号において同じ。)がそれぞれ負担すべき手続費用の全額の費用(以下「審判費用」という。)及び家事調停にかかる費用(以下「調停費用」という。)を各自の負担とする。

二 前号に掲げる者以外の審判を受ける者と同一の負担の裁判等

三 前号に掲げる者に準ずる者であつて、その裁判により直接に利益を受けるもの

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為を妨げない。

四 前号の抗告(即時抗告を含む。)、申立て又は異議の取下げ

五 代理人の選任

3 手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為を妨げない。

(手続代理人の代理権の消滅の通知)

第二十五条 手続代理人の代理権の消滅は、家事審判事件(別表第一に掲げる事項についてのものに限る。)及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に、その他の家事事務の効力を生じない。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合に

は、手続の総費用(調停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。)について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができます。

3 前二項の規定によれば検察官が負担すべき手続費用は、国庫の負担とする。

(手続費用の負担の裁判等)

第二十九条 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における審判費用(調停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。)の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の費用についての負担の裁判をすることができ

る。

2 上級の裁判所が本件の裁判を変更する場合に

は、手続の総費用(調停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。)について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができ

る。

3 調停が成立した場合において、調停費用(審

判手続を経ている場合にあっては、審判費用を

る。

第六章 手続費用

第一節 手続費用の負担

(手続費用の負担)

第二十八条 手続費用(家事審判に関する手続の費用(以下「審判費用」という。)及び家事調停にかかる費用(以下「調停費用」という。))を

含む。)の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

4 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

(手続費用の立替え)

第三十条 事実の調査、証拠調べ、呼出し、告知その他の家事事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができる。(手続費用に関する民事訴訟法の準用等)

第三十一条 民事訴訟法第六十九条から第七十四

条までの規定(裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に関する部分を除く。)は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十二

条中「当事者が裁判所において和解をした場合」とあるのは「調停が成立した場合」と、「和解の費用又は訴訟費用」とあるのは「家事事件手続法(平成二十三年法律第二十九条第三号)第二十九条第三項の調停費用又は同条第四項の訴訟費用」と、

同法第七十三条第一項中「裁判及び和解」とあるのは「裁判及び調停の成立」と、「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「家事事件手続法第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同条第一項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「家事事件手続法第三十一条第一項において準用する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項(前項において準用する場合を含む。)、第七

十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の中止についての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二節 手続上の救助

第三十二条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払に

より生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判

をすることができる。ただし、救助を求める者が不当な目的で家事審判又は家事調停の申立てその他の手続行為をしていることが明らかなるときは、この限りでない。

2 民事訴訟法第八十二条第二項及び第八十三条から第八十六条まで(同法第八十三条第一項第三号を除く。)の規定は、手続上の救助について準用する。この場合において、同法第八十四条中「第八十二条第一項本文」とあるのは、「家事事件手続法第三十二条第一項本文」と読み替えるものとする。

第七章 家事事件の審理等
(手続の非公開)
第三十三条 家事事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 第八章 電子情報処理組織による申立て等
第三十八条 家事事件の手続における申立てその他他の申立て(次項において「申立て等」という。)については、民事訴訟法第百三十二条の十第一項から第五項までの規定(支払督促に関する部分を除く。)を準用する。

2 前項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項本文の規定によりされた申立て等に係るこの法律の他の規定による家事事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、同条第五項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

2 第二編 家事審判に関する手続
(手続の併合等)
第三十五条 裁判所は、家事事件の手続を併合し、又は分離することができる。

2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消す

ことができる。

3 裁判所は、当事者を異にする家事事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかつた当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

3 第三十六条 送達及び家事事件の手続の中止についての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第三十二条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払に

より生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判

をすることができる。ただし、救助を求める者が不当な目的で家事審判又は家事調停の申立てその他の手続行為をしていることが明らかなるときは、この限りでない。

2 民事訴訟法第八十二条第二項及び第八十三条から第八十六条まで(同法第八十三条第一項第三号を除く。)の規定は、手続上の救助について準用する。この場合において、同法第八十四条中「第八十二条第一項本文」とあるのは、「家事事件手続法第三十二条第一項本文」と読み替えるものとする。

第七章 家事事件の審理等
(手続の非公開)
第三十三条 家事事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 第八章 電子情報処理組織による申立て等
第三十八条 家事事件の手続における申立てその他他の申立て(次項において「申立て等」という。)については、民事訴訟法第百三十二条の十第一項から第五項までの規定(支払督促に関する部分を除く。)を準用する。

2 前項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項本文の規定により選任される者の資格、員数その他同項の規定による選任に関必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

5 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定する。

4 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

6 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の規定による選任に関必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

7 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(当事者参加)

4 第四十二条 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

2 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となるべき者

の申立てにより又は職権で、他の当事者となるべき者として家事審判の手続に参加させることができる。

3 第一項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。

4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

ろにより、別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同編に定める事項について、審判をする。

第四十条 家庭裁判所は、参与員の意見を聴いて、審判をする。ただし、家庭裁判所が相当と認めるとときは、その意見を聽かないで、審判をする。

2 家庭裁判所は、参与員を家事審判の手続の期日に立ち会わせることができる。

3 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の意見を述べるために、申立て人が提出した資料の内容について、申立て人から説明を聴くことができる。ただし、別表第二に掲げる事項についての審判事件においては、この限りでない。

4 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

5 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

6 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の規定による選任に関必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

7 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

4 第四十二条 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

2 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となるべき者として家事審判の手続に参加させることができる。

3 第一項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。

4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(利害関係参加)

第四十二条 審判を受ける者となるべき者は、家事審判の手続に参加することができる。

又は当事者となる資格を有するものは、家庭裁判所の許可を得て、家事審判の手続に参加することができる。

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、職権で、審判を受ける者となるべき者及び前項に規定する者を、家事審判の手続に参加させることができ。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による参加の申出及び第二項の規定による参加の許可の申立てについて準用する。

5 家庭裁判所は、第一項又は第二項の規定により家事審判の手続に参加しようとする者が未成年者である場合において、その者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者が当該家事審判の手続に参加することがその者の利益を害すると認めるときは、第一項の規定による参加の申出又は第二項の規定による参加の許可の申立てを却下しなければならない。

6 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判(前項の規定により第一項の規定による参加の申出を却下する裁判を含む。)に対しては、即時抗告をすることができる。

7 第一項から第三項までの規定により家事審判の手続に参加した者(以下「利害関係参加人」という。)は、当事者がすることができる手続行為(家事審判の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。)をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。)をすることは、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

(手続からの排除)

第四十三条 家庭裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を家事審判の手続から排除することができる。

2 前項の規定による除外の裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(法令により手続を続行すべき者による受継)

第十四条 当事者が死亡、資格の喪失その他のことによって家事審判の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならない。

2 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合には、家庭裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に家事審判の手続を受け継がせることができる。

(他の申立てによる受継)

第十五条 家事審判の申立て人が死亡、資格の喪失その他の事由によってその手続を続行することができない場合において、法令により手続を受け継がせることができる。

2 家庭裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、職権で、当該家事審判の申立てをすることができる者に、その手続を受け継がせることができる。

3 第一項の規定による受継の申立て及び前項の規定による受継の裁判は、第一項の事由が生じた日から一ヶ月以内にしなければならない。

(調書の作成等)

第十六条 裁判所書記官は、家事審判の手続の期日について、調書を作成しなければならない。

い。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認める

ときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができる。

(記録の閲覧等)

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付(第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という)を請求することができる。

2 前項の規定による即時抗告をすることができる。

3 第一項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

4 前項の規定は、家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しても、適用しない。この場合において、当事者は又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

5 家庭裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつたときは、これを許可しなければならない。

6 家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穀を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名譽を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。

7 第一項の規定による受継の申立てを許可するときは、同様とする。

8 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

9 前項の規定による即時抗告が家事審判の手続を不适当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

10 前項の規定による裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(検察官に対する通知)

第四十八条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより審判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄権を有する家庭裁判所に対応する検察官の検察官にその旨を通知しなければならない。

11 前項の規定による裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

12 第二款 家事審判の申立て

(申立ての方式等)

第四十九条 家事審判の申立ては、申立て書(以下「家事審判の申立て書」という。)を家庭裁判所に提出してしなければならない。

2 家事審判の申立て書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 当事者及び法定代理人

3 申立ての趣旨及び理由

2 申立ての事項について審判を求める場合において、これらの事項についての家事審判の手続が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一の中立により求めることができる。

4 家事審判の申立て書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その

については、当事者は、第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。

審判を受ける者が当該審判があつた後に請求する場合も、同様とする。

請求は、家事審判事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

	<p>期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い家庭裁判所の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。</p> <p>5 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家庭裁判所の申立書を却下しなければならない。</p>
6 前項の命令に対しても、即時抗告をすることができる。	<p>(申立ての変更)</p> <p>第五十条 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は理由を変更することができない。ただし、第七十一条(第一百八十八条规定)により審理を終結した後は、この限りでない。</p> <p>2 申立ての趣旨又は理由の変更は、家庭裁判所の手続においてする場合を除き、書面でしなければならない。</p>
3 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。	<p>4 申立ての趣旨又は理由の変更により家庭裁判所の手続が著しく遅滞することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。</p>
第三款 家事審判の手続の期日	<p>(事件の関係人の呼出し)</p> <p>第五十一条 家庭裁判所は、家事審判の手続の期日に事件の関係人を呼び出すことができる。</p> <p>2 呼出しを受けた事件の関係人は、家事審判の手続の期日に出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。</p> <p>3 前項の事件の関係人が正当な理由なく出頭しないときは、家庭裁判所は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>(裁判長の手続指揮権)</p> <p>第五十二条 家事審判の手続の期日においては、</p>
2 裁判長が手続を指揮する。	<p>第五十三条 家庭裁判所は、受命裁判官に家事審判の手続における手続を行わせることができ。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第六十一条第三項の規定又は第六十四条第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる。</p> <p>(受命裁判官による手続)</p> <p>第五十四条 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めることにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができます。家庭裁判所は、その方法によつて、家庭裁判所の手続(証拠調べを除く)を行うことができる。</p>
2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。	<p>第五十五条 家事審判の手続の期日に出頭しない者は、家庭裁判所は、その立会い等の手続に参与した者は、その期日に出頭したものとみなす。</p> <p>(通訳人の立会い等その他の措置)</p> <p>第五十六条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認められる証拠調べをしなければならない。</p> <p>3 当事者が家庭裁判所の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をする。</p>
2 裁判長が手続を指揮する。	<p>第五十七条 疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならない。</p> <p>(家庭裁判所調査官による事実の調査)</p> <p>第五十八条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。</p> <p>2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができ。</p> <p>3 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。</p> <p>(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)</p> <p>第五十九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家庭裁判所の手続の期日に家庭裁判所調査官を立ち会わせることができる。</p> <p>2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。</p> <p>3 家庭裁判所は、家庭裁判事件の処理に關し、事件の関係人の家庭環境その他の環境の調整を行ふために必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができる。</p> <p>4 急迫の事情があるときは、裁判長が、前項の措置をとらせることができる。</p> <p>(裁判所技官による診断等)</p> <p>第六十条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができ</p>
2 第五十八条第一項から第四項までの規定は前項の診断について、前条第一項及び第二項の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。	<p>2 第五十八条第一項から第四項までの規定は前項の診断について、前条第一項及び第二項の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。</p> <p>(事実の調査の嘱託等)</p> <p>第六十一条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができ。</p> <p>2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。</p>
2 第五十八条第一項から第四項までの規定は前項の診断について、前条第一項及び第二項の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。	<p>(事実の調査及び証拠調べ等)</p> <p>第五十六条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認められる証拠調べをしなければならない。</p> <p>2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。</p>
2 第五十八条第一項から第四項までの規定は前項の診断について、前条第一項及び第二項の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。	<p>2 第五十八条第一項から第四項までの規定は前項の診断について、前条第一項及び第二項の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。</p>

第三百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。

2 前項において準用する民事訴訟法の規定によ

る即時抗告は、執行停止の効力を有する。

3 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、二十万円以下の過料に処する。

一 第一項において準用する民事訴訟法第二百三十三条第一項(同法第二百三十一條において準用する場合を含む。)の規定による提出の命令に従わないとき、又は正当な理由なく第一項において準用する同法第二百三十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提示の命令に従わないとき。

二 書証を妨げる目的で第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条(同法第二百三十一条において準用する場合を含む。)の規定により提出の義務がある文書(同法第二百三十一条に規定する文書に準ずる物件を含む。)を滅失させ、その他これを使用することができないようとしたとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

4 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由なく第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項(同法第二百三十二条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従わないとき。

二 対照の用に供することを妨げる目的で対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

三 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第三項(同法第二百三十二条において準用する場合を含む。)の規定による決定に

正当な理由なく従わないとき、又は当該決定に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えたとき。

5 家庭裁判所は、当事者本人を尋問する場合に、その当事者に対し、家庭審判の手続の期日に出頭することを命ずることができる。

6 民事訴訟法第九百九十二条から第百九十四条までの規定は前項の規定により出頭を命じられた当事者が正當な理由なく出頭しない場合について、同法第二百九条第一項及び第二項の規定は出頭した当事者が正當な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。

第五款 家事審判の手続における子の意思の把握等

第六十五条 家庭裁判所は、親子、親権又は未成年者である子(未成年被後見人を含む。以下この条において同じ。)がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

第六款 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則

(合意管轄)

第六十六条 別表第二に掲げる事項についての審

判事件は、この法律の他の規定により定める家

庭裁判所のほか、当事者が合意で定める家庭裁

判所の管轄に属する。

第六十七条 別表第二に掲げる事項についての家

事審判の申立てがあつた場合には、家庭裁判所

は、前項の合意について準用する。

(家事審判の申立書の写しの送付等)

第六十八条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事

項についての家事審判の手続においては、申立

てが不適法であるとき又は申立てに理由がない

ことが明らかなどきを除き、当事者の陳述を聽

かなければならぬ。

2 前項の規定による陳述の聴取は、当事者の申

出があるときは、審問の期日においてしなけれ

ばならない。

(審問の期日)

第六十九条 別表第二に掲げる事項についての家

事審判の手続においては、家庭裁判所が審問の

期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事

実の調査をするときは、他の当事者は、当該期

日に立ち会うことができる。ただし、当該他の

当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の

調査に支障を生ずるおそれがあると認められる

ときは、この限りでない。

(事実の調査の通知)

第七十条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続において、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合の申立書の写しを相手方に送付しなければならぬ。

ない。ただし、家事審判の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家事審判の申立てがあつたことを通知することをもつて、家事審判の申立書の写しの送付に代えることができる。

2 第四十九条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

3 裁判長は、第一項の規定による家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家事審判の申立書を却下しなければならない。

4 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(審判)

第五款 審判等

第六十三条 家庭裁判所は、家事審判事件が裁判

をするのに熟したときは、審判をする。

2 家庭裁判所は、家事審判事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について審判をすることができる。手続の併合を命じた数個の家事審判事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とする。

(審判の告知及び効力の発生等)

第七十四条 審判は、特別の定めがある場合を除き、当事者及び利害関係参加人並びにこれら

者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める

方法で告知しなければならない。

2 審判(申立てを却下する審判を除く。)は、特

別の定めがある場合を除き、審判を受ける者

(審判を受ける者が数人あるときは、そのうち

の一人)に告知することによってその効力を生

ずる。ただし、即時抗告をすることができる審

判は、確定しなければその効力を生じない。

3 申立てを却下する審判は、申立人に告知する

ことによってその効力を生ずる。

4 審判は、即時抗告の期間の満了前には確定し

ないものとする。

審判の確定は、前項の期間内にした即時抗告

通知しなければならない。

第七十一条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、申立てを代わる通知をすることができる。

2 第四十九条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による家事審判の手続においては、申立てに理由がないとき又は申立てに理由がない場合においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

3 裁判長は、審理を終結する日を定めなければならない。ただし、当事者双方が立ち会うことができない場合においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

4 裁判長は、第一項の規定による家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家事審判の申立書を却下しなければならない。

(審理の終結)

の提起により、遮断される。

(審判の執行力)

第七十五条 金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

(審判の方式及び審判書)

第七十六条 審判は、審判書を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない審判については、家庭審判の申立書又は調書に主文を記載することをもつて、審判書の作成に代えることができる。

2 審判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

二 理由の要旨

三 当事者及び法定代理人

四 裁判所

(更正決定)

第七十七条 審判に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 更正決定に対しては、更正後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができるとする。

(中間決定)

第八十条 家庭裁判所は、審判の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができる。

2 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。

(審判以外の裁判)

第八十一条 家庭裁判所は、家庭審判の手続においては、審判をする場合を除き、決定で裁判を取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十二条第一項の規定は、家庭審判の申立ての取下げが附された日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、同様とする。

5 審判に対し適法な即時抗告があつたときは、前二項の即時抗告は、することができない。

(審判の取消し又は変更)

第七十八条 家庭裁判所は、審判をした後、その審判を不当と認めるときは、次に掲げる審判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができる。

1 申立てによってのみ審判をすべき場合において申立てを却下した審判

2 即時抗告をすることができる審判

2 審判が確定した日から五年を経過したときは、家庭裁判所は、前項の規定による取消し又是変更をすることができない。ただし、事情の変更によりその審判を不当と認めるに至つたときは、この限りでない。

(審判に関する民事訴訟法の準用)

第七十九条 民事訴訟法第二百四十七条、第二百五十六条第一項及び第二百五十八条(第二項後段を除く)の規定は、審判について準用する。

3 家庭裁判所は、第一項の規定により審判の取消し又は変更をする場合には、その審判における当事者及びその他の審判を受ける者の陳述を聽かなければならない。

4 第一項の規定による取消し又は変更の審判に対する抗告をすることは、取消し後又は変更後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる。

(審判に関する民事訴訟法の準用)

第七十九条 民事訴訟法第二百四十七条、第二百五十六条第一項及び第二百五十八条(第二項後段を除く)の規定は、審判について準用する。

3 前項ただし書及び第一百五十三条(第一百九十九条において準用する場合を含む。)の規定により申立ての取下げに相手方の同意を要する場合においては、家庭裁判所は、相手方に対しての取下げは、審判がされた後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

4 第一項の規定による取消し又は変更の審判に対する抗告をすることは、取消し後又は変更後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる。

第八款 取下げによる事件の終了

(家庭審判の申立ての取下げ)

第八十二条 家庭審判の申立ては、特別の定めがある場合を除き、審判があるまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

2 別表第二に掲げる事項についての家庭審判の申立ては、審判が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

第九款 高等裁判所が第一審として行う手続

統して二回、呼出しを受けた家庭審判の手続の期日に出頭せず、又は呼出しを受けた家庭審判の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは、家庭裁判所は、申立ての取下げがあつたものとみなすことができる。

(家庭審判の申立ての取下げ)

第八十四条 高等裁判所が第一審として家庭審判の手続を行いう場合におけるこの節の規定の適用については、同節の規定第五十八条、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条第一項及び第二項並びに第六十五条の規定を除く。中

「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、第三十九条、第四十七条第六項、第四十九条第三項、第五十六条第二項、第六十五条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第一項から第三項まで(第二項ただし書を除く)、第七十五条、第七十七条第一項、第七十八条(第一項第二号及び第四項を除く)、第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項並びに第八十二条第一項及び第二項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第四十二条第二項中「審判の結果」とあるのは「審判に代わる裁判の結果」と、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条第一項及び第六十五条中「家庭裁判所は」とあるのは「高等裁判所は」と、第五十八条第三項中「家庭裁判所に」とあるのは「高等裁判所に」と、第七十六条中「審判書」とあるのは「裁判書」と、同条第一項中「審判は」とあるのは「審判に代わる裁判は」と、同項ただし書中「即時抗告をすることはできない審判」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることはできない審判」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることはできない審判に代わる裁判」と、第七十八条第一号中「即時抗告をすることはできない審判」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることはできない審判に代わる裁判」とする。

2 第四十条及び第四十八条の規定は、高等裁判所が第一審として家庭審判の手続を行いう場合に

2 家庭審判の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができる。

3 審判以外の裁判は、判事補が単独することを要する場合にあっては、当事者双方が、連

2 家庭審判の申立ての取下げの擬制

第八十三条 家庭審判の申立て(第一百五十三条(第一百五十九条において準用する場合を含む。)の規定により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合にあっては、当事者双方が、連

ついては、適用しない。

第二節 不服申立て

第一款 審判に対する不服申立て

第一目 即時抗告

(即時抗告をすることができる審判)

第八十五条 審判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。

2 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができない。

(即時抗告期間)

第八十六条 審判に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、二週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2 即時抗告の期間は、特別の定めがある場合を除き、即時抗告をする者が、審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合にあつては申立人が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から、それぞれ進行する。

(即時抗告の提起の方式等)

第八十七条 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。

2 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 原審判の表示及びその審判に対して即時抗告をする旨

3 即時抗告が不適法でその不備を補正することができることが明らかであるときは、原裁判所は、これを却下しなければならない。

4 前項の規定による審判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

6 第四十九条第四項及び第五項の規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟

費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用する。

(抗告状の写しの送付等)

第八十八条 審判に対する即時抗告があつた場合には、抗告裁判所は、即時抗告が不適法である

とき又は即時抗告に理由がないことが明らかなときを除き、原審における当事者及び利害関係

参加人(抗告人を除く。)に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。ただし、抗告審に

おける手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合には、即時抗告があつたことを通知することをもつて、抗告状の写しの送付に代えることができる。

2 裁判長は、前項の規定による抗告状の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならない。

(陳述の聴取)

第八十九条 抗告裁判所は、原審における当事者及びその他の審判を受ける者(抗告人を除く。)の陳述を聽かなければ、原審判を取り消すことのできない。

2 別表第二に掲げる事項についての審判事件においては、抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなどを除き、原審における当事者(抗告人を除く。)の陳述を聽かなければならない。

(原裁判所による更正)

第九十条 原裁判所は、審判に対する即時抗告を除き、前節第一款から第八款までの規定

(第四十条、第四十一条第四項、第四十二条第六項、第四十三条第二項、第四十四条第二項、

第四十七条第八項から第十項まで、第四十八

条、第四十九条第六項、第六十六条、第六十七

条第四項、第七十四条第二項ただし書、第四項

及び第五項、第七十六条第一項ただし書、第七

十七条第三項から第五項まで、第七十八条第四

項、第八十一条第三項及び第八十三条の規定を除く。)、第四節の規定(第五百五十五条第二項、第

百十条、第五百十一条及び第五百十三条の規定を除く。)及び次章の規定(家庭裁判所の管轄及び即時抗告に関する規定を除く。)を準用する。この場合において、第七十八条第一項第二号中「即時抗告ができる審判」とあるのは、「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗

告をすることができる審判に代わる裁判」と読み替えるものとする。

る場合には、家事審判事件について自ら審判に代わる裁判をしなければならない。ただし、第三百七条又は第三百八条第一項の規定により事件を第一審裁判所に差し戻すときは、この限りでない。

第二に掲げる事項についての審判事件を除く。)の全部又は一部が原裁判所の管轄に属しないと認める場合には、原審判を取り消さなければならぬ。ただし、原審における審理の経過、事件の性質、抗告の理由等に照らして原審判を取り消さないことを相当とする特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 抗告裁判所は、家事審判事件が管轄違いであることを理由として原審判を取り消すときは、その事件を管轄権を有する家庭裁判所に移送しなければならない。

(家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

第九十三条 審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、前節第一款から第八款までの規定

(第四十条、第四十一条第四項、第四十二条第六項、第四十三条第二項、第四十四条第二項、

第四十七条第八項から第十項まで、第四十八

条、第四十九条第六項、第六十六条、第六十七

条第四項、第七十四条第二項ただし書、第四項

及び第五項、第七十六条第一項ただし書、第七

十七条第三項から第五項まで、第七十八条第四

項、第八十一条第三項及び第八十三条の規定を除く。)、第四節の規定(第五百五十五条第二項、第

百十条、第五百十一条及び第五百十三条の規定を除く。)及び次章の規定(家庭裁判所の管轄及び即時抗告に関する規定を除く。)を準用する。この場合において、第七十八条第一項第二号中「即時抗告ができる審判」とあるのは、「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗

告をすることができる審判に代わる裁判」と読み替えるものとする。

2 抗告裁判所は、第八十八条第一項の規定による審理の終結の手続を経ることなく、即時抗告を却下し、又は棄却することができる。

3 民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、

第二百九十九条第一項、第三百二条、第三百三条及び第三百五条から第三百八条までの規定

は、審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十六

条及び第三百三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条」とあるのは、「家事事件手続法第八十二条第五項及び第八十三条」と同法第三百三條第五項中「第二百八十九条」とあるのは、「家事事件手続法第二百九十二条」と読み替えるものとする。

第二目 特別抗告

(特別抗告をすることができる裁判等)

第九十四条 家庭裁判所の審判で不服を申し立てることができないもの及び高等裁判所の家事審

判事件についての決定に對しては、その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他の憲法の違反

があることを理由とするとき、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

2 前項の抗告(以下「特別抗告」という。)が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をする。

(原裁判の執行停止)

第九十五条 特別抗告は、執行停止の効力を有しない。ただし、前条第二項の抗告裁判所又は原

裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特別抗告について裁判が

あるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処

分を命ずることができる。

2 前項ただし書の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

3 民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。
(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十六条 第八十六条第二項、第八十七条から第八十九条まで、第九十一条第一項及び第九十三条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、第八十七条第六項中「及び第五項」とあるのは、「から第六項まで」と読み替えるものとする。

2 民事訴訟法第三百四十四条第二項、第三百五十五条、第三百六十六条第一項第一号を除く)、第三百二十一條第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項、第三百二十六条並びに第三百三十六条第二項の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十四条第二項中「前項において準用する第二項」であることは対しては、一週間の不变期間内とあるのは、家事事件手続法第九十六条第一項において読み替えて準用する同法第八十七条第六項」と、同法第三百六十六条第一項第一号を除く)、第三百二十一條第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項、第三百二十六条並びに第三百三十六条第二項の規定は前条第二項の規定による許可をする場合について、同法第三百三十五条第二項後段、第三百二十二条第一項、第三百二十五条第一項前段、第三百二十二條第一項、第三項後段及び第四項、第三百二十二条並びに第三百三十六条第二項の規定による許可がある場合は、第一項の抗告(以下この条及び次条第一項において「許可抗告」という)があつたものとみなす。

3 前項の申立てにおいては、第九十四条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。

4 第二項の規定による許可があつた場合には、第一項の抗告(以下この条及び次条第一項において「許可抗告」という)があつたものとみなす。

5 許可抗告が係属する抗告裁判所は、第二項の規定による許可の申立てに係る理由書に記載された許可抗告の理由についてのみ調査をする。

6 許可抗告が係属する抗告裁判所は、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原決定を破棄することができる。
(即時抗告等の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十七条 第八十六条第二項、第八十七条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条及び第九十四条第一項と、同法第三百二十五条第一項前段及び第二項中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは「家事事件手続法第九十四条第一項」とあるのは「家事事件手続法第九十五条第一項」と、同法第三百二十二条第一項又は第二項」とあるのは「家事事件手続法第九十五条第一項」と、同法第三百二十二条第一項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第九十八条 第八十六条第二項、第八十七条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条及び第九十四条第一項と、同法第三百二十五条第一項前段及び第二項中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは「家事事件手続法第九十五条第一項」と、同法第三百二十二条第一項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。
(即時抗告等の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十九条 第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項、第九十三条及び第九十四条第一項と、同法第三百二十五条第一項前段及び第二項中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは「家事事件手続法第九十五条第一項」と、同法第三百二十二条第一項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第二款 審判以外の裁判に対する不服
(不服申立ての対象)
申立て

第三節 再審
(再審)
第一款 審判に対する不服
(不服申立ての対象)
申立て

み替えるものとする。

第三目 許可抗告

(許可抗告をできることができる裁判等)

第九十七条 高等裁判所の家事審判事件についての決定(次項の申立てについての決定を除く)。

対しては、第九十四条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をする

ことができるものであるとき有限る。

2 前項の高等裁判所は、同項の決定について、最高裁判所の判例(これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

3 前項の申立てにおいては、第九十四条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。

4 第二項の規定による許可があつた場合には、第一項の抗告(以下この条及び次条第一項において「許可抗告」という)があつたものとみなす。

5 許可抗告が係属する抗告裁判所は、第二項の規定による許可の申立てに係る理由書に記載された許可抗告の理由についてのみ調査をする。

6 許可抗告が係属する抗告裁判所は、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原決定を破棄することができる。

(即時抗告等の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十八条 第八十六条第二項、第八十七条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条及び第九十四条第一項と、同法第三百二十五条第一項前段及び第二項中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは「家事事件手続法第九十五条第一項」と、同法第三百二十二条第一項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

2 前項の申立てについての裁判に対しても准用する場合は、原決定を破棄することができる。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2 前項の即時抗告は、特別の定めがある場合においては、即時抗告をすることができる。
(即時抗告期間等)

第三節 再審
(再審)
第一款 審判に対する不服申立ての規定の準用
第二款 審判以外の裁判に対する不服申立ての規定の準用

第一款 審判に対する不服申立ての規定の準用
第二款 審判以外の裁判に対する不服申立ての規定の準用

第三節 再審
(再審)
第一款 審判に対する不服申立ての規定の準用
第二款 審判以外の裁判に対する不服申立ての規定の準用

(受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議)

第百三条 確定した審判その他の裁判(事件を完結するものに限り、第五項において同じ)に対しては、再審の申立てをすることができる。

2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

<p>3 民事訴訟法第四編の規定(同法第三百四十一条及び第三百四十九条の規定を除く。)は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十六条第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前項において準用する民事訴訟法第三百四十六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p> <p>5 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により審判その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しては、当該審判その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。</p> <p>(執行停止の裁判)</p> <p>第百四条 裁判所は、前条第一項の再審の申立てがあつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることに立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命じることができる。</p> <p>2 前項の規定による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>3 第九十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。</p> <p>第四節 審判前の保全処分</p> <p>(審判前の保全処分)</p> <p>第百五条 本案の家事審判事件(家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあつた場合にあつては、その家事調停事件)が係属する家庭裁判所は、この法律の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任そ</p>		<p>の他の必要な保全処分を命ずる審判をすることができる。</p> <p>2 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が、前項の審判に代わる裁判をする。</p>
<p>2 本件の審判前保全処分は、疎明に基づいて行なわれる。</p> <p>3 审判前保全処分の申立て等</p> <p>(審判前保全処分の申立て等)</p> <p>第百六条 審判前保全処分(前条第一項の審判及び同条第二項の審判に代わる裁判をいう。以下同じ。)の申立ては、その趣旨及び保全処分を求める事由を明らかにしてしなければならない。</p> <p>3 审判前保全処分の執行及び効力は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従う。この場合において、同法第四十五条中「仮に差し押さるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「本案の家事審判事件(家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあつた場合にあつては、その家事調停事件)が係属している家庭裁判所(当該家事審判事件が高等裁判所に係属しているときは、原裁判所)」とする。</p> <p>(即時抗告に伴う執行停止)</p> <p>第百六条 審判前保全処分の申立ては、審判前の保全処分を請求する事由を疎明しなければならない。</p> <p>3 家庭裁判所(前条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、審判前保全処分の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができる。</p> <p>2 審判前の保全処分の申立て人は、保全処分を求める事由を疎明しなければならない。</p> <p>3 家庭裁判所(前条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、審判前保全処分の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができる。</p> <p>(陳述の聴取)</p> <p>第百七条 審判前保全処分のうち仮の地位を定める仮処分を命ずるものは、審判を受ける者となるべき者の陳述を聽かなければ、することはできない。ただし、その陳述を聞く手続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(記録の閲覧等)</p> <p>第百八条 家庭裁判所(第百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、第四十七条第三項の規定にかかるらず、審判前の保全処分の事件について、当事者から同条第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合には、審判前の保全処分の事件における審判を受ける者を通じ、又は審判前の保全処分を告知するまでは、相當と認める限り、これを許可することができる。</p>		<p>2 本件の審判前保全処分は、疎明に基づいて行なわれる。</p> <p>3 审判前保全処分についての規定により即時抗告が行なわれる。</p>
<p>2 本件の審判前保全処分についての規定により即時抗告が行なわれる。</p> <p>3 审判前保全処分についての規定は、適用しない。</p> <p>(即時抗告に伴う執行停止)</p> <p>第百十一条 前条第二項の規定により即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により償うことができる損害を生ずるおそれがあることについて疎明があつたときは、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てる条件として既にした執行処分の取消しを命ずることができる。審判前の保全処分の事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命ずることができる。</p> <p>2 第百六条第二項及び第三項の規定は、前項の申立てについて準用する。</p> <p>(審判前保全処分の取消し)</p> <p>第百十二条 審判前保全処分が確定した後に、保全処分を求める事由の消滅その他の事情の変更があるときは、本案の家事審判事件(家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあつた場合にあつては、その家事調停事件)が係属する家庭裁判所又は審判前の保全処分をした家庭裁判所は、本案の家事審判の申立てについての審判(申立てを却下する審判を除く。)に對し即時抗告をすることができる者の申立てに</p>		<p>2 本件の審判前保全処分についての規定により即時抗告が行なわれる。</p> <p>3 审判前保全処分についての規定は、適用しない。</p> <p>(即時抗告に伴う執行停止)</p> <p>第百十一条 前条第二項の規定により即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となるべき者は、審判前の保全処分を命ずる審判を除く。)に對し即時抗告をすることができる。</p>
<p>2 本件の審判前保全処分についての規定により即時抗告が行なわれる。</p> <p>3 第百六条並びに第百九条第一項及び第二項の規定による職務代行者の選任の保全処分</p> <p>2 本件の審判前保全処分についての規定により即時抗告が行なわれる。</p> <p>3 第百六条並びに第百九条第一項及び第二項の規定による職務代行者の選任の保全処分</p>		<p>2 本件の審判前保全処分についての規定により即時抗告が行なわれる。</p> <p>3 第百六条並びに第百九条第一項及び第二項の規定による職務代行者の選任の保全処分</p>

規定は、第一項の審判前の保全処分の取消しの審判及び前項の裁判について準用する。

(即時抗告等)

第二百十三条 前条第一項の審判前の保全処分の取消しの審判の申立て人は、申立てを却下する審判

(第二百十条各号に掲げる保全処分の取消しの申立てを却下する審判を除く。)に対し、即時抗告をることができる。

第二百四条 審判前の保全処分の申立て人は、前条第一項の審判前の保全処分の取消しの審判(第二百十条各号に掲げる保全処分の取消しの審判を除く。)及び第二百五条において準用する民事保全法第三十三条の規定による原状回復の審判に対し、即時抗告をすることができる。

第二百十一条の規定は、前二項の規定による即時抗告に伴う執行停止について準用する。

第二百四十五条 各号に掲げる保全処分の取消しの審判を除く。)及び第二百五条において準用する民事保全法第三十三条の規定による原状回復の審判に対し、即時抗告をすることができる。

第二百十一条の規定は、前二項の規定による即時抗告をすることができる。

第二百四十六条 各号に掲げる保全処分の取消しの審判を除く。)及び第二百五条において準用する民事保全法第三十三条の規定による原状回復の審判に対し、即時抗告をすることができる。

第二百十一条の規定は、前二項の規定による即時抗告をすることができる。

(調書の作成)

第二百四十七条 裁判所書記官は、審判前の保全処分の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百四十八条 審判前の保全処分の手続については、第四十

六条の規定は、適用しない。

(民事保全法の準用)

第二百四十九条 民事保全法第四条の規定は審判前の保全処分に関する手続における担保について、同法第十四条、第十五条及び第二十条から第二十四条まで(同法第二十三条规定を除く。)の規定は審判前の保全処分について、同法第三十三条の規定は審判前の保全処分の取消しの裁判について、同法第三十四条の規定は第二百十二条第一項の審判前の保全処分の取消しの審判について、同法第三十四条の規定は第二百十二条第一項の審判前の保全処分の取消しの審判について準用する。

第五節 戸籍の記載等の嘱託

第二百五十条 裁判所書記官は、次に掲げる場合に、最高裁判所規則で定めるところにより、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者又は登記所に対し、戸籍の記載又は後見登記等に関する法律(平成十一年法律第二百五十二条)に定める登記を

嘱託しなければならない。ただし、戸籍の記載又は同法に定める登記の嘱託をするものとして最高裁判所規則で定めるものに限る。

一 別表第一に掲げる事項についての審判又はこれに代わる裁判が効力を生じた場合

二 審判前の保全処分が効力を生じ、又は効力を失つた場合

三 成年後見人の選任の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

四 成年後見人の解任の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

五 成年後見監督人の選任の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

六 成年後見監督人の解任の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

七 成年被後見人に選任する特別代理人の選任の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

八 成年後見人の事務の監督の審判事件(別表第一の十四の項の事項についての審判事件をいう。)

九 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の十五の項の事項についての審判事件をいう。)

十 第二百一十五条第一項及び第二項において同じ。)

(精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取)

第二百一十六条 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百一十七条 家庭裁判所は、成年被後見人の精神の状況にかかるわざ、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であつて、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

第二百一十八条 次に掲げる審判事件(第一号、第四号及び第六号の審判事件を含む。)においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三

号及び第六号の審判事件を本件とする保全処分についての審判事件を含む。)においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第

二年後見人の選任の審判、成年後見人となるべき者

五 成年後見監督人の選任の審判、成年後見人となるべき者

六 成年後見監督人の解任の審判、成年後見人となるべき者

七 成年後見人の事務の監督の審判、成年後見人となるべき者

八 成年後見人の選任の審判、成年後見人となるべき者

九 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の十五の項の事項についての審判事件をいう。)

十 第二百一十五条第一項及び第二項において同じ。)

(精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取)

第二百一十六条 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百一十七条 家庭裁判所は、成年被後見人の精神の状況にかかるわざ、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であつて、保佐人若しくは保佐監

督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

第二百一十八条 次に掲げる審判事件(第一号、第四号及び第六号の審判事件を含む。)においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第

二年後見人の選任の審判、成年後見人となるべき者

五 成年後見監督人の選任の審判、成年後見人となるべき者

六 成年後見監督人の解任の審判、成年後見人となるべき者

七 成年後見人の事務の監督の審判、成年後見人となるべき者

八 成年後見人の選任の審判、成年後見人となるべき者

九 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の十五の項の事項についての審判事件をいう。)

十 第二百一十五条第一項及び第二項において同じ。)

(精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取)

第二百一十六条 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百一十七条 家庭裁判所は、成年被後見人の精神の状況にかかるわざ、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をするこ

とにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であつて、保佐人若しくは保佐監

督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その者の心身の障害によりその者の陳述を聞くことができないときは、この限りでない。

一 後見開始の審判、成年被後見人となるべき者

二 後見開始の審判の取消しの審判(民法第二条の規定による場合に限る。)、成年被後見人及び成年後見人

三 成年後見人又は成年後見監督人の選任の審判事件をい

う。)

三 成年後見人の選任の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

四 成年後見人の解任の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

五 成年後見監督人の選任の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

六 成年後見監督人の解任の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

七 成年被後見人に選任する特別代理人の選任の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

八 成年被後見人の事務の監督の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。)

九 第二百一十五条第一項及び第二項において同じ。)

(精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取)

第二百一十六条 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百一十七条 家庭裁判所は、成年被後見人の精神の状況にかかるわざ、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をするこ

とにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であつて、保佐人若しくは保佐監

督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

第二百一十八条 次に掲げる審判事件(第一号、第四号及び第六号の審判事件を含む。)においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第

二年後見人の選任の審判、成年後見人となるべき者

五 成年後見監督人の選任の審判、成年後見人となるべき者

六 成年後見監督人の解任の審判、成年後見人となるべき者

七 成年後見人の事務の監督の審判、成年後見人となるべき者

八 成年後見人の選任の審判、成年後見人となるべき者

九 第二百一十五条第一項及び第二項において同じ。)

(精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取)

第二百一十六条 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百一十七条 家庭裁判所は、成年被後見人の精神の状況にかかるわざ、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をするこ

とにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であつて、保佐人若しくは保佐監

督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

第二百一十八条 次に掲げる審判事件(第一号、第四号及び第六号の審判事件を含む。)においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第

二年後見人の選任の審判、成年後見人となるべき者

五 成年後見監督人の選任の審判、成年後見人となるべき者

六 成年後見監督人の解任の審判、成年後見人となるべき者

七 成年後見人の事務の監督の審判、成年後見人となるべき者

八 成年後見人の選任の審判、成年後見人となるべき者

九 第二百一十五条第一項及び第二項において同じ。)

(精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取)

第二百一十六条 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百一十七条 家庭裁判所は、成年被後見人の精神の状況にかかるわざ、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をするこ

とにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であつて、保佐人若しくは保佐監

督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

第二百一十八条 次に掲げる審判事件(第一号、第四号及び第六号の審判事件を含む。)においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第

二年後見人の選任の審判、成年後見人となるべき者

五 成年後見監督人の選任の審判、成年後見人となるべき者

六 成年後見監督人の解任の審判、成年後見人となるべき者

七 成年後見人の事務の監督の審判、成年後見人となるべき者

八 成年後見人の選任の審判、成年後見人となるべき者

九 第二百一十五条第一項及び第二項において同じ。)

2 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一 後見開始の審判 民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第一百五十号)以下「任意後見契約法」という。第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

二 後見開始の審判の取消しの審判 成年後見人及び成年後見監督人

(即時抗告)

第一百二十三条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者第一号にあつては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

一 後見開始の審判 民法第七条及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 後見開始の申立てを却下する審判 申立人

三 後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十条に規定する者

四 成年後見人の解任の審判 成年後見人

五 成年後見人の解任の申立てを却下する審判 成年後見人及びその親族

六 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人

七 成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに成年後見人及びその親族

八 成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに成年後見人に選任される者が審判の告知を受ける者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は、民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。

(成年後見の事務の監督)

第一百二十四条 家庭裁判所は、適當な者に、成年

後見の事務若しくは成年被後見人の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。

2 家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管

理をした者に対し、成年被後見人の財産の中か

ら、相当な報酬を与えることができる。

3 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査をさせることができる。

4 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第一項の規定により財産を管理する者について準用す

る。

(管理者の改任等)

第一百二十五条 家庭裁判所は、いつでも、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者(前項の規定により改任された管理者を含む。以下この条において「財産の管理者」という。)に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

3 前項の報告及び計算に要する費用は、成年被後見人の財産の中から支弁する。

4 家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずること

ができる。

5 財産の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

6 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者について準用する。

7 家庭裁判所は、成年被後見人が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなつたときその他の財産の管理を継続

することができる。成年被後見人となるべき者及び第一項の財産の管理者は、成年被後見人の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

2 後見開始の審判事件を本案とする保全処分

第一百二十六条 家庭裁判所(第一百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。)は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護又は財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の申立てについての審

判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができる。

3 家庭裁判所は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為(民法第九条ただし書に規定する行為を除く。第七項において同じ。)につき、前項の財産の管理者の後見を受けることを命ずることができる。

4 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、第百七条の規定にかかわらず、その者の陳述を聞く手続を経ずに、前項の規定による審判(次項から第七項までにおいて「後見命令の審判」という。)をすることができる。

5 後見命令の審判は、第一項の財産の管理者(数人あるときは、そのうちの一人)に告知することによって、その効力を生ずる。

6 後見命令の審判は、成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者については、成年被後見人の財産の中から、相當な報酬

6 審判の告知を受ける者でない者による後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第一項の審判事件が係属している場合において、成年被後見人の利益のため必要があるときは、成年被後見人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、成年後見人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

7 後見命令の審判があつたときは、成年被後見人となるべき者及び第一項の財産の管理者は、成年被後見人の財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

8 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

9 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

10 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

11 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

12 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

13 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

14 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

15 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

16 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

17 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

18 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

19 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

を与えることができる。

5 前各項の規定は、成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第二節 保佐に関する審判事件

(管轄)

第一百二十八条 保佐開始の審判事件(別表第一の十七の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ)は、被保佐となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

2 保佐に関する審判事件(別表第一の十七の項から三十五の項までの事項についての審判事件をいう。)は、保佐開始の審判事件を除き、保佐開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が保佐開始の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に属する。ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(陳述及び意見の聴取)

第一百二十九条 第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件(第一号、第七号及び第九号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。)における被保佐となるべき者及び被保佐人について準用する。

一 保佐開始の審判事件

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件(別表第一の十八の項の事項についての審判事件をいう。)

三 保佐人の同意に代わる許可の審判事件(別表第一の十九の項の事項についての審判事件をいう。)

四 保佐開始の審判の取消しの審判事件(別表第一の二十の項の事項についての審判事件をいう。)

五 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件(別表第一の二十一の項の事項についての審判事件をいう。)

六 保佐人の選任の審判事件(別表第一の二十の項の事項についての審判事件をいう。)

七 保佐人の解任の審判事件(別表第一の二十一の項の事項についての審判事件をいう。)第百三十五条において同じ。)

八 保佐監督人の選任の審判事件別表第一の二十六の項の事項についての審判事件をいう。)

九 保佐監督人の解任の審判事件別表第一の二十八の項の事項についての審判事件をいう。)第百三十五条において同じ。)

十 保佐人に対する代理権の付与の審判事件(別表第一の三十二の項の事項についての審判事件をいう。)

十一 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件(別表第一の三十三の項の事項についての審判事件をいう。)

十二 保佐の事務の監督の審判事件(別表第一の三十四の項の事項についての審判事件をいう。)

ければならない。

一 保佐人の選任の審判 保佐人となるべき者

二 保佐監督人の選任の審判 保佐監督人となるべき者

三 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下す

する審判 民法第十四条第一項に規定する者

四 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 被保佐人

五 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下

(審判の告知)

第一百三十一条 次の各号に掲げる審判は、第七十

四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一 保佐開始の審判 民法第八百七十六条の二

第一項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 保佐人及び保佐監督人(当該審判が保佐人又は保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、保佐人となるべき者又は保佐監督人となるべき者)

三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人及び保佐監督人

四 保佐開始の審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人

五 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人

六 保佐人に対する代理権の付与の審判 被保佐人及び保佐監督人(当該審判が保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、保佐監督人となるべき者)

七 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 被保佐人及び保佐監督人

八 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人

九 保佐監督人の解任の申立てを却下する審判 申立て人、保佐監督人並びに被保佐人及びその親族

十 保佐人の解任の申立てを却下する審判 申立て人並びに被保佐人及びその親族

十一 審判の告知を受ける者でない者及び被保佐人となるべき者による保佐開始の審判に対する即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

(成年後見に関する審判事件の規定の準用)

第一百三十三条 第百十九条の規定は被保佐人となるべき者及び被保佐人の精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取について、第二百二十二条の規定は保佐開始の申立ての取下げ及び保佐人の選任の申立ての取下げについて、第二百二十四条の規定は保佐の事務の監督について準用する。

(保佐開始の審判事件を本案とする保全処分) 第百三十四条 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分については、第二百二十六条第一項の規定を準用する。

2 家庭裁判所(第二百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、保佐開始の申立てがあつた場合において、被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の申立て

についての審判が効力を生ずるまでの間、被保佐人となるべき者の財産上の行為(民法第十三

二 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

二 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

三 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下す

る審判 民法第十四条第一項に規定する者

四 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 被保佐人

五 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下

(審判の告知)

第一百三十二条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者(第一号及び第四号にあっては、申立て人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

一 保佐開始の審判 民法第十一条本文及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

三 保佐開始の審判の取消しの審判 保佐監督人

四 保佐開始の審判の取消しの審判(民法第十一条本文及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者)

五 保佐開始の審判 保佐監督人

六 保佐人の解任の審判 保佐人

七 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人

八 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人

九 保佐監督人の解任の申立てを却下する審判 申立て人

十 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下

(審判の告知)

第一百三十三条 第百十九条の規定は被保佐人となるべき者及び被保佐人の精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取について、第二百二十二条の規定は保佐開始の申立ての取下げ及び保佐人の選任の申立ての取下げについて、第二百二十四条の規定は保佐の事務の監督について準用する。

(保佐開始の審判事件を本案とする保全処分) 第百三十四条 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分については、第二百二十六条第一項の規定を準用する。

2 家庭裁判所(第二百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、保佐開始の申立てがあつた場合において、被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の申立て

についての審判が効力を生ずるまでの間、被保佐人となるべき者の財産上の行為(民法第十三

条第一項に規定する行為に限る。第五項において同じ。)につき、前項において準用する第二百二十六条第一項の規定により選任される財産の管理者(以下この条において単に「財産の管理者」という。)の保佐を受けることを命ずることができる。

3 前項の規定による審判(次項及び第五項において「保佐命令の審判」という。)は、第七十四条第一項に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。

4 審判の告知を受ける者でない者及び被保佐人となるべき者による保佐命令の審判に対する即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が前項の規定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

5 保佐命令の審判があつたときは、被保佐人となるべき者及び財産の管理者は、被保佐人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

6 第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、財産の管理者について準用する。この場合において、第二十五条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「被保佐人となるべき者」と読み替えるものとする。

(保佐人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)

第一百三十五条 第百二十七条第一項から第四項までの規定は、保佐人の解任の審判事件又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第三節 補助に関する審判事件

第一百三十六条 補助開始の審判事件(別表第一の三十六の項の事項についての審判事件をいう。)(管轄)

以下同じ。)は、被補助人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 補助に関する審判事件(別表第一の三十六の項から五十四の項までの事項についての審判事件をいう。)は、補助開始の審判事件を除き、補助開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が

補助開始の裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に属する。ただし、補助開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第一百三十七条 第百一十八条の規定は、次に掲げる審判事件(第一号、第七号及び第九号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。)における被補助人及び被補助人について準用する。

一 補助開始の審判事件

二 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件(別表第一の三十七の項の事項についての審判事件をいう。)

三 補助人の同意に代わる許可の審判事件(別表第一の三十八の項の事項についての審判事件をいう。)

四 補助開始の審判の取消しの審判事件(別表第一の三十九の項の事項についての審判事件をいう。)

五 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件(別表第一の四十の項の事項についての審判事件をいう。)

六 補助開始の審判の取消しの審判事件(別表第一の四十一の項の事項についての審判事件をいう。)

七 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件(別表第一の四十二の項の事項についての審判事件をいう。)

八 補助人の選任の審判事件(別表第一の四十三の項の事項についての審判事件をいう。)

九 補助監督人の選任の審判事件(別表第一の四十五の項の事項についての審判事件をい

う。)は、被補助人となるべき者の意見の聽取

十 補助人にに対する代理権の付与の審判事件(別表第一の五十一の項の事項についての審

判事件をいう。)

十一 補助人にに対する代理権の付与の審判の取

消しの審判事件(別表第一の五十二の項の事

項についての審判事件をいう。)

十二 補助の事務の監督の審判事件(別表第一の五十三の項の事項についての審判事件をい

う。)

(精神の状況に関する意見の聴取)

第一百三十八条 家庭裁判所は、被補助人となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、補助開始の審判をするこ

とができる。

(陳述及び意見の聴取)

第一百三十九条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号、第三号及び第四号にあつては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

一 補助開始の審判 被補助人となるべき者

二 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人

三 補助開始の審判の取消しの審判(民法第十八条第一項又は第三項の規定による場合に限る。) 被補助人及び補助人

四 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件(別表第一の四十の項の事項についての審判事件をいう。)

五 補助人の解任の審判 補助人

六 補助監督人の解任の審判 補助監督人

七 補助人の同意に代わる許可の審判 被補助人

八 補助開始の審判の取消しの審判(民法第十八条第一項又は第三項の規定による場合に限る。) 被補助人及び補助人

九 補助監督人の選任の審判 被補助人

十 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

十一 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十八条第一項に規定する者

十二 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

十三 補助人の解任の審判 補助人

十四 補助監督人の解任の審判 補助監督人

十五 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

る者に告知しなければならない。

一 補助開始の審判 民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

二 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判 被補助人及び補助監督人(当該審判が補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合には、被補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者)

三 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人及び補助監督人

四 補助開始の審判の取消しの審判 被補助人及び補助監督人

五 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判 被補助人及び補助監督人

六 補助開始の審判の取消しの審判(民法第十八条第一項又は第三項の規定による場合に限る。) 被補助人及び補助人

七 補助人の解任の審判 被補助人

八 補助監督人の解任の審判 被補助人

九 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

十 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十八条第一項に規定する者

十一 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

十二 補助人の解任の審判 被補助人

十三 補助監督人の解任の審判 被補助人

十四 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

十五 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十八条第一項に規定する者

十六 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

十七 補助監督人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

十八 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

十九 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十八条第一項に規定する者

二十 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

二十一 補助監督人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

二十二 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

二十三 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十八条第一項に規定する者

二十四 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

二十五 補助監督人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

二十六 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

二十七 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十八条第一項に規定する者

二十八 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

二十九 補助監督人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

三十 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

三十一 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十八条第一項に規定する者

三十二 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

三十三 補助監督人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

三十四 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

三十五 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十八条第一項に規定する者

三十六 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

立人、補助監督人並びに被補助人及びその親族	第一項に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。
七 補助監督人の解任の審判 補助監督人	八 申立人並びに被補助人及びその親族
2 審判の告知を受ける者でない者及び被補助人となるべき者による補助開始の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の七第一項の規定により選任される者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の七第一項の規定により選任される者が審判の告知を受けた日最も遅い日から進行する。	2 審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の七第一項の規定により選任される者が審判の告知を受けた日最も遅い日から進行する。
(成年後見に関する審判事件の規定の準用)	(成年後見に関する審判事件の規定の準用)
第三百四十二条 第三百二十二条の規定は補助開始の申立ての取下げ及び補助人の選任の申立ての取下げについて、第三百二十四条の規定は補助の事務の監督について準用する。	第三百四十二条 第三百二十二条の規定は補助開始の申立ての取下げ及び補助人の選任の申立ての取下げについて、第三百二十四条の規定は補助の事務の監督について準用する。

2 (補助開始の審判事件を本案とする保全処分)	第三百四十三条 第三百二十二条の規定は、被補助人の取下げについて、第三百二十四条の規定は、被補助の保全処分については、第三百二十六条第一項の規定を準用する。
3 家庭裁判所(第三百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所)は、補助開始及び補助人の同意を得なければならない行為の定めの申立てがあつた場合において、被補助人となるべき者の財産の保全処分について、第三百二十六条第一項の規定を準用する。	3 家庭裁判所(第三百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所)は、補助開始及び補助人の同意を得なければならない行為の定めの申立てがあつた場合において、被補助人となるべき者の財産の保全処分について、第三百二十六条第一項の規定を準用する。
4 第三百五十四条 第三百二十七条第一項から第四項までの規定は、被補助人となるべき者の監督の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。	4 第三百五十四条 第三百二十七条第一項から第四項までの規定は、被補助人となるべき者の監督の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。
5 (被補助人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)	5 (被補助人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)
6 第三百四十五条 不在者の財産の管理に関する処分	6 第三百四十五条 不在者の財産の管理に関する処分

2 第三百四十六条 家庭裁判所は、いつでも、民法第二百四十六条第一項の規定により選任された管理人(第四項及び第六項において「家庭裁判所が選任した管理人」という。)に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずことができる。同法第二十七条第二項の場合においては、不在者が置いた管理人に対しても、同様とする。	2 第三百四十六条 家庭裁判所は、いつでも、民法第二百四十六条第一項の規定により選任された管理人(第四項及び第六項において「家庭裁判所が選任した管理人」という。)に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずことができる。同法第二十七条第二項の場合においては、不在者が置いた管理人に対しても、同様とする。
3 第三百四十七条 不在者の財産の管理に関する処分	3 第三百四十七条 不在者の財産の管理に関する処分
4 第三百四十八条 失踪の宣告に関する審判事件	4 第三百四十八条 失踪の宣告に関する審判事件
5 第三百四十九条 失踪の宣告の取消しの審判事件	5 第三百四十九条 失踪の宣告の取消しの審判事件

2 第三百五十一条第一項の規定により選任し、又は同法第二百四十六条第一項の規定により改任した管理人を改任する。	2 第三百五十一条第一項の規定により選任し、又は同法第二百四十六条第一項の規定により改任した管理人を改任する。
3 第三百五十二条第一項の規定により選任されることを命ずることができる。	3 第三百五十二条第一項の規定により選任されることを命ずることができる。
4 第三百五十三条第一項の規定により選任し、又は同法第二百四十六条第一項の規定により改任した管理人を改任する。	4 第三百五十三条第一項の規定により選任し、又は同法第二百四十六条第一項の規定により改任した管理人を改任する。
5 第三百五十四条第一項の規定により選任し、又は同法第二百四十六条第一項の規定により改任した管理人を改任する。	5 第三百五十四条第一項の規定により選任し、又は同法第二百四十六条第一項の規定により改任した管理人を改任する。
6 第三百五十五条第一項の規定により選任し、又は同法第二百四十六条第一項の規定により改任した管理人を改任する。	6 第三百五十五条第一項の規定により選任し、又は同法第二百四十六条第一項の規定により改任した管理人を改任する。

			4 次の各号に掲げる審判に対ては、当該各号に定める者は、即時抗告することができる。
		一 失踪の宣告の取消しの申立てを却下する審判	一 失踪の宣告の取消しの申立てを却下する審判
		二 判失踪者及び利害関係人	二 判失踪者及び利害関係人
		第六節 婚姻等に関する審判事件	第六節 婚姻等に関する審判事件
		(管轄)	(管轄)
	第一百五十条	次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。	第一百五十条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
	一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件	一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件	
	(別表第二の一の項の事項についての審判事件をいう。次条第一号において同じ) 夫又は妻の住所地	(別表第二の一の項の事項についての審判事件をいう。次条第一号において同じ) 夫又は妻の住所地	
	二 夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件(別表第一の五十八の項の事項についての審判事件をいう。) 夫又は妻の住所地	二 夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件(別表第一の五十八の項の事項についての審判事件をいう。) 夫又は妻の住所地	
	三 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。) 夫又は妻の住所地	三 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。) 夫又は妻の住所地	
	四 子の監護に関する処分の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。) 子(父又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあっては、そのうちの一人)の住所地	四 子の監護に関する処分の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。) 子(父又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあっては、そのうちの一人)の住所地	
	五 財産の分与に関する処分の審判事件(別表第一の四の項の事項についての審判事件をいう。) 夫又は妻であつた者の住所地	五 財産の分与に関する処分の審判事件(別表第一の四の項の事項についての審判事件をいう。) 夫又は妻であつた者の住所地	
	六 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(別表第一の五の項の事項についての審判事件をいう。) 所有者の住所地	六 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(別表第一の五の項の事項についての審判事件をいう。) 所有者の住所地	
三百五十二条	第一項において準用する同法第七百六十九条第二項の規定による場合にあっては、生存配偶者の審判事件及びこれらの審判事件を本案とする保全処分についての審判事件(いずれの審判事件においても、財産上の給付を求めるものと除く。)における当該各号に定める者についての審判事件	第一項において准用する同法第七百六十九条第二項の規定による場合にあっては、生存配偶者の審判事件及びこれらの審判事件を本案とする保全処分についての審判事件(いずれの審判事件においても、財産上の給付を求めるものと除く。)における当該各号に定める者についての審判事件	
3	三 婚姻費用の分担に関する処分の審判	三 婚姻費用の分担に関する処分の審判	
四 財産の分与に関する処分の審判	四 財産の分与に関する処分の審判		
		（管轄）	（管轄）
	第一百五十二条	家庭裁判所は、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判をする場合には、夫及び妻(申立て人を除く。)の陳述を聽かなければならぬ。	第一百五十二条 家庭裁判所は、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判をする場合には、夫及び妻(申立て人を除く。)の陳述を聽かなければならぬ。
	2 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判(子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判を除く。)をする場合には、第六十八条の規定により当事者の陳述を聽くほか、子(十五歳以上のもとに限る。)の陳述を聽かなければならぬ。	2 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判(子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判を除く。)をする場合には、第六十八条の規定により当事者の陳述を聽くほか、子(十五歳以上のもとに限る。)の陳述を聽かなければならぬ。	
	（申立ての取下げの制限）	（申立ての取下げの制限）	
	第一百五十三条 第八十二条第二項の規定にかかる審判を除く。)をする場合には、第六十八条の規定により当事者の陳述を聽くほか、子(十五歳以上のもとに限る。)の陳述を聽かなければならぬ。	第一百五十三条 第八十二条第二項の規定にかかる審判を除く。)をする場合には、第六十八条の規定により当事者の陳述を聽くほか、子(十五歳以上のもとに限る。)の陳述を聽かなければならぬ。	
	2	（共有財産の分割）	2
	第一百五十五条 家庭裁判所は、夫婦財産契約による財産の管理者の変更とともに共有財産の分割に関する処分の審判をする場合において、特別の事情があると認めるときは、共有財産の分割の方法として、一方の婚姻の当事者に他方の婚姻の当事者に対する債務を負担させて、現物の分割に代えることができる。	第一百五十五条 家庭裁判所は、夫婦財産契約による財産の管理者の変更とともに共有財産の分割に関する処分の審判をする場合において、特別の事情があると認めるときは、共有財産の分割の方法として、一方の婚姻の当事者に他方の婚姻の当事者に対する債務を負担させて、現物の分割に代えることができる。	
	（申立ての取下げの制限等）	（申立ての取下げの制限等）	
	第一百五十四条 家庭裁判所は、夫婦間の協力扶助に関する処分の審判において、扶助の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更することができる。	第一百五十四条 家庭裁判所は、夫婦間の協力扶助に関する処分の審判において、扶助の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更することができる。	
	2	（夫婦間の協力扶助に関する処分）	2
	第一百五十六条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。	第一百五十六条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。	
	（即時抗告）	（即時抗告）	
	2	（夫婦間の協力扶助に関する処分）	2
	第一百五十七条 家庭裁判所は、前項第三号に掲げる事項についての仮の地位を定める仮処分(子の監護に要する費用の分担に関する仮処分を除く。)を命ずる場合には、第百七条の規定により審判を受ける者がとなるべき者の陳述を聽くほか、子(十五歳以上のものに限る。)の陳述を聽かなければならぬ。ただし、子の陳述を聽く手続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。	第一百五十七条 家庭裁判所は、前項第三号に掲げる事項についての仮の地位を定める仮処分(子の監護に要する費用の分担に関する仮処分を除く。)を命ずる場合には、第百七条の規定により審判を受ける者がとなるべき者の陳述を聽くほか、子(十五歳以上のものに限る。)の陳述を聽かなければならぬ。ただし、子の陳述を聽く手続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。	
	三 子の監護に関する処分	三 子の監護に関する処分	
	四 財産の分与に関する処分	四 財産の分与に関する処分	
	（夫婦間の協力扶助に関する処分）	（夫婦間の協力扶助に関する処分）	
	2	（夫婦間の協力扶助に関する処分）	2
	第一百五十八条 家庭裁判所は、夫婦の一方から夫婦財産契約による財産の管理者の変更の申立てがあつた場合において、他の一方の管理する申立人所有的財産又は共有財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、当該財産の管理者の変更の申立てについての審判(共有財産の分割に関する処分の申立てがあつた場合にあっては、その申立てについての審判)が効力を生ずるまでの間に、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に對し、他の一方の管理する申立人所有的財産	第一百五十八条 家庭裁判所は、夫婦の一方から夫婦財産契約による財産の管理者の変更の申立てがあつた場合において、他の一方の管理する申立人所有的財産又は共有財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、当該財産の管理者の変更の申立てについての審判(共有財産の分割に関する処分の申立てがあつた場合にあっては、その申立てについての審判)が効力を生ずるまでの間に、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に對し、他の一方の管理する申立人所有的財産	

6 特別養子縁組の離縁の審判は、養子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して養子とるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人	その父母
二 特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判 申立人	五 親権又は管理権を辞し、又は回復するにつれての許可の審判事件(別表第一の六十九の項の事項についての審判事件をいう。) 子及びその父母
(特別養子縁組の離縁の審判事件)	六 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件(別表第二の七の項の事項についての審判事件をいう。) 養子、その父母及び養親
第一百六十五条 特別養子縁組の離縁の審判事件(別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第五項において同じ。)は、養親の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。	四 家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、養子となるべき者の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。
2 第百六十八条の規定は、特別養子縁組の離縁の審判事件(当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。)における養親、養子及びその実父母について準用する。	五 前各項の規定(養子となるべき者の監護者を選任する保全処分に関する部分を除く。)は、特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分について準用する。
3 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聽かなければならぬ。この場合において、第一号から第三号までに掲げる者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。	六 第八節 親権に関する審判事件
一 養子(十五歳以上のものに限る。)	7 次の各号に掲げる審判に対しても、申立人を除く。は、即時抗告をすることができる。
二 養親	一 特別養子縁組の離縁の審判 養子、養親、養子の実父母、養子に対し親権を行う者で養親でないもの、養子の後見人、養親の後見人、養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父の後見人
三 養子の実父母	二 特別養子縁組の離縁の申立てを却下する審判 申立人
四 養子に対し親権を行う者(第一号に掲げる者を除く。)及び養子の後見人	8 養子による特別養子縁組の離縁の審判に対する即時抗告の期間は、養子以外の者が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。
五 養親の後見人	(特別養子縁組の成立の審判事件等を本案とする保全処分)
六 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人	第百六十六条 家庭裁判所(第百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。第三項及び第四項において同じ。)は、特別養子縁組の成立の申立てがあつた場合において、養子となるべき者の利益のため必要があるときは、当該申立てをして、該申立てにより、特別養子縁組の成立の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができる。
4 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁の申立てを却下する審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聽かなければならない。	2 前項の規定による職務の執行を停止する審判は、後見人の職務の執行を停止し、若しくは未成年後見人、養子となるべき者に対し親権を行ふ者の実父母の後見人
一 養子の実父(申立人を除く。)	3 前項の規定による職務の執行を停止する審判は、後見人の職務の執行を停止され、親権者若しくは未成年後見人、養子となるべき者に対し親権を行ふ者の実父母の後見人
二 養子に対し親権を行う者及び養子の後見人	4 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判 子(十五歳以上のものに限る。)及び子の親権者
三 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人	二 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判 子(十五歳以上のものに限る。)及び子の親権者
5 特別養子縁組の離縁の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、第三項第四号から第六号までに掲げる者に告知しなければならない。	三 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判(別表第一の六十七の項の事項についての審判事件をいう。)子及びその父母
6 特別養子縁組の離縁の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、第三項第四号から第六号までに掲げる者に告知しなければならない。	四 親権又は管理権を辞するについての許可の審判 子(十五歳以上のものに限る。)及び子の未成年後見人及び親権を費失し、若しくは停止され、又は管理権を費失した者
7 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができ	2 家庭裁判所は、親権者(別表第一の六十八の項の事項についての審判事件をいう。)子及びその父母

<p>条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。ただし、子にあつては、子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判子</p> <p>二 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判 子、子に対し親権を行う者及び子の未成年後見人 (引渡命令等)</p> <p>第三百七十二条 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判において、当事者に対し、子の引渡し又は財産上の給付その他の給付を命ずことができ。(即時抗告)</p> <p>第三百七十三条 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者(第一号から第三号まで及び第五号にあつては、申立人を除く)は、即時抗告をすることができる。</p> <p>一 親権喪失の審判 親権を喪失する者及びその親族</p> <p>二 親権停止の審判 親権を停止される者及びその親族</p> <p>三 管理権喪失の審判 管理権を喪失する者及びその親族</p> <p>四 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てを却下する審判 申立人、子及びその親族、未成年後見人並びに未成年後見監督人</p> <p>五 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判 子及びその親族、子に対し親権を行う者、未成年後見人並びに未成年後見監督人</p> <p>六 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの中止を却下する審判 申立人並びに親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者及びその親族</p> <p>七 親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判 申立人</p>	<p>八 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判 養子の父母及び養子の監護者</p> <p>九 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判 申立人、養子の父母及び養子の監護者</p> <p>十 親権者の指定又は変更の審判及びその申立てを却下する審判 子の父母及び子の監護者</p> <p>二 次の各号に掲げる即時抗告の期間は、当該各号に定める日から進行する。</p> <p>一 審判の告知を受けた者は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判に対する即時抗告、親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失する者が審判の告知を受けた日</p> <p>二 審判の告知を受けた者でない者及び子による親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告、親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失する者が審判の告知を受けた日</p> <p>(管理者の改任等に関する規定の準用)</p> <p>第三百七十三条 第二百五十四条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。</p> <p>一 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件を本案とする保全処分)</p>
<p>第三百七十四条 家庭裁判所 第五百三条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。)は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があると認めるときは、当該申立てをしてから了すまでの間、親権者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による親権者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>3 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判又は調停の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があるときは、当該申立てをしてから了すまでの間、親権者の指定又は変更の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。</p> <p>4 前項の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される親権者、子に対し親権を行う者又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。</p> <p>5 家庭裁判所は、いつでも、第三項の規定により選任した職務代行者を改任することができ</p>	<p>3 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。</p> <p>4 家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。</p> <p>5 第九節 未成年後見に関する審判事件 (管轄)</p> <p>第六百七十六条 未成年後見に関する審判事件(別表第一の七十の項から八十三の項までの事項についての審判事件をいう。)は、未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。</p> <p>第六百七十七条 第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件(第三号及び第五号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。)について準用する。</p> <p>一 養子及び養親の未成年後見人の選任の審判事件(別表第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>二 未成年後見人の選任の審判事件(別表第一の七十一の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>三 未成年後見人の解任の審判事件(別表第一の七十三の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>四 未成年後見監督人の選任の審判事件(別表第一の七十四の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>五 未成年後見監督人の解任の審判事件(別表第一の七十六の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>六 未成年被後見人の選任の審判事件(別表第一の七十九の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>七 未成年後見の事務の監督の審判事件(別表第一の八十一の項の事項についての審判事件をいう。)</p>
<p>6 家庭裁判所は、第三項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。</p> <p>7 第九節 未成年後見に関する審判事件 (管轄)</p> <p>第六百七十六条 未成年後見に関する審判事件(別表第一の七十の項から八十三の項までの事項についての審判事件をいう。)は、未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。</p> <p>第六百七十七条 第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件(第三号及び第五号の審判事件を含む。)について準用する。</p> <p>一 養子及び養親の未成年後見人の選任の審判事件(別表第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>二 未成年後見人の選任の審判事件(別表第一の七十一の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>三 未成年後見人の解任の審判事件(別表第一の七十三の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>四 未成年後見監督人の選任の審判事件(別表第一の七十四の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>五 未成年後見監督人の解任の審判事件(別表第一の七十六の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>六 未成年被後見人の選任の審判事件(別表第一の七十九の項の事項についての審判事件をいう。)</p> <p>七 未成年後見の事務の監督の審判事件(別表第一の八十一の項の事項についての審判事件をいう。)</p>	

八 第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の八十ニの項の事項についての審判事件をいう。第百八十条において同じ。)

(陳述及び意見の聴取)
第百七十八条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号にあつては、申立人を除く。)の陳述を聽かなければならぬ。

一 未成年後見人又は未成年後見監督人の選任の審判 未成年被後見人(十五歳以上のものに限る。)

二 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人

三 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人

2 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聽かなければならない。

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者
又は未成年後見人の選任 未成年後見人となるべき者

二 未成年後見監督人の選任 未成年後見監督人となるべき者

三 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人

(即時抗告)
第一百七十九条 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判 申立人

二 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人

三 未成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、未成年後見監督人並びに未成年見監督人

五 未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人及びその親族

四 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人

(成年後見に関する審判事件の規定の準用)

第百八十条 第百二十二条の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第百二十四条の規定は未成年後見の事務の監督について、百八十条において同じ。)

第百二十五条の規定は第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第百二十二条第二号中「第八百四十三条第二項の規定による成年後見人」とあるのは「第八百四十条第一号の規定による未成年後見人」と、同条第三号中「第八百四十三条第三項の規定による成年後見人」とあるのは「第八百四十条第二項の規定による未成年後見人」と読み替えるものとする。

（未成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第百八十二条 第百二十七条第一項から第四項までの規定は、未成年後見人の解任の審判事件又は未成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

（管轄）
第百八十二条 扶養義務の設定の審判事件(別表第一の八十四の項の事項についての審判事件をいう。)は、扶養義務者となるべき者数人に対する扶養義務の設定の申立てに係るものにあつては、そのうちの一人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（即時抗告）
第一百八十三条 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 扶養義務の設定の取消しの審判 扶養義務者となるべき者

二 扶養義務の設定の取消しの審判 扶養権利者

（給付命令）
第一百八十五条 家庭裁判所は、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判において、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

（即時抗告）
第一百八十六条 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 扶養義務の設定の審判 扶養義務者となるべき者(申立人を除く。)

二 扶養義務の設定の申立てを却下する審判 申立人

三 扶養義務の設定の取消しの審判 扶養権利者(申立人を除く。)

四 扶養義務の設定の取消しの申立てを却下する審判 申立人及びその親族

五 未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに未成年被後見人及びその親族

六 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人

人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（申立ての特則）

第百八十三条 扶養義務の設定の申立ては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十条第二項第四号の規定による保護者の選任の申立てと同一の申立てによりするとときは、精神障害者の住所地を管轄する家庭裁判所にもすることができる。

（陳述の聴取）
第百八十四条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(申立人を除く。)の陳述を聽かなければならない。

一 扶養義務の設定の審判 扶養義務者となるべき者

二 扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの決定の変更又は取消し

（即時抗告）
第一百八十七条 家庭裁判所は、推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件(別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。)は、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。ただし、これらの審判の取消しの審判事件(同表の八十七の項の事項についての審判事件をいう。次条第一項において同じ。)及び推定相続人の廃除の審判事件が被相続人の死亡後に申し立てられた場合にあつては、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件）
第一百八十八条 推定相続人の廃除の審判事件(別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)及び推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件(同表の八十七の項の事項についての審判事件をいう。次条第一項において同じ。)は、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。ただし、これらの審判事件が被相続人の死亡後に申し立てられた場合にあつては、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（即時抗告）
第一百八十九条の規定は、前項に規定する審判事件における被相続人について準用する。

（扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件）
第一百九十条 家庭裁判所は、推定相続人の廃除の審判事件においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、廃除を請求された推定相続人の陳述を聽かなければならない。この場合における陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

（扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判）
第一百九十二条 推定相続人の廃除の審判事件においては、申立てに係るものにあつては、そのうちの一

の決定の変更又は取消しの審判並びにこれら

の申立てを却下する審判 申立人及び相手方

（扶養に関する審判事件を本案とする保全処分）
第一百八十七条 家庭裁判所(第百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、次に掲げる事項についての審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、当該事項についての審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができることとする。

（扶養義務の設定の審判）
第一百八十八条 推定相続人の廃除の審判事件(別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。)は、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判）
第一百八十九条の規定は、前項に規定する審判事件における被相続人について準用する。

（扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判）
第一百九十条 家庭裁判所は、推定相続人の廃除の審判事件においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、廃除を請求された推定相続人の陳述を聽かなければならない。この場合における陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

（扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判）
第一百九十二条 推定相続人の廃除の審判事件においては、申立てに係るものにあつては、そのうちの一

については、申立て人及び廃除を求められた推定相続人を当事者とみなして、第六十七条及び第六十九条から第七十二条までの規定を準用する。

5 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 推定相続人の廃除の審判 廃除された推定相続人

二 推定相続人の廃除又はその審判の取消しの申立てを却下する審判 申立て人

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第百八十九条 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の八十八の項の事項についての審判事件)をいう。次項において同じ。)

は、推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所(その審判事件が係属している場合にあっては相続が開始した地を管轄する家庭裁判所、その審判事件が抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所)の管轄に属する。

2 第百二十五条第一項から第六項までの規定は、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理人について準用する。この場合において、同条第一項、第二項及び第四項中「家庭裁判所」とあるのは、「推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所」と、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

3 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所は、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所の手続により又は職権で、その処分の取消しの裁判をしなければならない。

第十二節 相続の場合における祭具等の手続

所有権の承継者の指定の審判 事件

第百九十条 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(別表第二の十一の項の事項についての審判事件)をいう。は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 家庭裁判所は、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判において、当事者に対し、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができる。

3 相続人その他の利害関係人は、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判及びその申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第十三節 遺産の分割に関する審判事件 (管轄)

第百九十二条 遺産の分割に関する審判事件(別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件)をいう。は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 前項の規定にかかわらず、遺産の分割の審判事件(別表第一の十二の項の事項についての審判事件)を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

3 前二項の規定による裁判(以下この条における寄与分を定める処分の審判事件(同表の十四の項の事項についての審判事件)をいう。)は、當該遺産の分割の審判事件において同じ。は、當該遺産の分割の審判事件が係属している裁判所の管轄に属する。

(手続の併合等)

第百九十二条 遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める処分の審判事件が係属するときは、これららの審判の手続及び審判は、併合してしなければならない。数人からの寄与分を定める処分の審判事件が係属するときも、同様とする。

4 換価を命ずる裁判は、第八十一条第一項において準用する第七十四条第一項に規定する者の手続において、第二百条第一項の財産の管理者が選任されていないときは、これを選任しなければならない。

5 相続人は、換価を命ずる裁判に対し、即時抗告をすることができる。

6 家庭裁判所は、換価を命ずる裁判をする場合において、第二百条第一項の財産の管理者が選任されていないときは、これを選任しなければ

べき期間を定めることができる。

2 家庭裁判所は、寄与分を定める処分の審判の申立てが前項の期間を経過した後にされたときは、当該申立てを却下することができる。

3 家庭裁判所は、第一項の期間を定めなかつた場合においても、当事者が時機に後れて寄与分を定める処分の申立てをしたことにつき、申立人の責めに帰すべき事由があり、かつ、申立てに係る寄与分を定める処分の審判の手続を併合することにより、遺産の分割の審判の手続が著しく遅滞することとなるときは、その申立てを却下することができる。

4 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があり、かつ、相当と認めるときは、相続人の意見を聴き、相続人に対し、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができ。ただし、共同相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者があるときは、この限りでない。

5 前二項の規定による裁判(以下この条において「換価を命ずる裁判」という。)が確定した後に、その換価を命ずる裁判の理由の消滅その他事情の変更があるときは、家庭裁判所は、相続人の申立てにより又は職権で、これを取り消すことができる。

(遺産の分割の禁止の審判の取消し及び変更)

第百九十七条 家庭裁判所は、事情の変更があるときは、相続人の申立てにより、いつでも、遺産の分割の禁止の審判を取り消し、又は変更する審判をすることができる。この申立てに係る審判事件は、別表第二に掲げる事項についての審判事件とみなす。

(即時抗告)

第百九十八条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 遺産の分割の審判及びその申立てを却下する審判 相続人

二 遺産の分割の禁止の審判 相続人

三 遺産の分割の禁止の審判を取り消し、又は変更する審判 相続人

ならない。

7 家庭裁判所は、換価を命ずる裁判により換価を命じられた相続人に對し、遺産の中から、相続の手續者に對することができる。

8 第百二十五条の規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

9 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

10 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

11 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

12 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

13 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

14 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

15 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

16 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

17 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

18 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

19 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

20 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

21 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

22 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

23 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

24 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

25 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

26 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

27 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

28 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

29 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

30 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

31 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

32 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

33 第百二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

四 四	寄与分を定める処分の審判 相続人	五 寄与分を定める処分の申立てを却下する審判 申立て人	六 第百九十二条前段の規定により審判が併合してされたときは、寄与分を定める処分の審判又はその申立てを却下する審判に対しては、独立して即時抗告をすることができない。	七 第百九十二条後段の規定により審判が併合してされたときは、申立人の一人がした即時抗告は、申立人の全員に対してその効力を生ずる。 (申立ての取下げの制限に関する規定の準用)	八 第百九十九条 第百五十三条の規定は、遺産の分割の審判の申立ての取下げについて準用する。	九 第二百一条 相続の承認及び放棄に関する審判事件(別表第一の八十九の項から九十五の項まで)の事項についての審判事件をいう。は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属す。の事項についての審判事件をいう。は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属す。	十 第二百二十五条の規定による財産分離の申立てを却下する審判 相続人の債権者	十一 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。 一 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てを却下する審判 申立て人	
一	相続の分割の審判事件を本案とする保全処分	二 前項の規定にかかわらず、限定承認の場合における鑑定人の選任の審判事件(別表第一の九十三の項から九十九の項まで)の事項についての審判事件をいう。は、限定承認の申述を受理した家庭裁判所(抗告裁判所が受理した場合にあっては、その第一審裁判所)が受理した場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に属する。	三 家庭裁判所(抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合は、その裁判所)は、相続人が数人ある場合において、限定承認の申述を受理したときは、職権で、民法第九百三十六条第一項の規定により相続財産の管理人を選任しなければならない。	四 第百十八条の規定は、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件(別表第一の九十一の項の事項についての審判事件をいいう。)における限定承認又は相続の放棄の取消しをすることができる者について準用する。	五 限定承認及びその取消し及び相続の放棄及びその取消しの申述は、次に掲げる事項を記載した申述書を家庭裁判所に提出してしなければならない。	六 第百二十二条次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める裁判所の管轄に属する。 一 財産分離の審判事件(別表第一の九十六の項の事項についての審判事件をいう。次号において同じ。)相続が開始した地を管轄する家庭裁判所	七 第二百二十三条次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。 一 相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。)相続が開始した地を管轄する家庭裁判所	八 前項の審判については、第七十六条の規定は、適用しない。	
二	家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人に対し、財産の管理に關する事項を指示することができる。	三 第二百三条の規定は、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中の「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。	九 第二百二十五条の規定は、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中の「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。	十 第二百二十五条の規定は、相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件(別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。)について準用する。この場合において、同条第三項中の「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。	十一 第二百二十六条相続人の不存在に関する審判事件(管轄)	一二 第二百二十七条次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。 一 相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。)相続が開始した地を管轄する家庭裁判所	一 財産分離の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件をいう。)相続が開始した地を管轄する家庭裁判所	一二 相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件をいう。)相続が開始した地を管轄する家庭裁判所	
三	家庭裁判所は、第五項の申述の受理の審判を本件とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。	三 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百一の項の事項についての審判事件をいう。)相続が開始した地を管轄する家庭裁判所	三 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百一の項の事項についての審判事件をいう。)相続が開始した地を管轄する家庭裁判所	三 第二百四十四条特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てについての審判は、民法第九百五十八条の期間の満了後三月を経過した後にしなければならない。	四 四	に定める者は、即時抗告をすることができる。 一 財産分離の審判 相続人	二 民法第九百四十五条第一項の規定による財産分離の申立てを却下する審判 相続債権者及び受遺者	三 民法第九百五十条第一項の規定による財産分離の申立てを却下する審判 相続人の債権者	
四	相続の承認及び放棄に関する審判事件	五 第十四節 相続の承認及び放棄に関する	六 第一百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、第一百五十五条第一項から第六項までの規定及ぶ第一項の申立てにより、遺産の分割の審判を本件とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。	七 第一百五十三条第三項から第六項まで及び第五十条の規定は、前項の申述について準用する。この規定は、前項の申述についての審判を本件とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。	八 第一百五十三条第三項から第六項まで及び第五十条の規定は、前項の申述についての審判を本件とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。	九 第一百五十三条第三項から第六項まで及び第五十条の規定は、前項の申述についての審判を本件とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。	一 財産分離の審判 相続人	二 民法第九百四十五条第一項の規定による財産分離の申立てを却下する審判 相続債権者及び受遺者	三 民法第九百五十条第一項の規定による財産分離の申立てを却下する審判 相続人の債権者

2 同一の相続財産に関し特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件が数個同時に係属するときは、これらの審判の手続及び審判は、併合してしなければならない。

(意見の聴取)

第二百五条 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てについての審判をする

場合には、民法第九百五十二条第一項の規定により選任し、又は第二百八条において準用する

第一百二十五条第一項の規定により改任した相続財産の管理人(次条及び第二百七条において單に「相続財産の管理人」という。)の意見を聽かなければならぬ。

(即時抗告)

第二百六条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることはできる。

一 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判
申立人及び相続財産の管理人

二 特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てを却下する審判 申立人

2 第二百四条第二項の規定により審判が併合してされたときは、申立人の一人又は相続財産の管理人がした即時抗告は、申立人の全員に対してその効力を生ずる。

(相続財産の換価を命ずる裁判)
第二百七条 第百九十四条第一項、第二項本文、第三項から第五項まで及び第七項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件について準用する。この場合において、同条第一項及び第七項中「相続人」とあり、並びに同条第二項中「相続人の意見を聴き、相続人」とあるのは「特別縁故者に対する相続財産の管理人」とあるのは「特別縁故者に対する相続財産の管理人」と、同条第五項中「当事者」とあるのは「申立人」と、同条第四項中「相続人」とあるのは「特別縁故者に対する相続財産の分与の申立人及び相続財産の管理人」と読み替えるものとする。

第二百十三条 第二百十三条 次の各号に掲げる審判は、第七十

(審判の告知)

四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第二百八条 第百二十五条の規定は、相続人の不

存の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合におい

て、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあ

るには、「相続財産」と読み替えるものとする。

第十七節 遺言に関する審判事件

第二百九条 遺言に関する審判事件(別表第一の百二の項から百八の項までの事項についての審

判事件をいう。)は、相続を開始した地を管轄す

る家庭裁判所の管轄に属する。

2 前項の規定にかかわらず、遺言の確認の審判

事件(別表第一の百二の項の事項についての審

判事件をいう。)は、遺言者の生存中は、遺言者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属す

る。

(陳述及び意見の聴取)

第二百十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審

判をする場合には、当該各号に定める者の陳述

を聽かなければならない。

一 遺言執行人の解任の審判 遺言執行人

二 負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判 受

三 遺言執行人の選任の申立てを却下する審判 利害関係人

四 遺言執行人の解任の審判 遺言執行人

五 遺言執行人の解任の申立てを却下する審判 利害関係人

六 遺言執行人の辞任についての許可の申立てを却下する審判 申立人

七 負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判 受

八 負担付遺贈に係る遺言の取消しの申立てを却下する審判 相続人

(遺言執行人の解任の審判事件を本案とする保

全処分)

第二百十五条 家庭裁判所(第二百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所。第三項及び第四項において同じ。)は、遺言執行人の解任の申立てがあつた場合において、相続人の利益のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、遺言執行人の解任の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、遺言執行人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2 前項の規定による遺言執行人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される遺言執行人、他の遺言執行人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

第二百十二条 遺言の確認又は遺言書の検認の申立ては、審判がされる前であつても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(審判の告知)

第二百十三条 次の各号に掲げる審判は、第七十

る。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、

又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、相続財産の中から、相当な報酬を与えるこ

とができる。

第十八節 遺留分に関する審判事件

第二百六条 次の各号に掲げる審判事件は、当

該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 遺留分を算定する場合における鑑定人の選

任の審判事件(別表第一の百九の項の事項に

ついての審判事件をいう。)相続が開始した

地

(別表第一の百十の項の事項についての審判

事件をいう。)被相続人の住所地

を立会つた証人及び利害関係人申立人を除く。)

八 負担付遺贈に係る遺言の取消しの申立てを却下する審判 相続人

(遺言執行人の解任の審判事件を本案とする保

全処分)

第二百十五条 家庭裁判所(第二百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所。第三項及び第四項において同じ。)は、遺言執行人の解任の申立てがあつた場合において、相続人の利益のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、遺言執行人の解任の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、遺言執行人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2 任意後見契約法に規定する審判事件(別表第一の百十一の項から百二十一の項までの事項についての審判事件をいう。)は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件を除き、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件を除く。

第一の百十一の項の事項についての審判事件を

第一の百十一の項の事項についての審判事件を

いう。次項及び次条において同じ。)は、任意後見契約法第二条第二号の本人(以下この節において単に「本人」という。)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 任意後見契約法に規定する審判事件(別表第一の百十一の項から百二十一の項までの事項についての審判事件をいう。)は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件を除き、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判を

家庭裁判所(抗告裁判所が当該任意後見監督

人を選任した場合にあっては、その第一審裁判

所である家庭裁判所)の管轄に属する。ただ

し、任意後見契約の効力を発生させるための任

意後見監督人の選任の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第二百一十八条 第一百一十八条の規定は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件における本人について準用する。

(精神の状況に関する意見の聴取)

第二百一十九条 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師その他適當な者の意見を聽かなければ、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判をすることができない。

(陳述及び意見の聴取)

第二百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号及び第四号にあっては、申立人を除く。)の陳述を聽かなければならない。ただし、本人については、本人の心身の障害により本人の陳述を聞くことができないときは、この限りでない。

・ 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判並びに任意後見監督人が欠けた場合及び任意後見監督人を選任する場合における任意後見監督人の選任の審判 本人

二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監督人

三 任意後見人の解任の審判 任意後見人

四 任意後見契約の解除についての許可の審判 申立人

2 家庭裁判所は、前項第一号に掲げる審判をする場合には、任意後見契約の効力が生ずることを見かねばならない。

3 家庭裁判所は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判をする場合には、任意後見契約の効力が生ずることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければ

ならない。
(申立ての取下げの制限)

第二百二十二条 任意後見契約の効力を発生させたための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任の申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(審判の告知)

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判 本人及び任意後見受任者

二 後見開始の審判等の取消しの審判 後見開始の審判の取消しの審判にあっては成年後見人及び成年後見監督人、保佐開始の審判の取消しの審判にあっては保佐人及び保佐監督人並びに補助開始の審判の取消しの審判にあつては補助人及び補助監督人

三 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見監督人

四 任意後見契約の解除についての許可の審判 申立人

(即時抗告)

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に対してもは、当該各号に定める者(第四号及び第六号にあっては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監督人

三 任意後見人の解任の審判 任意後見人

四 任意後見契約の解除についての許可の審判 申立人

2 家庭裁判所は、前項第一号に掲げる審判をする場合には、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の申立てを却下する審判 督人

三 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人及び任意後見人

四 任意後見監督人の選任の審判 本人及びその親族

四 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見人

見人

五 任意後見人の解任の申立てを却下する審判 申立て人、任意後見監督人並びに本人及びその親族

六 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人及び任意後見人

七 任意後見契約の解除についての許可の申立てを却下する審判 申立て人

(任意後見監督人の事務の調査)

第二百二十四条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に任意後見監督人の事務を調査させることができること

(任意後見監督人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)

第二百二十五条 第一百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件別表第一の百一七の項の事項についての審判事件をいう。)を本案とする保全処分について

2 第二百二十七条第一項及び第二項の規定は、任意後見人の解任の審判事件(別表第一の百二十一の項の事項についての審判事件をいう。)を本案とする保全処分について準用する。

第二百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件をいう。)における当該審判事件の申立てをすることができる。

第二百二十七条 第一百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件別表第一の百一七の項の事項についての審判事件をいう。)を本件とする保全処分について

2 第二百二十七条第一項及び第二項の規定は、任意後見人の解任の審判事件(別表第一の百二十一の項の事項についての審判事件をいう。)を本案とする保全処分について準用する。

第二百二十七条 第一百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件をいう。)における当該審判事件の申立てをすることができる。

第二百二十七条 第一百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件をいう。)における当該審判事件の申立てをすることができる。

第二百二十七条 第一百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件をいう。)における当該審判事件の申立てをすることができる。

第二百二十七条 第一百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件をいう。)における当該審判事件の申立てをすることができる。

表第一の百二十四の項の事項についての審判事件をいう。)その戸籍のある地の不服の審判事件(別表第一の百二十五の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。)市役所(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四条において準用する同法第二百二十二条の規定による場合にあっては、区役所)又は町村役場の所在地

四 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不不服の審判事件(別表第一の百二十五の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。)市役所(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四条において準用する同法第二百二十二条の規定による場合にあっては、区役所)又は町村役場の所在地

(手続行為能力)

第二百二十八条 家庭裁判所は、戸籍法第百十三条の規定による戸籍の訂正についての許可の申立てが当該戸籍の届出人又は届出事件の本人以外の者からされた場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかになるとときを除き、当該届出人又は届出事件の本人に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、事件の記録上これらの者の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限る。

(陳述及び意見の聴取)

第二百二十九条 家庭裁判所は、氏の変更についての許可の審判をする場合には、申立て人と同一戸籍内にある者(十五歳以上のものに限る。)の陳述を聽かなければならない。

(陳述及び意見の聴取)

第二百三十条 家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不不服の審判事件(別表第一の百二十五の項の事項についての審判事件をいう。)市役所(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四条において準用する同法第二百二十二条の規定による場合にあっては、区役所)又は町村役場の所在地

二 就籍許可の審判事件(別表第一の百二十三の項の事項についての審判事件をいう。)就籍しようとする地

2 家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不不服の審判事件(別表第一の百二十五の項の事項についての審判事件をいう。)市役所(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四条において準用する同法第二百二十二条の規定による場合にあっては、区役所)又は町村役場の所在地

に対し親権を行う者及び被保護者の後見人に告知しなければならない。

6 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 施設への入所等についての許可の審判 被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人

二 施設への入所等についての許可の中立てを却下する審判 中立人

三 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判及びその申立てを却下する審判 中立人及び相手方

第二十五節 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件

二 施設への入所等についての許可の中立てを却下する審判 中立人

三 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判及びその申立てを却下する審判 中立人及び相手方

第二十五節 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件

二 施設への入所等についての許可の中立てを却下する審判 中立人

三 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判及びその申立てを却下する審判 中立人及び相手方

第二百四十二条 保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件(別表第一の百三十の項の事項についての審判事件をいう。第四項において同じ。)は、精神障害者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(申立人を除く。)の意見を聽かなければならない。

一 保護者の順位の変更の審判 先順位に変更される者

二 保護者の選任の審判 保護者となるべき者に定める者は、即時抗告をすることができる。

三 次の各号に掲げる審判に対することができる。申立人を除く。)

一 保護者の順位の変更の審判 先順位に変更される者(申立人を除く。)

二 保護者の選任の審判 保護者となるべき者に定める者は、即時抗告をすることができる。

三 保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てを却下する審判 中立人

4 家庭裁判所は、いつでも、保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件において選任した保護者を改任することができる。

第二百四十二条 次の各号に掲げる審判事件は、更及び保護者の選任の審判事件において選任した保護者を改任することができる。

第二百四十二条 次の各号に掲げる審判事件は、

当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件(別表第一の百三十一の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。)

夫又は妻の住所地

二 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件(別表第一の百三十二の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。)

子の住所地

三 破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件(別表第一の百三十三の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。)

子の住所地

十三の項の事項についての審判事件をいう。

二 破産管財人は、破産手続における相続の放棄の承認についての申述を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

三 第百五十二条第一項、第二百五十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第二百五十五条、第二百五十六条(第二号に係る部分に限る。)及び第二百五十八条の規定は、破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件について、第二百六十八条(第二号に係る部分に限る。)、第二百六十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二百七十条(第一号に係る部分に限る。)、第二百七十二条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第二百七十三条(第一号に係る部分に限る。)並びに第二百七十四条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件について準用する。

二 破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件について準用する。

三 第百五十二条第一項及び第二百五十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第二百五十五条、第二百五十六条(第二号に係る部分に限る。)及び第二百五十七条の規定は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

二 二項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

三 第百九十二条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件について準用する。

二 二項(第一号に係る部分に限る。)並びに第二百七十四条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は、遺産の分割の調停事件(別表第二の十二の項の事項についての調停事件をいう。)及び寄与分を定める処分の調停事件(同表の十四の項の事項についての調停事件をいう。)について準用する。

三 第百九十二条第一項及び第二百九十二条の規定は、遺産の分割の調停事件(別表第二の十二の項の事項についての調停事件をいう。)及び寄与分を定める処分の調停事件(同表の十四の項の事項についての調停事件をいう。)について準用する。

二 二項(第一号に係る部分に限る。)並びに第二百七十四条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は、前項の合意について準用する。

三 第百九十二条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は、前項の合意について準用する。

二 二項(第一号に係る部分に限る。)並びに第二百七十四条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は、前項の合意について準用する。

三 第百九十二条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は、前項の合意について準用する。

二 二項(第一号に係る部分に限る。)並びに第二百七十四条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は、前項の合意について準用する。

三 第百九十二条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は、前項の合意について準用する。

二 二項(第一号に係る部分に限る。)並びに第二百七十四条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は、前項の合意について準用する。

三 第百九十二条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は、前項の合意について準用する。

ての許可の審判事件(別表第一の百三十四の項の事項についての審判事件をいう。)は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第三条第二項の旧代表者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件以外の事件について調停の申立てを受けた場合に、職権で、これを管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送する。

2 家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について調停の申立てを受けた場合において、事件を処理するた

めに必要があると認めるときは、職権で、事件の全部又は一部を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができる。

3 家庭裁判所は、事件を処理するために特に必要なと認めるときは、前二項の規定にかかる

わらず、その事件を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所以外の地方裁判所又は簡易裁判所(事物管轄権を有するものに限る。)に移送する

ことができる。

2 遺留分の算定に係る合意についての許可の申立てを却下する審判 当該合意の当事者

一 遺留分の算定に係る合意についての許可の申立てを却下する審判 当該合意の当事者

二 遺留分の算定に係る合意についての許可の申立てを却下する審判 当該合意の当事者

2 家庭裁判所は、第二百四十六条 家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件以外の事件について調停の申立てを受けた場合に、職権で、これを管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送する。

3 第二百四十七条 家庭裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、裁判官のみで行うことができる。

4 第九条第三項から第五項までの規定は、前三項の規定による移送の裁判について準用する。

(調停事項等)

第二百四十四条 家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他の家庭に関する事件(別表第一に掲げる事項についての事件を除く。)について調停を行うほか、この編の定めるところにより審判をする。

第二百四十五条 家事調停事件は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

2 民事訴訟法第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(調停機関)

第二百四十七条 家庭裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、裁判官のみで行うことができる。

2 家庭裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行ななければならない。

(調停委員会)

第二百四十八条 調停委員会は、裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

2 調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

3 調停委員会の決議は、過半数の意見による。

3 可否同数の場合には、裁判官の決するところによること。

4 調停委員会の評議は、秘密とする。

(家事調停委員)

第二百四十九条 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

2 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。 (家事調停官の任命等)
第二百五十条 家事調停官は、弁護士で五年以上その職にあつたもののうちから、最高裁判所が任命する。
2 家事調停官は、この法律の定めるところにより、家事調停事件の処理に必要な職務を行う。
3 家事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。
4 家事調停官は、非常勤とする。

5 家事調停官は、次の各号に定めるものとし、その職務の執行ができないと認められたとき。 三 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。 6 この法律に定めるものほか、家事調停官の任免に関する事項は、最高裁判所規則で定める。(家事調停官の権限等)
二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。
三 家事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。
4 家事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。
5 家事調停官は、非常勤とする。

6 第二百五十四条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事調停事件の記録の閲覧若しくは譲写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に關する事項の証明書の交付を請求することができる。
三 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の調停事件(別表第一の二の七の項の事項についての調停事件をいう)。夫及び妻の養親。
四 親権者の指定又は変更の調停事件(別表第一の八の項の事項についての調停事件をいう)。子及びその父母の親。
五 人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え(第二百七十七条第一項において単に「人事に関する訴え」という)を提起することができる事項についての調停事件。同法第十三
3 家事調停官は、独立してその職權を行う。

4 家事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師である裁判所技官に対し、その職務に関し必要な命令を下すことができる。この場合において、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十条第一項に掲げる調停事件(同項第一号の調停事件に
2 五項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。
5 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。 (家事調停官の任命等)
第二百五十二条 次の各号に掲げる調停事件(第一号及び第二号にあっては、財産上の給付を求めるものを除く。)において成立した合意を記載し、又はより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。 (手続行為能力)
第二百五十二条 次の各号に掲げる調停事件(第一号及び第二号にあっては、財産上の給付を求めるものを除く。)において、当該各号に定める者は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をすることを要するものに限る。)であつて、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。
一 夫婦間の協力扶助に関する処分の調停事件(別表第一の二の二の項の事項についての調停事件をいう)。夫及び妻の養親。
二 子の監護に関する処分の調停事件(別表第一の二の三の項の事項についての調停事件をいう)。子の養親。
三 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の調停事件(別表第一の二の七の項の事項についての調停事件をいう)。夫及び妻の養親。
四 親権者の指定又は変更の調停事件(別表第一の八の項の事項についての調停事件をいう)。子及びその父母の親。
五 人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え(第二百七十七条第一項において単に「人事に関する訴え」という)を提起することができる事項についての調停事件。同法第十三
3 家事調停の申立てを不適法として却下する審判に對しては、即時抗告をすることができる。
4 第四十九条第三項から第六項まで及び第五十条(第一項ただし書を除く。)の規定は、家事調停の申立てについて準用する。この場合において、第四十九条第四項中「第二項」とあるのは、「第二百五十五条第二項」と読み替えるものとする。
5 家事調停の申立てが不適法であると認めるときは、これを許可する。
6 第二百七十七条第一項に規定する事項についての調停事件においては、当事者は、第一項に規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得て、家庭裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。
三 家事調停の申立てを不適法として却下する審判に對しては、即時抗告をすることができる。
4 第四十九条第三項から第六項まで及び第五十条(第一項ただし書を除く。)の規定は、家事調停の申立てについて準用する。この場合において、第四十九条第四項中「第二項」とあるのは、「第二百五十五条第二項」と読み替えるものとする。
5 家事調停の申立てが不適法であると認めるときは、これを許可する。
6 第二百七十七条第一項に規定する事項についての調停事件においては、当事者は、第一項に規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得て、家庭裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。

るときを除き、家事調停の申立て書の写しを相手方に送付しなければならない。ただし、家事調停の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家事調停の申立てがあつたことを通知することをもつて、家事調停の申立て書の写しの送付に代えることができる。

2 第四十九条第四項から第六項までの規定は前項の規定による家事調停の申立て書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について、第六十七条第三項及び第四項の規定は前項の規定による家事調停の申立て書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納について準用する。

(調停前置主義)

第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行なうことができる事件について訴え提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない。

2 前項の事件について家事調停の申立てをすることなく訴え提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家事調停に付さなければならぬ。ただし、裁判所が事件を調停に付さなければならぬ。たゞが相当でないと認めるときは、この限りでない。

3 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができること。

第三節 家事調停の手続

(家事審判の手続の規定の準用等)

第二百五十八条 第四十二条から第四十三条まで第五条までの規定は家事調停の手続の期日について、第五十六条から第六十二条まで及び第六十

四条の規定は家事調停の手続における事実の調査及び証拠調べについて、第六十五条の規定は家事調停の手続における子の意思の把握等について、第七十三条、第七十四条、第七十六条(第一項ただし書を除く)、第七十七条及び第七十九条の規定は家事調停に関する審判について、第八十一条の規定は家事調停に関する審判の手続並びに第五十六条第一項、第五十九条第一項及び第二項(これららの規定を第六十条第二項において準用する場合を含む)、第六十条第一項、第六十二条並びに第六十四条第

2 前項において準用する第六十一条第一項の規定により家事調停の手続における事実の調査の以外の裁判について準用する。裁判所記官に当該嘱託に係る事実の調査をさせることができる。ただし、嘱託を受けた家庭裁判所が家庭裁判所調査官に当該嘱託に係る事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

(調停委員会が行う家事調停の手続の指揮)

第二百五十九条 調停委員会が行う家事調停の手続は、調停委員会を組織する裁判官が指揮する。

(調停委員会等の権限)

第一二百六十条 調停委員会が家事調停を行う場合には、次に掲げる事項に関する裁判所の権限は、調停委員会が行う。

(調停委員会が行う家事調停の手続の指揮)

第一二百六十二条 調停委員会が行う家事調停の手続の指揮は、調停委員会が行う。

(調停委員会等の権限)

第一二百六十三条 調停委員会が行う家事調停の手続の指揮は、調停委員会が行う。

(調停委員会等の権限)

第一二百六十四条 調停委員会が行う家事調停の手続の指揮は、調停委員会が行う。

(調停委員会等の権限)

第一二百六十五条 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うこ

(調停の場所)

第一二百六十六条 調停委員会は、家事調停事件が係属している間、調停のために必要であると認める処分を命ずることができる。

(調停前の処分)

第一二百六十七条 調停委員会は、前項の処分による措置をとらせることができる。

(調停委員による事実の調査)

除、第四十四条第一項及び第三項の規定による受継、第五十一条第一項の規定による事件の関係人の呼出し、第五十四条第一項の規定による音声の送受信による通話の方法による手続並びに第五十六条第一項、第五十九条第一項及び第二項(これららの規定を第六十条第二項において準用する場合を含む)、第六十一条第一項、第六十二条並びに第六十四条第

2 前項の規定により意見の聴取の嘱託を受けた家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事調停委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができる。

第三二百六十二条 調停委員会は、相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができる。

第三二百六十三条 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事調停委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができる。

第三二百六十四条 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家庭裁判所に事件の関係人から紛争の解決に関する意見を聴取することを相当と認めるときは、この限りでない。

(意見の聴取の嘱託)

下の過料に処する。

(裁判官のみで行う家事調停の手続)

第二百六十七条 裁判官のみで家事調停の手続を行ふ場合には、家庭裁判所は、相当と認めるとときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

2 第二百六十三条から前条までの規定は、裁判官のみで家事調停の手続を行ふ場合について準用する。

第四節 調停の成立

(調停の成立及び効力)

第二百六十八条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決(別表第二に掲げる事項にあっては、確定した第三十九条の規定による審判)と同一の効力を有する。

2 家事調停事件の一部について当事者間に合意が成立したときは、その一部について調停を成立させることができ。手続の併合を命じた数個の家事調停事件中その一について合意が成立したときも、同様とする。

3 離婚又は離縁についての調停事件においては、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項に規定する方法によつては、調停を成立させることができない。

4 第一項及び第二項の規定は、第二百七十七条第一項に規定する事項についての調停事件については、適用しない。
(調停調書の更正決定)
第二百六十九条 調停調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 更正決定に対しては、即時抗告をすることが

できる。

4 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(調停条項案の書面による受諾)

第二百七十条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することができると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会(裁判官のみで家事調停の手続を行う場合にあつては、その裁判官。次ら提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が家事調停の手続の期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

2 前項の規定は、離婚又は離縁についての調停事件については、適用しない。

第五節 調停の成立によらない事件の終了

(調停をしない場合の事件の終了)

第二百七十二条 調停委員会は、事件が性質上調停を行うに適当ないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、家事調停事件を終了させることができる。

(調停の不成立の場合の事件の終了)

第二百七十二条 調停委員会は、当事者間に合意(第二百七十七条第一号の合意を含む。)が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合には、調停が成立しないものとして、家事調停事件を終了させることができる。ただし、家庭裁判所が第二百八十九条第一項の規定による調停に代わる審判をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により家事調停事件が終了したと

ときは、家庭裁判所は、当事者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申

立の時に、その訴えの提起があつたもののみなす。

4 第一項の規定により別表第二に掲げる事項についての調停事件が終了した場合には、家事調停の申立ての時に、当該事項についての家事審判の申立てがあつたものみなす。

(家事調停の申立ての取下げ)

第二百七十三条 家事調停の申立てでは、家事調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下すことができる。

2 民事訴訟法第二百六十二条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「家事調停の手続の期日」と読み替えるものとする。

3 第二百七十二条第一項第一号、第二百七十九条第三項及び第二百八十四条第一項中「審判」とあるのは、「高等裁判所」と、第二百四十四条、第二百五十八条第一項、第二百七十六条、第二百七十七条第一項第一号、第二百七十九条第三項及び第二百八十四条第一項中「審判」とあるのは、「審判に代わる裁判」と、第二百六十七条第一項中「家庭裁判所は」とあるのは、「高等裁判所は」とあるのは、「高等裁判所」である。

(第六節 付調停等)

(付調停)

第二百七十四条 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟又は家事審判事件が係属している場合には、裁判所は、当事者(本案について被告又は相手方の陳述がされる前にあつては、原告又は申立人に限る。)の意見を聴いて、いつでも、職権で、事件を家事調停に付することができる。

2 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家事調停事件を處理するために特に必要があると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができる。

(訴訟手続及び家事審判の手続の中止)

第二百七十五条 家事調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は訴訟が係属している裁判所が第二百五十七条第二項若しくは前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、訴訟が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

2 家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定により事件を調停に付する場合には、前項の規定が係属している裁判所が前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、訴訟が係属している裁判所が前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、家事審判事件

が調停委員会で調停を行うときは、調停委員会は、当該裁判所がその裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員一人以上で組織する。

3 第三項の規定により高級裁判所が自ら調停を行ふ場合についてのこの編の規定の適用についての調停事件が終了した場合には、家事調停の申立ての時に、当該事項についての家事審判の申立てがあつたものとみなす。

(家事調停の申立ての取下げ)

第二百七十三条 家事調停の申立てでは、家事調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下すことができる。

2 民事訴訟法第二百六十二条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「家事調停の手続の期日」と読み替えるものとする。

3 第二百七十二条第一項第一号、第二百七十九条第三項及び第二百八十四条第一項中「審判」とあるのは、「高等裁判所」と、第二百四十四条、第二百五十八条第一項、第二百七十六条、第二百七十七条第一項第一号、第二百七十九条第三項及び第二百八十四条第一項中「審判」とあるのは、「高等裁判所」である。

4 第二項の規定により別表第二に掲げる事項についての調停事件が終了した場合には、家事調停の申立ての時に、当該事項についての家事審判の申立てがあつたものとみなす。

(家事調停の申立ての取下げ)

第二百七十五条 家事調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は訴訟が係属している裁判所が第二百五十七条第二項若しくは前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、訴訟が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで訴訟手続を中止する

ことができる。

2 家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定により事件を調停に付する場合には、前項の規定が係属している裁判所が前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、訴訟が係属している裁判所が前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、家事審判事件

が係属している裁判所は、家事調停事件が終了することができる。

するまで、家事審判の手続を中止することができる。

(訴えの取下げの擬制等)

第二百七十六条 訴訟が係属している裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は次条第一項若しくは第二百八十四条第一項の規定による審判が確定したときは、当該訴訟について訴えの取下げがあつたものとみなす。

2 家事審判事件が係属している裁判所が第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は第二百八十四条第一項の規定による審判が確定したときは、当該家事審判事件は、終了する。

第二章 合意に相当する審判

(合意に相当する審判の対象及び要件)

第二百七十七条 人事に関する訴え(離婚及び離縁の訴えを除く。)を提起することができる事項についての家事調停の手続において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、家庭裁判所は、必要な事実を調査した上、第一号の合意を正当と認めるときは、当該合意に相当する審判(以下「合意に相当する審判」という。)をることができる。ただし、当該事項に係る身分関係の当事者の一方が死亡した後は、この限りでない。

一 当事者間に申立てての趣旨のとおりの審判を受けることについて合意が成立していること。

二 当当事者の双方が申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因について争わないこと。

2 前項第一号の合意は、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項及び第二百七十七条第一項に規定する方法によつては、成立させることができない。

3 第一項の家事調停の手続が調停委員会で行われている場合において、合意に相当する審判を行わ

するときは、家庭裁判所は、その調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴かなければならぬ。

組織する家事調停委員の意見を聴かなければならぬ。

4 第二百七十二条第一項から第三項までの規定は、家庭裁判所が第一項第一号の規定による合意を正当と認めない場合について準用する。

(申立ての取下げの制限)

第二百七十八条 家事調停の申立ての取下げは、合意に相当する審判がされた後は、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(異議の申立て)

第二百七十九条 当事者及び利害関係人は、合意に相当する審判に対し、家庭裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、当事者にあつては、第二百七十七条第一項各号に掲げる要件に該当しないことを理由とする場合に限る。

2 前項の規定による異議の申立ては、二週間の不变期間内にしなければならない。

3 前項の期間は、異議の申立てをすることがで

あつてはその者が審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合にあつては当事者が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から、それぞれ進行する。は、放棄することができる。

(異議の申立てに対する審判等)

第二百八十一条 家庭裁判所は、当事者がした前条第一項の規定による異議の申立てが不適法であるときは、これを却下しなければならない。利害関係人がした同項の規定による異議の申立てが不適法であるときも、同様とする。

2 異議の申立ては、前項の規定により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第一項の家事調停の手続が調停委員会で行われた場合において、異議の申立てを理由

があると認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければならない。

利害関係人から適法な異議の申立てがあつたときは、合意に相当する審判は、その効力を失う。この場合においては、家庭裁判所は、当事者に対し、その旨を通知しなければならない。

5 当当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

(合意に相当する審判の効力)

第二百八十二条 第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有する。

(婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則)

第二百八十三条 婚姻の取消しについての家事調停の手続において、婚姻の取消しについての合意に相当する審判をするときは、この合意に基づき、子の親権者を指定しなければならない。

2 前項の合意に相当する審判は、子の親権者の指定につき当事者間で合意が成立しないとき、又は成立した合意が相当でないと認めるときは、することができない。

(申立て人の死亡により事件が終了した場合の特則)

第二百八十四条 夫が嫡出否認についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子のために相続権を害される者その他夫の三親等内の血族が夫の死亡の日から一年以内に嫡出否認の訴えを提起したときは、夫がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

2 異議の申立ては、前項の規定による異議の申立てが不適法であるときは、これを却下しなければならない。

3 家庭裁判所は、第一項の規定による異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第二百八十五条 家事調停の申立ての取下げは、第二百七十三条第一項の規定にかかわらず、調停に代わる審判がされた後は、することができない。

2 調停に代わる審判の告知は、公示送達の方法によつては、することができない。

3 調停に代わる審判を告知することができないときは、家庭裁判所は、これを取り消さなければならない。

(異議の申立て等)

第二百八十六条 当事者は、調停に代わる審判に對し、家庭裁判所に異議を申し立てることができる。

2 第二百七十九条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による異議の申立てについて準用する。

3 家庭裁判所は、第一項の規定による異議の申立てが不適法であるときは、これを却下しなければならない。

4 異議の申立ては、前項の規定により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

(調停に代わる審判の対象及び要件)

第二章 調停に代わる審判

<p>5 適法な異議の申立てがあつたときは、調停に代わる審判は、その効力を失う。この場合においては、家庭裁判所は、当事者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>6 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家庭調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家庭調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。</p> <p>7 第五項の規定により別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判が効力を失つた場合には、家庭調停の申立ての時に、当該事項についての家庭審判の申立てがあつたものとみなす。</p> <p>8 当事者が、申立てに係る家庭調停(離婚又は離縁についての家庭調停を除く。)の手続において、調停に代わる審判に服する旨の共同の申出をしたときは、第一項の規定は、適用しない。</p> <p>9 前項の共同の申出は、書面でしなければならない。</p> <p>10 当事者は、調停に代わる審判の告知前に限り、第八項の共同の申出を撤回することができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。</p> <p>(調停に代わる審判の効力)</p> <p>第二百八十七条 前条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判は確定した第三十九条の規定による審判と同一の効力を、その余の調停に代わる審判は確定判決と同一の効力を有する。</p> <p>第四章 不服申立て等</p> <p>第二百八十八条 家庭調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については、特別の定めのある場合を除き、それぞれ前編第一章第二節及び第三節の規定を準用する。</p> <p>(義務の履行の確保)</p> <p>6 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所及び前項の規定により調査及び勧告をする家庭裁判所(次項から第六項までにおいてこれらの家庭裁判所を「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。)は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。</p> <p>4 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に関し、事件の関係人申立てがないときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判は確定した第三十九条の規定による審判と同一の効力を、その他の調停に代わる審判は確定判決と同一の効力を有する。</p> <p>第二百八十九条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所(第九十一条第一項(第九十六条第一項及び第九十八条第一項による審判を含む。)の規定により義務の履行を命じられた者は、家庭裁判所は、十八条第二項に規定する調停前の措置整備法第四条の規定によりなお從前の例によることとなる場合におけるものを含む。)の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、十八条第二項に規定する調停前の措置整備法第四条の規定によりなお從前の例によることとなる場合におけるものを含む。以下この条にお</p>
<p>第三百八十九条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所(第九十一条第一項(第九十六条第一項及び第九十八条第一項による審判を含む。)の規定により抗告裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所、第一百五十三条第二項の規定により高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては、本案の家事審判事件の第一審裁判所である家庭裁判所。(以下同じ。)</p> <p>7 第一審裁判所である家庭裁判所は、権利者の申出があるときは、その審判(抗告裁判所又は高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては、その裁判)次条第一項において同じ)で定められたものと含む。次条第三項において同じ。)の履行及び調停前の処分として命じられた事項の履行について準用する。</p> <p>(義務履行の命令)</p> <p>第二百九十条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、その審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずる審判をすることができる。この場合において、その命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠つた義務の全部又は一部についてするものとする。</p> <p>2 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、前項の規定による調査及び勧告を他の家庭裁判所に嘱託することができることを要しない。</p> <p>3 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所並びに前項の規定により調査及び勧告をする家庭裁判所(以下「調査及び勧告をする家庭裁判所」といふ。)は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。</p> <p>4 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に関し、事件の関係人申立てがないときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判は確定した第三十九条の規定による審判と同一の効力を、その他の調停に代わる審判は確定判決と同一の効力を有する。</p> <p>3 前二項の規定は、調停又は調停に代わる審判において定められた義務の履行について準用する。</p> <p>4 前三项に規定するものほか、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による義務の履行を命ずる審判の手続については、第二編第一章に定めるところによる。</p> <p>5 第一項(第三項において準用する場合を含む。)の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、十八条第二項に規定する調停前の措置整備法(昭和三十二年法律第百五十二号。以下「整備法」という。)第四条に規定する事件以外の家事事件の手続について適用する。</p> <p>(履行の確保に関する規定に関する経過措置)</p> <p>第二条 新法は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置の原則)</p> <p>第三条 整備法第三条の規定による廃止前の家事審判法(昭和三十二年法律第百五十二号。以下「旧法」という。)の規定による義務の履行を定める審判その他の裁判、調停若しくは調停に代わる審判又は旧法第二十八条第二項に規定する調停前の措置整備法第四条の規定によりなお從前の例によることとなる場合におけるものを含む。以下この条にお</p>

いて「義務を定める審判等」という)がされた場合においては、義務を定める審判等を新法の規定による義務を定める審判その他の裁判、調停若しくは調停に代わる審判又は調停前の処分とみなして、第三百八十九条及び第二百九十条の規定を適用する。

(訴訟に関する経過措置)

第四条 旧法の規定による家事調停の申立てがあつた場合においては、その申立てを新法の規定による家事調停の申立てとみなして、第二百五十七条第一項、第二百七十二条第三項(第二百七十七条第四項において準用する場合を含む)、第二百八十条第五項、第二百八十三条及び第二百八十六条第六項の規定を適用する。

2 第二十九条第四項、第二百五十七条第二項、

第二百七十四条第一項、第二百七十五条第一項及び第二百七十六条第一項の規定は、新法の施行前に訴えの提起があつた訴訟については、適用しない。

(民法・附則に関する経過措置)

第五条 新法の規定の適用に関しては、次に掲げる事項は、別表第二に掲げる事項とみなす。

一 民法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)の附則(次号において「民法附則」という)第二十四条の規定による

項	事項	根拠となる法律の規定
成年後見		
一	後見開始	民法第七条
二	後見開始の審判の取消し	民法第十一条及び同法第十九条第二項において準用する 同条第一項
三	成年後見人の選任	民法第八百四十三条第一項から第三項まで
四	成年後見人の辞任についての許可	民法第八百四十四条
五	成年後見人の解任	民法第八百四十六条
六	成年後見監督人の選任	民法第八百四十九条

七	成年後見監督人の辞任についての許可	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十一条
八	成年後見監督人の解任	民法第八百五十二条において準用する同法第八百五十六条
九	成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長	民法第八百五十三条第一項ただし書(同法第八百五十九条において準用する場合を含む)
十	成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項(これらの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む)
十一	成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百五十九条の三(同法第八百五十二条において準用する場合を含む)
十二	成年後見人に関する特別代理人の選任	民法第八百六十条において準用する同法第八百二十六条
十三	成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与	民法第八百六十二条(同法第八百五十二条において準用する場合を含む)
十四	成年後見の事務の監督	民法第八百六十三条
十五	第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分	民法第八百六十九条において準用する同法第八百三十一条第二項から第四項まで
十六	成年後見に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十条ただし書
十七	保佐開始	民法第十一條
十八	保佐人の同意を得なければならぬ行為の定め	民法第十三条第三項
十九	保佐人の同意に代わる許可	民法第十三條第三項
二十	保佐開始の審判の取消し	民法第十四条第一項及び第十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)
二十一	保佐人の同意を得なければならぬ行為の定めの審判の取消し	民法第十四条第二項
二十二	保佐人の選任	民法第八百七十六条の二第一項並びに同条第二項において準用する同法第八百四十三条第二項及び第三項

二十三	保佐人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法	民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法	民法第八百四十四条
二十四	保佐人の解任	民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法	民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法	民法第八百四十六条
二十五	臨時保佐人の選任	民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法	民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法	民法第八百四十六条
二十六	保佐監督人の選任	民法第八百七十六条の三第一項	民法第八百七十六条の三第一項	民法第八百四十六条
二十七	保佐監督人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の三第二項において準用する同法	民法第八百七十六条の三第二項において準用する同法	民法第八百四十四条
二十八	保佐監督人の解任	民法第八百七十六条の三第二項において準用する同法	民法第八百七十六条の三第二項において準用する同法	民法第八百四十四条
二十九	保佐人又は保佐監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百四十六条
三十	被保佐人の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百四十六条
三十一	保佐人又は保佐監督人に対する報酬の付与	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百四十六条
三十二	保佐人に対する代理権の付与	民法第八百七十六条の四第一項	民法第八百七十六条の四第一項	民法第八百四十六条
三十三	保佐人に対する代理権の付与の審判の取消し	民法第八百七十六条の四第二項	民法第八百七十六条の四第二項	民法第八百四十六条
三十四	保佐の事務の監督	民法第八百七十六条の五第二項において準用する同法	民法第八百七十六条の五第二項において準用する同法	民法第八百七十六条
三十五	保佐に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十六条の五第三項において準用する同法	民法第八百七十六条の五第三項において準用する同法	民法第八百七十六条
三十六	補助開始	民法第十五条第一項	民法第十五条第一項	民法第十五条第一項
三十七	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め	民法第十七条第三項	民法第十七条第三項	民法第十七条第三項
三十八	補助人の同意を得なればならない行為の定め	(同条第二項において準用する場合を含む。)	(同条第二項において準用する場合を含む。)	(同条第二項において準用する場合を含む。)
三十九	補助開始の審判の取消し	民法第十八条第一項及び第三項並びに第十九条第一項	民法第十八条第一項及び第三項並びに第十九条第一項	民法第十八条第一項及び第三項並びに第十九条第一項
四十	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め	民法第十八条第一項	民法第十八条第一項	民法第十八条第一項

四十一	補助人の選任	民法第八百七十六条の七第一項並びに同条第二項において準用する同法	民法第八百七十六条の七第一項並びに同条第二項において準用する同法	民法第八百四十四条
四十二	補助人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の七第二項において準用する同法	民法第八百七十六条の七第二項において準用する同法	民法第八百四十六条
四十三	補助人の解任	民法第八百七十六条の七第三項	民法第八百七十六条の七第三項	民法第八百四十六条
四十四	臨時補助人の選任	民法第八百七十六条の八第一項	民法第八百七十六条の八第一項	民法第八百四十六条
四十五	補助監督人の選任	民法第八百七十六条の八第二項において準用する同法	民法第八百七十六条の八第二項において準用する同法	民法第八百四十六条
四十六	補助監督人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百四十六条
四十七	補助監督人の解任	民法第八百七十六条の八第二項において準用する同法	民法第八百七十六条の八第二項において準用する同法	民法第八百四十六条
四十八	補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百四十六条
四十九	被補助人の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百四十六条
五十	補助人又は補助監督人に対する報酬の付与	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百四十六条
五一	補助人に対する代理権の付与	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の三第一項	民法第八百四十六条
五十二	補助人に対する代理権の付与の審判の取消し	民法第八百七十六条の九第二項において準用する同法	民法第八百七十六条の九第二項において準用する同法	民法第八百四十六条
五十三	補助の事務の監督	民法第八百七十六条の十第一項において準用する同法	民法第八百七十六条の十第一項において準用する同法	民法第八百四十六条
五十四	補助に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十六条の十第二項において準用する同法	民法第八百七十六条的十第二項において準用する同法	民法第八百四十六条
五十五	不在者の財産の管理に関する処分	民法第二十五条から第二十九条まで	民法第二十五条から第二十九条まで	民法第二十五条から第二十九条まで

五十六	失踪の宣告	民法第三十条	ての許可
五十七	失踪の宣告の取消し	民法第三十二条第一項	未成年後見人の解任
五十八	夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	民法第七百五十八条第二項及び第三項	未成年後見監督人の選任
五十九	嫡出否認の訴えの特別代理人の選任	民法第七百七十五条	未成年後見監督人の辞任についての許可
六十	子の氏の変更についての許可	民法第七百九十五条第一項及び第三項	未成年後見監督人の解任
六十一	養子縁組をするについての許可	民法第七百九十四条及び第七百九十八条	未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長
六十二	死後離縁をするについての許可	民法第八百十一条第六項	未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し
六十三	特別養子縁組の成立	民法第八百十七条の一	未成年被後見人に関する特別代理人の選任
六十四	特別養子縁組の離縁	民法第八百十七条の十第一項	未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与
親権	子に関する特別代理人の選任	民法第八百二十六条	未成年後見の事務の監督
六十五	第三者が子に与えた財産の管理に関する処分	民法第八百三十三条第二項から第四項まで	民法第八百六十三条(同法第八百六十七条第二項において準用する場合を含む。)
六十六	親権喪失、親権停止又は管理制度の審判の取消し	民法第八百三十四条から第八百三十五条まで	民法第八百六十二条(同法第八百五十二条及び第八百六十七条第二項において準用する場合を含む。)
六十七	親権喪失、親権停止又は管理制度の審判の取消し	民法第八百三十六条	民法第八百六十九条において準用する同法第八百三十一条第二項から第四項まで
六十八	親権喪失、親権停止又は管理制度の審判の取消し	民法第八百三十七条	民法第八百七十七条第一項
六十九	親権喪失、親権停止又は管理制度の審判の取消し	民法第八百三十七条	扶養義務の設定
七十	養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任	民法第八百四十四条第一項及び第二項	扶養義務の設定の取消し
七十一	未成年後見人の選任	民法第八百四十四条	扶養義務の設定の期間の伸長
七十二	未成年後見人の辞任について	民法第八百四十四条	推定相続人の廃除

七八	推定相続人の廃除の審判又は回復するについての許可	民法第八百九十五条	扶養義務の設定の期間の伸長
八十六	推定相続人の廃除	民法第八百九十二条及び第八百九十三条	扶養義務の設定
八十七	推定相続人の廃除の審判の取消し	民法第八百九十四条	扶養義務の設定の取消し
八十八	推定相続人の廃除の審判又は回復するについての許可	民法第八百四十四条	扶養義務の設定の期間の伸長
七十三	未成年後見人の解任	民法第八百四十六条	未成年後見監督人の解任
七十四	未成年後見人の辞任	民法第八百四十九条	未成年後見監督人の選任
七十五	未成年後見監督人の辞任についての許可	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十一条	未成年後見監督人の解任
七十六	未成年後見監督人の解任	民法第八百五十三条第一項ただし書(同法第八百五十一条及び第八百六十七条第二項において準用する場合を含む。)	未成年後見監督人の選任
七十七	未成年後見監督人の解任	民法第八百五十三条第一項ただし書(同法第八百五十一条及び第八百六十七条第二項において準用する場合を含む。)	未成年後見監督人の選任
七十八	未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第八百五十七条の二第二項から第四項まで(これらの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。)	未成年後見監督人の選任
七十九	未成年被後見人に関する特別代理人の選任	民法第八百六十条において準用する同法第八百二十六条	未成年後見監督人の選任
八十	未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与	民法第八百六十二条(同法第八百五十二条及び第八百六十七条第二項において準用する場合を含む。)	未成年後見監督人の選任
八十一	未成年後見の事務の監督	民法第八百六十三条(同法第八百六十七条第二項において準用する場合を含む。)	未成年後見監督人の選任
八十二	第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分	民法第八百六十九条において準用する同法第八百三十一条第二項から第四項まで	未成年後見監督人の選任
八十三	未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十七条第一項	扶養義務の設定
八十四	扶養義務の設定	民法第八百七十七条第一項	扶養義務の設定の取消し
八十五	扶養義務の設定の取消し	民法第八百七十七条第三項	扶養義務の設定の期間の伸長
八十六	推定相続人の廃除	民法第八百九十二条及び第八百九十三条	推定相続人の廃除
八十七	推定相続人の廃除の審判の取消し	民法第八百九十四条	推定相続人の廃除の審判の取消し

百二	遺言の確認	民法第九百七十六条第四項及び第九百七十九条第三項
百三	遺言書の検認	民法第十四条第一項
百四	遺言執行者の選任	民法第千十一条
百五	遺言執行者に対する報酬の付与	民法第千八十八条第一項
百六	遺言執行者の解任	民法第千九十九条第一項
百七	遺言執行者の辞任についての許可	民法第千九十九条第二項
百八	負担付遺贈に係る遺言の取消し	民法第千二十七一条
百九	遺留分を算定する場合における鑑定人の選任	民法第千二十九条第二項
百十	可 遺留分の放棄についての許可	民法第千四十三条第一項
百十一	任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任	任意後見契約法第四条第一項
百十二	任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任	任意後見契約法第四条第四項
百十三	任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任	任意後見契約法第四条第五項
百十四	任意後見監督人の職務に関する処分	任意後見契約法第七条第三項
百十五	任意後見監督人の辞职についての許可	任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百四十四条
百十六	任意後見監督人の解任についての許可	任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百四十六条

七	親権	親子	六	離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	民法第八百八十二条第二項及び第八百十七条において準用する同法第七百六十九条第二項	民法第八百八十三条第一項において準用する民法第八百三十五条
			五	離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	民法第七百六十八条第二項(同法第七百四十九条、第七百五十二条第二項及び第七百七十二条において準用する場合を含む。)	民法第七百六十六条第二項及び第三項(これらの規定を同法第七百四十九条、第七百七十二条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)
			四	財産の分与に関する処分	民法第七百六十六条第一項(同法第七百四十九条及び第七百七十二条において準用する場合を含む。)	民法第七百六十六条第一項(同法第七百四十九条及び第七百七十二条において準用する場合を含む。)
			三	子の監護に関する処分	民法第七百五十二条	民法第七百五十二条
			二	夫婦間の協力扶助に関する処分	民法第七百五十二条	民法第七百五十二条
			一	婚姻等	婚姻等	婚姻等
				項	事項	項
					根拠となる法律の規定	八条第一項
					中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第三十五条	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第三十五条
					別表第二、第二十条、第二十五条、第二十九条、第四十条、第六十六条规定(第一項)、第八十二条、第八十九条、第九十条、第九十二条、第一百五十条、第一百六十三条规定(第一項)、第一百六十七条、第一百六十八条规定(第一項)、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百八十五条、第二百五十二条、第二百六十八条、第二百七十二条、第二百八十六条、第二百八十七条规定(第一項)、附則第五条関係)	別表第二、第二十条、第二十五条、第二十九条、第四十条、第六十六条规定(第一項)、第八十二条、第八十九条、第九十条、第九十二条、第一百五十条、第一百六十三条规定(第一項)、第一百六十七条、第一百六十八条规定(第一項)、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百八十五条、第二百五十二条、第二百六十八条、第二百七十二条、第二百八十六条、第二百八十七条规定(第一項)、附則第五条関係)
					破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理	破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理
					親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失	親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失
					る財産の管理者の変更等	る財産の管理者の変更等

るべき者の指定

親権者の指定又は変更

民法第八百四十九条第五項及び第六項(これらの規定を同法第七百四十九条において準用する場合を含む。)

扶養

扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し

民法第八百七十八条及び第八百八十条
民法第八百七十九条及び第八百八十一条

扶養

扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し

民法第八百九十七条第二項

相続

相続の場合における祭員等の所有権の承継者の指定

民法第八百九十七条第二項

遺産の分割

遺産の分割

民法第九百七条第二項

遺産の分割の禁止

民法第九百七条第三項

寄与分を定める処分

民法第九百四条の二第二項

厚生年金保険法等の請求すべき按分割合に関する処分

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十条の二第二項、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十三条の五第二項(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第二百五十二条第二項

生活保護法等の扶養義務者の負担すべき費用額の確定

生活保護法第七十七条第二項(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)第二十一条第二項において準用する場合を含む。)

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(旧非訟事件手続法の一部改正)
第一条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

題名を次のように改める。
記所)

外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律

に規定する法律

目次及び第一編の編名を削る。

第一条から第三条までを次のように改める。

(趣旨)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記については、他の法令に特別の定めがある場合を除き、この法律の定めるところによる。

(外国法人の登記の事務をつかさどる登記所)

第二条 日本に事務所を設けた外国法人(民法第三百五十五条第一項ただし書に規定する外国法

人に限る。第四条において同じ。)の登記の事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局

若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(第五条第一項から第三項までにおいて「法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

(外国法人登記簿)

第三条 登記所に、外国法人登記簿を備える。

第四条から第七十一条までを削る。

第二編の編名、同編第一章及び第二章並びに同編第三章の章名を削る。

第五条登記所に、商業登記法の第二百一十七条から第七十一条までを削る。

第六条登記所に、大婦財産契約登記簿を備え

る。

(夫婦財産契約登記簿)

第七条 夫婦財産契約に関する登記の申請は、

特別の定めがある場合を除き、当該夫婦財

契約の当事者の双方が共同してしなければな

らない。

第八条 前項の登記を申請する場合には、申請人

は、その申請情報と併せて夫婦財産契約をし

たことを証する情報又は管理者の変更若しく

は共有財産の分割に関する処分の審判があつ

たこと若しくはこれに関する契約をしたこと

を証する情報を提供しなければならない。

第一百二十二条に見出として「(不動産登記法の準用)」を付し、同条第一項中「乃至第十一條」

第五条 夫婦財産契約の登記の事務は、夫婦となるべき者が夫の氏を称するときは夫となるべき者、妻の氏を称するときは妻となるべき者

の住所地を管轄する法務局等が、登記所としてつかさどる。

2 前項の登記の事務は、同項に規定する夫と

なるべき者は妻となるべき者の住所が日本

国内にないとき又は当該住所が知れないとき

は当該夫となるべき者は妻となるべき者の

居所地を管轄する法務局等が登記所としてつかさどり、日本国内にその居所がないときは当該夫となるべき者又は妻となるべき者の最後の住所地を管

轄する法務局等が登記所としてつかさどる。

3 第一項の登記の事務は、前二項の規定によ

り登記の事務をつかさどる登記所が定まらないときは、法務大臣が指定する法務局等が登記所としてつかさどる。

4 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

5 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

6 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

7 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

8 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

9 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

10 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

11 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

12 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

13 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

14 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

15 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

16 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は

法務局若しくは地方法務局の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

<p>律第百五十二条」を「家事事件手続法(平成二十一年法律第二号)に改める。</p> <p>(民法の一部改正に伴う経過措置)</p>	
<p>第九条 旧家事審判法による家事調停の申立てによる時効の中止の効力については、前条の規定による改正後の民法第百五十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	
<p>(民法施行法の一部改正)</p>	
<p>第十条 民法施行法明治三十一年法律第十一号の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第五十七条中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一百四十二条」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第二号)第百十条」に改める。</p>	
<p>(公証人法の一部改正)</p>	
<p>第十五条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第八十四条第二項中「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)第六百六十三条」を「非訟事件手續法(平成二十三年法律第二号)第百二十二条」に改める。</p>	
<p>(公証人法の一部改正に伴う経過措置)</p>	
<p>第十六条 この法律の施行前に公証人法第八十一条第一項の規定による過料の処分があつた場合における当該過料の執行については、なお従前の例による。</p>	
<p>(抵当証券法の一部改正)</p>	
<p>第十七条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第八条第一項中「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)」を「非訟事件手續法(平成二十三年法律第十四号)」に改め、同条第二項を次のように改める。</p>	
<p>(商法の一部改正)</p>	
<p>第十二条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>五百八十八条中「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)第一百五十六条」を「非訟事件手續法(平成二十三年法律第二号)第百十四条」に改める。</p>	
<p>(商法の一部改正に伴う経過措置)</p>	
<p>第十三条 前条の規定による改正後の商法第五百八十八条の規定について、旧非訟事件手續法第百五十六条に規定する公示催告の申立てを新非訟事件手続法第百十四条に規定する公示</p>	
<p>催告の申立てとみなす。</p>	
<p>(担保付社債信託法の一部改正)</p>	
<p>第十四条 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二条)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第四十五条第五項中「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)第十五条」を「非訟事件手續法(平成二十三年法律第二号)第四十条及び第五十七条第二項第一号」に改める。</p>	
<p>(公証人法の一部改正)</p>	
<p>第十五条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第八十四条第二項中「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)第六百六十三条」を「非訟事件手續法(平成二十三年法律第二号)第百二十二条」に改める。</p>	
<p>(公証人法の一部改正に伴う経過措置)</p>	
<p>第十六条 この法律の施行前に公証人法第八十一条第一項の規定による過料の処分があつた場合における当該過料の執行については、なお従前の例による。</p>	
<p>(抵当証券法の一部改正)</p>	
<p>第十七条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第八条第一項中「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)」を「非訟事件手續法(平成二十三年法律第十四号)」に改め、同条第二項を次のように改める。</p>	
<p>(商法の一部改正)</p>	
<p>第十二条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>五百八十八条中「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)第一百五十六条」を「非訟事件手續法(平成二十三年法律第二号)第百十四条」に改める。</p>	
<p>(商法の一部改正に伴う経過措置)</p>	
<p>第十八条 前条の規定による改正後の抵当証券法第二十一条第二号中「第一百四十八条第一項」に改める。</p>	
<p>第三十二条第二項を削る。</p>	
<p>(抵当証券法の一部改正に伴う経過措置)</p>	
<p>第二十二条 この法律の施行前に羅災都市借地借家臨時処理法第十五条から第十七条までの規定による申立てがあつた場合における当該事件に係る付調停については、なお従前の例による。</p>	
<p>(死産の届出に関する規程の一部改正)</p>	
<p>新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除權決定とみなす。</p>	
<p>第十九条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第三十一条第六項中「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十七条第一項(第一号)」に改める。</p>	
<p>(無尽業法の一部改正)</p>	
<p>第二十条 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第二十三条ノ十五を削る。</p>	
<p>(農村負債整理組合法の一部改正)</p>	
<p>第二十二条 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第二十三条ノ十六第二項中「前三条」を「前二条」に改め、同項ただし書中「第二十三条ノ十四」を「前条」に改め、同条を第二十三条ノ十五号に改める。</p>	
<p>(羅災都市借地借家臨時処理法の一部改正)</p>	
<p>第二十二条ノ一項中「第六条第一項但書」を「第六条第一項ただし書」に、「乃至前条」を「から前条まで」に、「非訟事件手續法」を「非訟事件手續法(平成二十三年法律第二号)」に改める。</p>	
<p>(羅災都市借地借家臨時処理法の一部改正)</p>	
<p>第二十二条ノ一項中「第六条第一項但書」を「第六条第一項ただし書」に、「乃至第十七条」を「から第十七条まで」に、「対しては、即時抗告をすることができる」を「対する即時抗告は、執行停止の効力を有する」に改め、同項後段及び同条第二項を削る。</p>	
<p>(羅災都市借地借家臨時処理法の一部改正に伴う経過措置)</p>	
<p>第二十二条 この法律の施行前に羅災都市借地借家臨時処理法第十五条から第十七条までの規定による申立てがあつた場合における当該事件に係る付調停については、なお従前の例による。</p>	
<p>(死産の届出に関する規程の一部改正)</p>	
<p>第二十三条 死産の届出に関する規程昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第二十二条 第十二条中「過料」を「過料について」に改める。</p>	
<p>(私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)</p>	
<p>第二十四条 私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第七十条の四第二項中「非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)」を「非訟事件手續法(平成二十三年法律第二号)」に改める。</p>	
<p>(私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)</p>	
<p>第二十五条 この法律の施行の日が私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)に改める。</p>	
<p>(私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う調整規定)</p>	
<p>第二十六条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第三十二条ノ三第一項第一号中「家事審判手続法(平成二十三年法律第二号)」を「家事事件手続法(昭和二十二年法律第五十九号)」に改め</p>	
<p>(裁判所法の一部改正)</p>	
<p>第二十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。</p>	

<p>百七十条(第四号に係る部分に限る。)を「第八百七十条第二項第二号に係る部分に限る。」</p> <p>第八百七十条の二に、「第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)を「第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二に改める。</p> <p>第一百五十条中「第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)を「第八百七十条第二項第五号に係る部分に限る。」、第八百七十条の二に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」、第八百七十二条の二に改める。</p>

<p>第三百六十三条中「第八百七十条」を「第八百七十条第一項」に、「第二号、第八号及び第九号に係る部分に限る。」を「第五号及び第六号に係る部分に限る。」及び第二項第一号に係る部分に限る。」、第八百七十条の二に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号及び第六号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」、第八百七十条の二に、「第八百七十二条(第二号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)」を「第八百七十二条(第二号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)」、第八百七十二条の二に改める。</p> <p>(土地収用法の一部改正)</p> <p>第五十九条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第九十九条第二項中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第八十一条及び第八十八条」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第二百九十四条及び第九十八条)に改める。</p> <p>(民事調停法の一部改正)</p> <p>第六十条 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二条)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二十三条の四」を「第二十三条の五」に改める。</p> <p>第二条中「申立」を「申立て」に改める。</p> <p>第三条中「定め」を「定めが」に改め、同条に次の三項を加える。</p> <p>2 調停事件は、日本国内に相手方(法人その他の社団又は財團を除く。)の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知れないとき</p>

<p>4 調停事件は、相手方が外國の社団又は財團である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所がないときは、代表者は他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。</p> <p>3 調停事件は、相手方が外國の社団又は財團又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。</p> <p>4 調停事件は、相手方が外國の社団又は財團又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。</p> <p>第三条第一項中「その管轄に属しない事件について申立てを受けた場合には」を「調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるとき(次項本文に規定するときを除く。)は、申立てにより又は職権で」に改め、「家庭裁判所」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「ときは」の下に「職権で」を加え、「みずから」を「自ら」に改め、同条第二項中「その管轄に属する事件について申立てを受けた」を「調停事件がその管轄に属する」に改め、「ときは」の下に「職権で」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合であつて、その事件が家事事件手続法(平成二十三年法律第二百四十四条)の規定により家庭裁判所が調停を行うことができる。</p> <p>(調停の場所)</p> <p>第十二条の四 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。</p> <p>(調書の作成)</p> <p>第十二条の五 裁判所書記官は、調停手続の期日について、調書を作成しなければならない</p>
--

<p>3 前項の規定により異議の申立てを却下する裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p> <p>2 裁判所は、前項の規定による異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により異議の申立てを却下する裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p> <p>第十九条中「前条第二項」を「前条第四項」に、「失つた」を「失つた」に、「なつた」を「なつた」に、「訴を」を「訴えを」に、「申立て」を「申立て」に改め、同条の次に次の二項を加える。</p> <p>(調停の申立ての取下げ)</p> <p>第十九条の二 調停の申立ては、調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、第十七条の決定がされた後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。</p> <p>第二者とは、裁判所書記官に対し、調停事件の記録の閲覧等</p>

第二十条の見出しを「(付調停)」に改め、同条第一項中「みずから」を「自ら」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「訴の取下があつた」を「訴えの取下げがあつた」に改め、同条第三項中「みずから」を「自ら」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定は、非訟事件を調停に付する場合について準用する。
第二十条の次に次の二条を加える。

(調停が成立した場合の費用の負担)
第二十条の二 調停が成立した場合において、調停手続の費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

2 前条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第二十四条の二第二項の規定により調停に付された訴訟事件又は非訟事件について、訴訟費用及び非訟事件の手続の費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

(訴訟手続等の中止)
第二十条の三 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は第二十条第一項若しくは第二十四条の二第二項の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、調停の申立てがあつた事件について非訟事件が係属しているとき、又は第二十条第四項において準用する同条第一項の規定により非訟事件が調停に付されたときについて準用する。
第二十一条の見出しを「(終局決定以外の決定に対する即時抗告)」に改め、同条中「決定に対しても」を「終局決定以外の決定に対しても」に改める。

の法律に定めるもののほかに改め、後段を削る。

第二十二条中「定が」を「定めが」に、「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編」を「非訟事件手続法第一編に改め、同条ただし書中「但し、同法第十五条」を「ただし、同法第十四条及び第五十二条」に改める。

第二十三条中「もの外」を「もののほか」に改め、同条第五項第一号中「至つた」を「至つた」に改める。

第二十七条中「期日に出席し又は」を「調停手続の期日に出席し、又は調停手続の」に改めばに改める。

第三十条中「第四条第一項但書若しくは第三項」を「第四条第一項ただし書若しくは第三項」に、「みずから」を「自ら」に改める。

第三十三条の二中「よつて」を「よつて」に改め、同条第五項第一号中「至つた」を「至つた」に改める。

第二十三条の二第二項中「在つた」を「あつた」に改め、同条第三項中「前二項」を「前二項」に改める。

第二十三条の三第二項中「ついて」の下に「次条第三項ただし書に規定する権限並びに」を加え、同項第二号中「第五条」を「第十三条及び第十四条第三項本文(同法第十五条において準用する場合を含む)」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第二章第二節中第二十三条の四を第二十三条の五とし、第二十三条の三の次に次の二条を加える。

第六十二条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のようにより改正する。

第二十二条中「聞かなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第三項中「前二項」を「第四条第一項ただし書若しくは第三項」に、「みずから」を「自ら」に改める。

第二十三条中「よつて」を「よつて」に改め、同条第五項第一号中「至つた」を「至つた」に改める。

第二十六条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「第五編の規定」の下に「(同法第百十九条及び第二百二十二条第一項の規定並びに同法第二十条及び第二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。)」を加え、ただし書を削り、同項を同条第二項とする。

第六十三条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のようにより改正する。

第二十七条中「期日に出席し又は」を「調停手続の期日に出席し、又は調停手続の」に改めばに改める。

第二十八条中「あつた」を「あつた」に、「扱つた」を「扱つた」に改める。

第二十九条中「あつた」を「あつた」に、「扱つた」を「扱つた」に改める。

第六十二条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のようにより改正する。

第二十条中「第八百七十条(第十八号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)」に改め、同条第三項中「第八百七十二条の二(第十八号に係る部分に限る。)」を「第八百七十二条の二(第十五号に係る部分に限る。)」に改める。

第二十一条中「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条(第二号)」に改め、「第八百七十条(第十一号)」を「第八百七十条(第十一号)」に改める。

第二十二条中「第八百七十条(第一号)」を「第八百七十条(第一号)」に改め、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条(第二号)」に改める。

第六十三条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のようにより改正する。

第二十三条中「第八百七十条(第五号)」を「第八百七十条(第五号)」に、「聴取」を「聴取」、「第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)」に、「第四号」を「第五号」に、「即時抗告」を「即時抗告」、「第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)」に改める。

第二十四条中「第八百七十条(第二号及び第三号)」を「第八百七十条(第一号及び第二号)」に改める。

第二十五条中「附隨する」を「付隨する」に、「ものの外」を「もののほか」に改める。

第六十二条の五を削る。

第六十二条中「第六十二条の六」を「第六十二条の五」に改め、同条第五項第一号中「第六十二条の六」を「第六十二条の五」に改める。

第六十三条 民事調停法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のようにより改正する。

第六十四条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のようにより改正する。

第六十五条中「第六十二条の六」を「第六十二条の五」に改める。

第六十六条 民事調停法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のようにより改正する。

第六十七条 民事調停法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のようにより改正する。

第六十八条中「第六十二条の六」を「第六十二条の五」に改める。

第六十九条 民事調停法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のようにより改正する。

第六十条 民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、

忌避された民事調停官ができることができる。

第六十一条 民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、

第六十二条 民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、

第六十三条 民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、

第六十四条 民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、

第六十五条 民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、

第六十六条 民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、

第六十二条の五とする。	第一百三十八条第五項中「第六十二条の六」を「第六十二条の五」に改める。 (道路法の一一部改正)
第六十五条 道路法(昭和二十七年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。	第九十四条第四項中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第八十一条及び第八十二号」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第号)第九十四条及び第九十八条」に改める。 (中小漁業融資保証法の一一部改正)
第六十六条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改する。	目次中「第六十四条の六」を「第六十四条の五」に改める。 第六十四条の五を削る。
第六十七条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改める。	第六十四条の六第二項中「前三条」を「前二条」に、「第六十四条の四」を「前条」に改め、同条を第六十四条の五とする。 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一一部改正)
第六十八条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改める。	第六十七条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改める。
第六十九条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七条)の一部を次のように改正する。	第七十条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七条)の一部を次のように改正する。
第七十条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第七十一条)の一部を次のように改正する。	第六十五条中「第八百七十条(第十五号)」を「第八百七十条第二項(第五号)」に、「聴取」を「聴取」、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)に、「第四号」を「第五号」に、「即時抗告」を「即時抗告」、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)に、「第四号」を「第五号」に、「即時抗告」を「即時抗告」、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)に改める。
第七十一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第七十二条)の一部を次のように改正する。	第六十七条中「第八百七十条(第二号及び第三号)」を「第八百七十条第一項(第一号及び第一号)」に改める。
第七十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第七十三条)の一部を次のように改正する。	第五十七条中「第八百七十条(第十五号)」を「第八百七十条第二項第五号」に、「聴取」を「聴取」、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)に、「第四号」を「第五号」に、「即時抗告」を「即時抗告」、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)に改める。
第七十三条 接收不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。	第六十四条の六第二項中「前二条」に、「第六十二条の六」を「前条」に改める。 (信用保証協会法の一一部改正)
第七十四条 第二十二条 第十七条又は第十八条の規定による裁決に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。	第六十九条中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第号)」に改める。 (第三十二条の四を次のように改める)
第七十五条 内航海運組合法(昭和三十二年法律第七十五条)の一部を次のように改正する。	第七十条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七条)の一部を次のように改正する。
第七十六条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。	第六十九条中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第号)」に改める。 (第三十二条の四を次のように改める)
第七十七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。	第七十条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七条)の一部を次のように改正する。
第七十八条 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。	第七十条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七条)の一部を次のように改正する。
第七十九条 国民健康保険法(昭和三十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。	第七十条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七条)の一部を次のように改正する。
第八十条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。	第七十条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七条)の一部を次のように改正する。
第八十一条 第四十九条の六第二項中「前二条」に、「第四十二条の四」を「前条」に改める。	第七十条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七条)の一部を次のように改正する。
第八十二条 第四十九条の五を削る。	第七十条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七条)の一部を次のように改正する。

第八十条 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「家事審判法(昭和二十二年法律五百二十二条)第六条の規定は、適用しない」を「民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない」と改める。

(商工会法の一部改正)

第八十一条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二条 第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)を「第八百七十条(第二号及び第七号)」に、「第八百七十条第一項(第一号及び第四号)」を「第八百七十条第七号」に、「第八百七十条(第五号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)」に改める。

(商工会法の一部を削る。)

第五十四条 第八百七十二条(第二号に係る部分に限る。)を「第八百七十二条(第二号に係る部分に限る。)」を「第八百七十二条(第二号に係る部分に限る。)」に改める。

(第五十四条の七を削る。)

第五十五条 第二項中「前三条」を「前二条」に、「第五十四条の六」を「第五十四条の五」と改める。

(技術研究組合法の一部改正)

第八十二条 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条 第二項中「第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)」に、「第八百七十条第二項第一号に係る部分に限る。」を「第八百七十条第二項第一号に係る部分に限る。」に改める。

(第五十六条の六を削除。)

第五十七条 第二項中「第八百七十条(第二号及び第七号)」を「第八百七十条第一項(第一号及び第二号)」に、「第八百七十条第七号」を「第八百七十条第一項(第一号及び第二号)」に改める。

第五十八条 第二項中「第八百七十条(第二号及び第七号)」を「第八百七十条(第二号及び第七号)」に、「第八百七十条第一項(第一号及び第二号)」に、「第八百七十条第七号」を「第八百七十条第一項(第一号及び第二号)」に改める。

第五十九条及び第一百八条中「第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)」に改める。

二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二に、「第五号に係る部分に限る。」に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」に、「第八百七十二条の二」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第八十三条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の六」を「第五十四条の五」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第四十八条の八中「第八百七十条(第十五号)」を「第八百七十条第二項(第五号)」に、「聴取」を「第八百七十条第二項(第五号)」に、「聴取」を「第八百七十条第二項(第五号)」に、「聴取」を付等)に、「第四号に」を「第五号に」に、「即時抗告」を「即時抗告」、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)に改める。

(聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)に、「第四号に」を「第五号に」に、「即時抗告」を「即時抗告」、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)に改める。

に係る部分に限る。)、第八百七十条の二に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」に、「第八百七十二条の二」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八十六条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律五百二十二条)の一部を次のように改正する。

(第五十五条第二項中「前三条」を「前二条」に、

第五十三条の六」を「前条」に改める。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措

置等に関する法律の一部改正)

第八十七条 労働災害防止団体法(昭和三十九年法律五百十八号)の一部を次のように改正する。

(労働災害防止団体法の一部改正)

第一百五条中第三項を削り、第四項を第三項と

する。

(第七十八条中「掛金の標準となつた給料の額等の」を「第一百五条第二項の規定による請求すべき」に改める。

第三十九条第二項中「前三条」を「前二条」に、「第三十八条の六」を「前条」に改める。

(船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正)

第九十条 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

(第五十三条第二項中「前二条」を「前一条」に、

第五十三条の六」を「前条」に改める。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措

置等に関する法律の一部改正)

第九十一条 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用

の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

(第五十四条第二項中「非訟事件手続法(明治三十一

年法律第十四号)」を「非訟事件手続法(平成二十

三年法律第十四号)」に、「行なう」を「行う」に

改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五

項中「前項の」を「第一項の規定による裁判に対

する」に改め、同項を同条第三項とする。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措

置等に関する法律の一部改正)

第九十二条 この法律の施行前に小笠原諸島の復

帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

第十条第一項の規定による申立てがあつた場合

における該事件に係る付調停については、な

お従前の例による。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第九十三条 金融機関の合併及び転換に関する法

律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次の

ように改正する。

(第二十四条第二項及び第二十五条第二項中「第八百七十条(第四号)」を「第八百七十条第二項(第二号)」に、「聴取」を「聴取」、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)、第八百七十二条の二に改める。

(第二十四条第二項及び第二十五条第二項中「第八百七十条(第四号)」を「第八百七十条第二項(第二号)」に、「聴取」を「聴取」、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)、第八百七十二条の二に改める。

(第二十四条第二項及び第二十五条第二項中「第八百七十条(第四号)」を「第八百七十条第二項(第二号)」に、「聴取」を「聴取」、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)、第八百七十二条の二に改める。

(第二十四条第二項及び第二十五条第二項中「第八百七十条(第四号)」を「第八百七十条第二項(第二号)」に、「聴取」を「聴取」、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)、第八百七十二条の二に改める。

(第二十四条第二項及び第二十五条第二項中「第八百七十条(第四号)」を「第八百七十条第二項(第二号)」に、「聴取」を「聴取」、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)、第八百七十二条の二に改める。

(第二十四条第二項及び第二十五条第二項中「第八百七十条(第四号)」を「第八百七十条第二項(第二号)」に、「聴取」を「聴取」、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)を「第五号に係る部分に限る。」(即時抗告)、第八百七十二条の二に改める。

第三十八条の七を削る。

(抗告状の写しの送付等)に改める。

第二十六条第八項中「第八百七十条(第十一号)」を「第八百七十条第一項(第八号)」に改める。

第五十三条第一項中「第八百七十条第十五号」を「第八百七十条第二項(第五号)」に、「聴取」を「聴取」、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)に、「第四号」を「第五号」に、「即時抗告」を「即時抗告」、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第九十四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二十二の五第四項を削る。

第二十五条の二十三の三中「第八百七十条第十五号に係る部分に限る。」を「第八百七十条第二項(第五号)に係る部分に限る。」に改正する。

第二十五条の二十二の五第四項を削る。

第二十五条の二十三の三中「第八百七十条第十五号に係る部分に限る。」を「第八百七十条第二項(第五号)に係る部分に限る。」に改正する。

第二十五条の二十三の三中「第八百七十条第十五号に係る部分に限る。」を「第八百七十条第二項(第五号)に係る部分に限る。」に改め、同条第三項中「第八百七十条第十三号」を「第八百七十条第一項(第十号)」に、「第八百七十条第二項(第二号)」を「第八百七十条第一項(第一号)」に改める。

の六)を「同条」に改める。

(地方道路公社法の一部改正)

第九十七条 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「前二条」を「前一条」に、

〔第三十六条の六〕を「前条」に改める。

(民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律の一部改正)

第九十八条 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続に関する法律(昭和四十五年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

〔第三十六条の六〕を「前条」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第九十九条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十五年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

〔第三十六条の六〕を「前条」に改める。

許可に係る事件については、適用しない。

(預金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百一条 この法律の施行前に申し立てられた前条の規定による改正前の預金保険法第八十七条第十二項に規定する代替許可に係る事件の手続については、なお従前の例による。

〔第三十六条の六〕を「前条」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第一百二条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔第三十六条の六〕を「前条」に改める。

(民事訴訟手続に関する法律の一部改正)

第一百三条 民事訴訟手続に関する法律(昭和四十五年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

〔第三十六条の六〕を「前条」に改める。

(民事訴訟手続の特例等に関する法律の一部改正)

第一百四条 民事訴訟手続の特例等に関する法律(昭和四十五年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

〔第三十六条の六〕を「前条」に改める。

(民事訴訟手続の特例等に関する法律の一部改正)

第一百五条 民事訴訟手続の特例等に関する法律(昭和四十五年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

〔第三十六条の六〕を「前条」に改める。

〔第三十六条の六〕を「前条」に改める。

〔第三十六条の六〕を「前条」に改める。

〔第三十六条の六〕を「前条」に改める。

条第一項において準用する非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条若しくは第三百三十六条第一項の規定による抗告の提起若しくは第三百三十七条第三項を「非訟事件手続法」

くは第三百三十七条第三項」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第号)第七十四条第一項の規定による再抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条第二項に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第八項」を「前項」に、「第一編の規定」を第二編の規定(同法第二十七条规定第百十五号)に改め、同項ただけ第四十条の規定を除く。」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第九項とする。

第十条第三項中「及び第十項」を削る。

第十三条の二第二号を次のように改める。

第十四条第二編を次のように改める。

二訴訟費用 和解の費用又は非訟事件(他

の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む)若しくは民事事件の手続の費用の負担の額を定める手続

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

別表第一の二三の項の次に次のように加える。

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

別表第一の二三の項の次に次のように加える。

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

一 三 の 二 更 更	借地借家法第四十一条の事件の申立ての 変更	変更後の申立てにつき一三の項により算出 して得た額から変更前の申立てに係る手数 料の額を控除した額
一四 の二 更 更	民事調停法による調停の申立て又は労働 審判法による労働審判手続の申立ての変 更	変更後の申立てにつき一四の項により算出 して得た額から変更前の申立てに係る手数 料の額を控除した額

別表第一の二三の項の次に次のように加える。

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

第十五条第二項中「及び第十項」を削る。

イ 仲裁法第十二条第二項
第三項、第十七条第二項
まで、第十九条第四項、
第二十三条第五項又は第
一項の規定による申立て、
手続法の規定により裁判
立て、配偶者からの暴力
による申立て、非訟事件手続法の規定
により裁判を求める申立て、配偶者か
らの暴力の防止及び被害者の保護に関する
法律(平成十三年法律第三十一号)
第十条第一項から第四項までの規定に
よる申立て、その他の裁判所の裁判を求
める申立てで、基本となる手続が開始
されるもの(第九条第一項若しくは第
三項又は第十条第二項の規定による申
立て及びこの表の他の項に掲げる申立て
を除く。)

別表第一の一六の項中
仲裁法第十二条第二項、第十六条第三
項、第十七条第二項から第五項まで、
第十九条第四項、第二十条、第二十三
条第五項又は第三十五条第一項の規定
による申立て、非訟事件手続法の規定
により裁判を求める申立て、配偶者か
らの暴力の防止及び被害者の保護に関する
法律(平成十三年法律第三十一号)
第十条第一項から第四項までの規定に
よる申立て、その他の裁判所の裁判を求
める申立てで、基本となる手続が開始
されるもの(第九条第一項若しくは第
三項又は第十条第二項の規定による申
立て及びこの表の他の項に掲げる申立て
を除く。)

口 非訟事件手続法の規定
(二三の項に掲げる参加
申出(申立て人として参加
限り。)

被訴者の保護に関する法
律(平成十三年法律第三十一号)
第十条第一項から第四項までの規定に
よる申立て、その他の裁判所の裁判を求
める申立てで、基本となる手続が開始
されるもの(第九条第一項若しくは第
三項又は第十条第二項の規定による申
立て及びこの表の他の項に掲げる申立て
を除く。)

第三項、第十七条第二項
まで、第十九条第四項、
第二十三条第五項又は第
一項の規定による申立て、
手續法の規定により裁判
立て、配偶者からの暴力
による申立て、非訟事件手續法の規定
により裁判を求める申立て、配偶者か
らの暴力の防止及び被害者の保護に関する
法律(平成十三年法律第三十一号)
第十条第一項から第四項までの規定に
よる申立て、その他の裁判所の裁判を求
める申立てで、基本となる手續が開始
されるもの(第九条第一項若しくは第
三項又は第十条第二項の規定による申
立て及びこの表の他の項に掲げる申立て
を除く。)

別表第一の一七の項イを次のように改める。
イ(1) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選
任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人
に選任することの許可を求める申立て、忌
避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記
載部分の閲覧等の請求をすることができる
者を当事者に限る決定を求める申立て、そ
の決定の取消しの申立て、裁判所書記官の
処分に対する異議の申立て、訴えの提起前
における証拠収集の処分の申立て、訴えの
提起前における証拠保全の申立て、受命裁
判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異
議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟
の終局判決に対する異議の申立て、少額訴
訟の終局判決に対する異議の申立て又は同
法の規定による強制執行の停止、開始若し
くは続行を命じ、若しくは執行処分の取消
しを命ずる裁判を求める申立て

立て又は義務の履行を命ずる審判を求める
申立て

別表第一の一七の項二中「又は一三の項」を
「一三の項、一五の項、一五の二の項又は一
六の項に改め、同項末中「家事審判法第十五
条の六の規定による申立て」を削る。

別表第一の一八の項中「第三百三十七条第二
項」の下に「非訟事件手続法第七十七条第二項
若しくは家事事件手続法第九十七条第二項」を
加え、同表一九の項中「第三百四十九条第一項」
の下に「非訟事件手続法第八十三条第一項又
は家事事件手続法第一百三条第一項」を加える。
(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴
う経過措置)

第百三条 この法律の施行前に申し立てられた前
条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する
法律第九条第一項から第三項まで、第五項又
は第八項に規定する事件の手続並びに同法第十
条第二項及び第十五条第一項の決定がされた事
件の手続については、なお従前の例による。
(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴
う経過措置)

2 この法律の他の規定においてなお従前の例によ
ることとされる裁判所における民事事件、行政
事件及び家事事件に関する手続の費用につい
ては、なお従前の例による。

(労働者財産形成促進法の一部改正)
第七条の二十七の十二を削る。

第七条の二十八の二十二を削る。

第七条の二十八第二項中「前三条」を「前二条」
に、「第七条の二十七の十一」を「前条」に改め
る。

第百四条 労働者財産形成促進法(昭和四十六年
法律第九十二条)の一部を次のように改正す
る。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)
執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若
しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求
める申立て、裁判所書記官の処分に対
する異議の申立て、同法の規定による強制
執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若
しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求
める申立て、受命裁判官若しくは受託裁
判官の裁判に対する異議の申立て

(家事事件手続法の規定による忌避の申立て
て、特別代理人の選任の申立て、弁護士で
ない者を手続代理人に選任することの許可
を求める申立て、裁判所書記官の処分に対
する異議の申立て、同法の規定による強制
執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若
しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求
める申立て、受命裁判官若しくは受託裁
判官の裁判に対する異議の申立て

第百五条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭
和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように
改正する。

第二十二条の十五を削る。

第二十二条の十六第二項中「前三条」を「前二
条に、「第二十二条の十四」を「前条」に改め、
同条を第二十二条の十五とする。

<p>(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正) 第一百六条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改める。 第九十四条第十項中「一週間」を「二週間」に改め、同条第十一項を次のように改める。</p> <p>11 非訟事件手続法(平成二十三年法律第二号)第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。</p> <p>(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正) 第一百九条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を改める。第百九条第二項中「前二条」を「第四十一条」と、「第四十二条」に、「第四十二条」を「同条」に改める。第百九十三条を次のように改める。</p> <p>第百九十三条 削除 第四十三条 削除 第四十四条第二項中「前二条」を「第四十一条」と、「第四十二条」に、「第四十二条」を「同条」に改める。</p> <p>(民事執行法の一部改正)</p>
<p>第百八条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十六条の三第六項中「第八百七十条(第一号)に係る部分に限る。」を「第八百七十九条第二項(第一号に係る部分に限る。)」を「第八百七十二条の二」に改める。</p> <p>(森林組合法の一部改正)</p>	<p>第百十条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二条第四号の二中「若しくは和解」を「和解の費用若しくは非訟事件他の法令の規定により非訟事件手続法(平成二十三年法律第二号)の規定を準用することとされる事件を含む。若しくは家事事件の手続に改める。</p>
<p>第百八条 第一百五十二条第一項第一号中「家事審判法(昭和二十二年法律第二号)第二百五十七条第五項中「家庭裁判所に」に改める。</p> <p>第七十八条第一項中「裁判所書記官に」を「執行裁判所に」に改める。</p> <p>(民事執行法の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>第百八十八条第一項第一号中「家事審判法(昭和二十二年法律第二号)第二百五十七条第五項」を「家事事件手続法(平成二十三年法律第二号)第二百五十七条第一項に改め、同条第六項中「第二十九条」を「第二十九条第一項に改める。</p>
<p>第百八十九条 第一百五十五条第一項第一号中「民事執行法の一部改正に伴う経過措置」を「民事執行法(昭和二十二年法律第二号)第二百五十七条第一項に改め、同条第六項に改める。</p>	<p>第百五十五条第一項第一号中「前条第一項」を「第五十五条第一項に改め、同条を第五十八条とする。</p>
<p>第百九十条 第一百五十五条第一項第一号中「民事執行法の一部改正に伴う経過措置」を「民事執行法(昭和二十二年法律第二号)第二百五十七条第一項に改め、同条第六項に改める。</p>	<p>第百五十五条第一項第一号中「前条第一項」を「第五十五条第一項に改め、同条を第五十八条とする。</p>
<p>第百九十一条 第一百五十五条第一項第一号中「民事執行法の一部改正に伴う経過措置」を「民事執行法(昭和二十二年法律第二号)第二百五十七条第一項に改め、同条第六項に改める。</p>	<p>第百五十五条第一項第一号中「前条第一項」を「第五十五条第一項に改め、同条を第五十八条とする。</p>
<p>第百九十二条 第一百五十五条第一項第一号中「民事執行法の一部改正に伴う経過措置」を「民事執行法(昭和二十二年法律第二号)第二百五十七条第一項に改め、同条第六項に改める。</p>	<p>第百五十五条第一項第一号中「前条第一項」を「第五十五条第一項に改め、同条を第五十八条とする。</p>
<p>(強制参加)</p>	<p>第百五十五条第六項中「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第一号)に改め、「第七十九条の五」を「前条」に改め、同条第十九条の十五第二項中「前二条」を「前二号」に改める。</p>

とし、同条の次に次の二条を加える。

(呼出費用の予納がない場合の申立ての却下)

第五十二条 裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、申立てを却下することができる。

(事実の調査の通知)

第五十三条 裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要ないと認める場合を除き、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

第四十四条を第四十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(手続の中止)

第四十五条 裁判所は、借地権の目的である土地に関する権利関係について訴訟その他の事件が係属するときは、その事件が終了するまで、第四十一条の事件の手続を中止することができる。

(不適法な申立ての却下)

第四十六条 申立てが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、審問期日を経ないで、申立てを却下することができる。

(申立て書の送達)

第五十条 裁判所は、前条の場合を除き、第十四条の事件の中立書を相手方に送達しなければならない。

2 非讼事件手続法第四十三条第四項から第六項までの規定は、申立て書の送達をすることができない場合(申立て書の送達に必要な費用を予納しない場合を含む)について準用する。第四十三条の次に次の三条を加える。

(手続代理人の資格)

第四十四条 法令により裁判上の行為をする」とができる代理人のほか、弁護士でなければ

手続代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができることである。

2 前項ただし書の許可是、いつでも取り消すことができる。

(手続代理人の代理権の範囲)

第四十五条 手続代理人は、委任を受けた事件について、非讼事件手続法第二十三条第一項に定める事項のほか、第十九条第三項(同条第七項及び第二十条第二項(同条第五項)において準用する場合を含む)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の申立てに関する手続行為(次項に規定するものを除く。)をすることができる。

2 手続代理人は、非讼事件手続法第二十三条第二項各号に掲げる事項のほか、第十九条第三項の申立てについては、特別の委任を受けなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第四十六条 当事者及び利害関係を説明した第三者は、裁判所書記官に対し、第四十一条の事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は同条の事件に関する事項の証明書の交付を請求することができない。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。

(借地借家法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十八条 この法律の施行前に申し立てられた借地借家法第四十一条の事件の手続については、なお従前の例による。

2 非讼事件手続法第四十三条第四項から第六項までの規定は、申立て書の送達をすることができない場合(申立て書の送達に必要な費用を予納しない場合を含む)について準用する。第四十三条の次に次の三条を加える。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法律の一部改正)

第一百九十条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六百六号)の一部を次のよう改定する。

第十二条第四項中「第十条の十四」を「第十条の十三」に改める。

第十三条の十四を削る。

第十二条第四項中「第十条の十四」を「第十条の十六号」の一部を次のよう改定する。

第十三条の七を次のよう改める。

(更生保護事業法の一部改正)

第百二十条 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のよう改定する。

第十三条の七を次のよう改める。

(第三十二条の七を削除)

第三十二条の八第二項中「前三条」を「第三十二条の五及び第三十二条の六」に、「第三十二条の六」を「同条」に改める。

第三十二条の八第二項中「前三条」を「第三十二条の六」を「同条」に改める。

(保険業法の一部改正)

第百二十二条 保険業法(平成七年法律第八百五号)の一部を次のよう改定する。

第二十四条第二項中「第八百七十条(第二号及び第五号)」を「第八百七十条第一項(第一号及び第三号)」に改める。

第二十四条第三項、第四十七条第三項、第五十一条に改める。

二(抗告状の写しの送付等)」に改める。

第五十三条の三十二中「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第六十一条の七第八項中「第八百七十条(第三号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第六十二条の八第二項中「第八百七十条(第十号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第六十三条の二中「第八百七十条(第十三号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第六十四条の七第八項中「第八百七十条(第三号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第六十五条の二第八項中「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第六十六条の五第三項、第一百六十五条の五第三項及び第一百六十五条の六第二項中「第八百七十二条(第二号)」を「第八百七十二条第一項(第二号)」に改める。

第六十七条の二(申立書の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第六十八条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第六十九条の四中「第八百七十条(第二号)及び第四号」に改める。

第七十条の二(申立書の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第七十一条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第七十二条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第七十三条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第七十四条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第七十五条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第七十六条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第七十七条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第七十八条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第七十九条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第八十条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第八十一条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第八十二条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第八十三条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第八十四条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第八十五条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第八十六条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第八十七条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第八十八条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第八十九条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第九十条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第九十一条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第九十二条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第九十三条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第九十四条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第九十五条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

第九十六条の二(抗告状の写しの送付等)」に、「第八百七十条(第二号)」を「第八百七十条第一項(第二号)」に改める。

件手続法第百二十六条第二項、第百三十四条第二項又は第百四十三条第二項の規定による審判前の保全処分(以下「後見命令等」と総称する。)に、「政令で定める事項」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 後見命令等の種別、審判前の保全処分をした裁判所、その審判前の保全処分の事件の表示及び発効の年月日

二 財産の管理者の後見、保佐又は補助を受けるべきことを命ぜられた者(以下「後見命令等の本人」と総称する。)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあっては、国籍)

三 財産の管理者の氏名又は名称及び住所

四 家事事件手続法第百四十三条第二項の規定による審判前の保全処分において、財産の管理者の同意を得ることを要するものと定められた行為

五 後見命令等が効力を失つたときは、その事由及び年月日

六 登記番号

第五条第三号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、「法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店」を削り、同一条第九号を次のように改める。

九 家事事件手続法第二百二十五条において準用する同法第百二十七条第一項の規定により任意後見人又は任意後見監督人の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨

第五条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 前号に規定する規定により任意後見監督人の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所

第六条中「第四条第二項」及び「政令で定める保全処分」を「後見命令等」に改める。

第七条第一項第一号中「掲げる者」を「規定す

る者」に改め、同項第二号中「掲げる者」を「規定する者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第四条第一項第十号に規定する職務代行者 同号に掲げる事項

三 第四条第二項第二号又は第三号に規定する者 同項各号に掲げる事項

第七条第一項に次の一号を加える。

五 第五条第十号に規定する職務代行者 同号に掲げる事項

第七条第二項中「成年被後見人等の親族」の下に「後見命令等の本人の親族」を加える。

第八条第二項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第四号」に改める。

第十条第一項第四号を次のように改める。

四 自己を成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人の職務代行者(退任したこれらの人を含む。)とする登記記録

第五条第一項に次の三号を加える。

六 自己を財産の管理者(退任した者を含む。)とする登記記録

第五条第一項に次に登記記録

七 自己の配偶者又は四親等内の親族を後見命令等の本人とする登記記録

第六条登記番号

第五条第三号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、「法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店」を削り、同一条第九号を次のように改める。

九 家事事件手続法第二百二十五条において準用する同法第百二十七条第一項の規定により任意後見人又は任意後見監督人の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨

第五条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 前号に規定する規定により任意後見監督人の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所

第六条中「第四条第二項」及び「政令で定める保全処分」を「後見命令等」に改める。

第七条第一項第一号中「掲げる者」を「規定す

録

第十条第四項中「若しくは」を「後見命令等の本人又は」に改め、「又は第四条第二項に規定する保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるもの」を削る。

(後見登記等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条第一項に次の二号を加える。

五 第五十五条第二項中「第八百七十条第一号及び第三号」を「第八百七十条第一項第一号及び第二号」に改め、同条第三項中「第八百七十条第一号」を「第八百七十条第一項(第十号)」を「第八百七十条第一項(第十号)」に、「第八百七十条(第三号)」を「第八百七十条第一項(第一号)」に改める。

第六条第一項に次に登記記録

第五条第一項に次に登記記録

第七条第一項に次に登記記録

第八条第一項に次に登記記録

第五条第一項に次に登記記録

第六条第一項に次に登記記録

第七条第一項に次に登記記録

九号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の五第四項を削る。

第五十三条の三中「第八百七十条第二項(第五号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条第二項(第五号に係る部分に限る。)」に、「第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)」に改め、同項に次の二号を加える。

二 第四条第一項第十号に規定する職務代行者 同号に掲げる事項

三 第四条第二項第二号又は第三号に規定する者 同項各号に掲げる事項

第七条第一項に次の二号を加える。

五 第五十五条第二項中「第八百七十条第一号及び第三号」を「第八百七十条第一項第一号及び第二号」に改め、同条第三項中「第八百七十条第一項第一号」を「第八百七十条第一項(第十号)」を「第八百七十条第一項(第十号)」に、「第八百七十条(第三号)」を「第八百七十条第一項(第一号)」に改める。

第六条第一項に次に登記記録

第七条第一項に次に登記記録

第八条第一項に次に登記記録

第五条第一項に次に登記記録

第六条第一項に次に登記記録

第七条第一項に次に登記記録

百条に改める。

第二百二十八条第二項の表第百五十九条第一項の項及び第二百三十九条第二項の表第百五十九条第一項の項中「第一百四十二条」を「百条」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第一百三十七条 前条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律第二百二十七条第三項、第二百二十八第二項及び第二百三十九条第三項の規定については、旧非訟事件手続法第二百四十二条に規定する公示催告手続(第二条の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるものを含む。)を新非訟事件手続法第二百条に規定する公示催告手続とみなす。

(農林中央金庫法の一部改正)

第一百三十八条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三条)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第五項、第二十八条の二第六項及び第二十九条の二第五項中「第八百七十七条(第一号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)」、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」、「第八百七十二条の二に改める。

第九十五条中「第八百七十条(第一号及び第三号)」を「第八百七十条第一項(第一号及び第二号)」に改める。

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正)

第一百三十九条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改止する。

第四十二条の五を削る。

第四十三条第二項中「前二条」に、「第四十二条の四」を「前条に改める。

(株式会社産業再生機構法の一部改正)

第一百四十条 株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正す

る。

第一百四十二条の二第五項中「第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条第二項(第一号に係る部分に限る。)」、「第八百七十条の二に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」、「第八百七十二条の二」に改める。

(人事訴訟法の一部改正)

第一百四十二条 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「家事審判法(昭和二十一年法律第百五十二号)第十八条第一項」を「家事事件手続法(平成二十三年法律第号)」、「第一百五十七条第一項」に改める。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(家庭裁判所調査官の除斥)

第三十四条の二 民事訴訟法第二十三条规定及び第二十五条(忌避に関する部分を除く。)の規定

は、家庭裁判所調査官について準用する。

第二十九条の二第五項中「第八百七十七条(第一号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)」、「第八百七十二条の二に、「第四号に係る部分に限る。」」を

「第五号に係る部分に限る。」、「第八百七十二条の二に改める。

第四十条を次のように改める。

(人事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十二条 この法律の施行前に旧家事審判法(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改止する。

第十八条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件については、家事事件手続法第二百五十七条第一項の規定により申し立てられた訴訟

百五十七条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件とみなして、前条の規定による改正後の人事訴訟法第六条の規定を適用する。

第五号に改める。

第四十二条の五を削る。

第四十三条第二項中「前二条」を「前二条に改める。

金銭の寄託については、なお従前の例による。(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第一百四十三条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)」、「第一百六十三条」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第号)」、「第一百二十二条」に改める。

第六条中「家事審判法(昭和二十一年法律第百五十二号)第十八条第一項」を「家事事件手続法(平成二十三年法律第号)」、「第一百五十七条第一項」に改める。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(家庭裁判所調査官の除斥)

第三十四条の二 民事訴訟法第二十三条规定及び第二十五条(忌避に関する部分を除く。)の規定

は、家庭裁判所調査官について準用する。

第二十九条の二第五項中「第八百七十七条(第一号に係る部分に限る。)」を「第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)」、「第八百七十二条の二に、「第四号に係る部分に限る。」」を

「第五号に係る部分に限る。」、「第八百七十二条の二に改める。

第四十条を次のように改める。

(人事訴訟法の一部改正)

第一百四十五条 性同一性障害者の性別別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条を削る。

第五条を削る。

第四十条を次のように改める。

(人事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十六条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

所がないとき、又は住所及び居所が知れないときは、その最後の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 労働審判事件は、相手方が法人その他の社団又は財團(外国の社団又は財團を除く。)である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所がないとき、又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れないときは、代表者の所在地が知れないときは、代理人の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4 労働審判事件は、相手方が外国の社団又は財團である場合において、日本国内にその事務所又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五条第二項中「その趣旨及び理由」の書面で「申立書を裁判所に提出して」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨及び理由

3 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨及び理由

3 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 労働審判員の除斥

二 労働審判員の除斥について、非訟事件手続法(平成二十三年法律第号)第十二条及び第十三条第二項、第四項、第八項及び第九項の規定(忌避に関する部分を除く。)を準用する。

2 労働審判員の除斥についての裁判は、労働審判員の所属する地方裁判所がする。

第十四条の見出し中「期日」を「期日等」に改め、同条を第九十二条の十五とする。

(労働審判法の一部改正)

2 裁判所書記官は、前項の期日について、その経過の要領を記録上明らかにしなければならない。

3 裁判所書記官は、労働審判官が命じた場合には、第一項の期日について、調書を作成しなければならない。

3 この法律の施行前に申出があつた前条の規定

による改正前の人事訴訟法第四十条に規定する

第二十条第五項中「民事訴訟法」を「民事訴訟法(平成八年法律第百九号)」に改める。

第二十二条第三項中「書面」を「申立書」に改める。

第二十四条の見出しを「労働審判をしない場合の労働審判事件の終了」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(労働審判手続の申立ての取下げ)

第二十四条の二、労働審判手続の申立ては、労働審判が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

第二十八条中「第三条第一項及び第二項、第六条、第二十一条第二項、第二十三条第一項並びに」を削り、同条に次の二項を加える。

2 第六条、第二十一条第二項、第二十三条第一項及び第二十五条の規定による決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二十九条を次のように改める。

(非訟事件手続法及び民事調停法の準用)

第二十九条特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関しては、非訟事件手続法第

二編の規定(同法第十二条(同法第十四条及び第十五条において準用する場合を含む)、第二十七条、第四十条、第五十一条、第五十三条及び第六十五条の規定を除く)を準用す

る。この場合において、同法第四十三条第四項中「第二項」とあるのは、「労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第五条第三項」と読み替えるものとする。

2 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十一條、第十二条、第十六条及び第三十六条の規定は、労働審判事件について準用する。この場合において、同法第十一条中「調停の」とあるのは「労働審判手続の」と、同法第十二条第一項中「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停の」とあるのは「調停又は労働審判の」と、同法第十二条第一項の規定による改正後の不動産登記法第七

置」とあるのは「調停又は労働審判前の措置」と、同法第三十六条第一項中「前二条」とあるのは「労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

第三十二条中「第二十九条」を「第二十九条第二項」に改める。

(労働審判法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十八条 この法律の施行前に申し立てられた労働審判手続については、なお従前の例によることとする。

(労働審判手続についての改正)

第一百四十九条 破産法(平成十六年法律第七十五条)の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項及び第二百三十八条第三項を削る。

(不動産登記法の一部改正)

第一百五十条 不動産登記法(平成十六年法律第一百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一百四十二条」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第二号)第九十九号」に改め、同条第二項中「第一百四十二条」を「第一百六十二条第一項」に改める。

第一百八条第五項中「第五条から第十四条ま

で、第十六条から第十八条まで、第十九条第二項及び第三項、第二十二条、第二十三条並びに第二十五条から第三十二条まで」を「第二条及び第二号」に改める。

(会社法の一部改正)

第一百五十三条 有限責任事業組合契約に関する法

律(平成十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

五百三十三条第二項中「第八百七十条(第二号及び第三号)」を「第八百七十二条第一項(第一号及び第二号)」に改める。

(会社法の一部改正)

五百四十四条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

五百三十三条第二項(第二百九十四条第四項において準用する場合を含む)、第四百七十二条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七十七条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七十七条第二項及び第七百九十二条第一項に改め

二 第百十七条第二項、第一百九条第二項、第一百九十三条第二項(第二百九十四条第四項において準用する場合を含む)、第四百七十二条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七十七条第二項及び第七百九十二条第一項に改め

件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定(第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む)を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定とみなす。

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正)

第二十七条中「家事審判法(昭和二十二年法律第五十二条)第十八条第一項」を「家事事件手続法(平成二十三年法律第二号)第二百五十五条第一項」に、「第二十一条」を「第一百七十七条第一項」に、「家事審判法第十八条」を「家事事件手続法第二百五十七条」に改める。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正)

第二百七十二条第一号を削り、同条第二号中

第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号から第十四号までを三号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、同条に次の二項を加える。

2 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、審問の期日を開いて、申立人及び当該各号に定める者の陳述を聴かなければならぬ。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判を

するときは、この限りでない。

一 この法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧等の許可の申立てについての

裁判 当該株式会社

二 第百十七条第二項、第一百九条第二項、第一百九十三条第二項(第二百九十四条第四項において準用する場合を含む)、第四百七十二条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七十七条第二項及び第七百九十二条第一項に改め

二 第百九十二条第一項中「第二百四十二条」を「第二百六十二条第一項」に改める。

二 第二編(同法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第五十九条、第六十六条第一項及び第二項及びに第七十二条を除く)に改める。

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十二条 この法律の施行前に不動産登記法

第一百五十二条第一項中「第二百四十八条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

二 第一百三十三条中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三編」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第二号)第四編」に改め

る。

二 第百九十二条第一項中「第二百四十二条」を「第二百六十二条第一項」に改める。

二 第八百六十八条第二項中「第八百七十条第一号」を「第八百七十二条第一号」に改める。

二 前条の規定による改正後の不動産登記法第七

第八百七十二条中「(第四号及び第六号にあつては、申立人を除く。)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、不適法又は理由がないことが明らかなとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

第八百七十二条第一号を削り、同条第二号中

第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号から第十四号までを三号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、同条に次の二項を加える。

2 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、審問の期日を開いて、申立人及び当該各号に定める者の陳述を聴かなければならぬ。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判を

するときは、この限りでない。

一 この法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧等の許可の申立てについての

裁判 当該株式会社

二 第百十七条第二項、第一百九条第二項、第一百九十三条第二項(第二百九十四条第四項において準用する場合を含む)、第四百七十二条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七十七条第二項及び第七百九十二条第一項に改め

二 第百九十二条第一項中「第二百四十二条」を「第二百六十二条第一項」に改める。

二 第二編(同法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第五十九条、第六十六条第一項及び第二項及びに第七十二条を除く)に改める。

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十二条 この法律の施行前に不動産登記法

第一百五十二条第一項中「第二百四十八条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

二 第一百三十三条中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三編」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第二号)第四編」に改め

る。

二 第百九十二条第一項中「第二百四十二条」を「第二百六十二条第一項」に改める。

二 第八百六十八条第二項中「第八百七十条第一号」を「第八百七十二条第一号」に改める。

二 前条の規定による改正後の不動産登記法第七

第八百七十二条第一号を「第八百七十二条第一号」に改める。

く。)

三 第百四十四条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)又は第一百七十七条

の規定による株式の売買価格の決定

売買価格の決定の申立てをすることがで

きる者(申立て人を除く。)

四 第百七十二条第一項の規定による株式の

価格の決定

当該株式会社

五 第八百四十三条第四項の申立てについて

の裁判 同項に規定する行為をした会社

第八百七十条の次に次の二条を加える。

(申立て書の写しの送付等)

第八百七十条の二 裁判所は、前条第二項各号

に掲げる裁判の申立てがあつたときは、当該

各号に定める者に対し、申立て書の写しを送付

しなければならない。

2 前項の規定により申立て書の写しを送付する

ことができる場合には、裁判長は、相当の

期間を定め、その期間内に不備を補正すべき

ことを命じなければならない。申立て書の写し

の送付に必要な費用を予納しない場合も、同

様とする。

3 前項の場合において、申立て人が不備を補正

しないときは、裁判長は、命令で、申立て書を

却下しなければならない。

4 前項の命令に対しても、即時抗告をすること

ができる。

5 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合に

おいて、当該申立てについての裁判をするとき

は、相当の猶予期間を置いて、審理を終結

する日を定め、申立て人及び前条第二項各号に

定める者に告知しなければならない。ただし、これらが立ち会うことができる期日

においては、直ちに審理を終結する旨を宣言

することができる。

6 裁判所は、前項の規定により審理を終結し

たときは、裁判をする日を定め、これを同項

の者に告知しなければならない。

7 裁判所は、第一項の申立てが不適法であるとき、又は申立てに理由がないことが明らか

なときは、同項及び前二項の規定にかかわらず、直ちに申立てを却下することができる。

8 前項の規定は、前条第二項各号に掲げる裁判の申立てがあつた裁判所が民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の

規定に従い当該各号に定める者に対する期日

の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申立て人に命じた場合において、その予

納がないときについて準用する。

第八百七十二条第一項第一号中「前条第二号」を「第八百七十二条第一項第一号」に改める。

第八百八十六条第一項中「第一編」を「第二編」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 非訟事件手続法第三十二条第一項から第四

項までの規定は、特別清算の手続には、適用しない。

第九百四十四条第一項中「法務大臣は」を「第八百七十二条第四号に定める者のほか、法務大臣も」に改める。

第九百五十三条第一項中「非訟事件手続法第二十

六条本文」を「非訟事件の手続」に改める。

五百五十五条 前条の規定による改正後の会社法

第二百九十五条及び第六百九十九条の規定の適用

については、旧非訟事件手続法第二百四十二条

に規定する公示催告手続(第二条の規定により

なお從前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を新非訟事件手続法第二百四

条に規定する公示催告手續と、旧非訟事件手続法第二百四十二条

に規定する公示催告手續(第二条の規定により

なお從前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を新非訟事件手続法第二百四

条に規定する公示催告手續と、旧非訟事件手続法第二百四十二条

に規定する公示催告手續(第二条の規定により

なお從前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を新非訟事件手続法第二百四

条に規定する公示催告手續と、旧非訟事件手続法第二百四十二条

に規定する公示催告手續(第二条の規定により

なお從前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を新非訟事件手続法第二百四

条に規定する公示催告手續と、旧非訟事件手続法第二百四十二条

に規定する公示催告手續(第二条の規定により

なお從前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を新非訟事件手続法第二百四

条に規定する公示催告手續と、旧非訟事件手續法第二百四十二条

に規定する公示催告手續(第二条の規定により

なお從前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を新非訟事件手續法第二百四

条に規定する公示催告手續と、旧非訟事件手續法第二百四十二条

に規定する公示催告手續(第二条の規定により

なお從前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を新非訟事件手續法第二百四

条に規定する公示催告手續と、旧非訟事件手續法第二百四十二条

に規定する公示催告手續(第二条の規定により

なお從前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を新非訟事件手續法第二百四

条に規定する公示催告手續と、旧非訟事件手續法第二百四十二条

に規定する公示催告手續(第二条の規定により

なお從前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を新非訟事件手續法第二百四

第八百七十五条中「第十五条」を「第四十条及び第五十七条第二項第二号」に改める。

第八百八十四条第三項を削る。

第八百八十六条第一項中「第一編」を「第二編」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 非訟事件手続法第三十二条第一項から第四

項までの規定は、特別清算の手続には、適用

しない。

第九百四十四条第一項中「法務大臣は」を「第八百七十二条第四号に定める者のほか、法務大臣も」に改める。

第九百五十三条第一項中「非訟事件手続法第二十

六条本文」を「非訟事件の手続」に改める。

五百五十五条 前条の規定による改正後の会社法

第二百九十五条及び第六百九十九条の規定の適用

については、旧非訟事件手続法第二百四十二条

に規定する公示催告手續と、旧非訟事件手續法第二百四十二条

に規定する公示催告手續(第二条の規定により

なお從前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を新非訟事件手續法第二百四

条に規定する公示催告手續と、旧非訟事件手續法第二百四十二条

に規定する公示催告手續(第二条の規定により

なお從前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を新非訟事件手續法第二百四

係る部分に限る。)、第八百七十二条の二に改める。

(旧郵政民営化法の一部改正に伴う調整規定)

五百五十七条 この法律の施行の日が郵政改革法附則第二号に掲げる規定の施行の日前となる場合には、前条の見出し中「旧郵政民営化法」とあ

(平成二十三年法律第二号)第一条の規定による廃止の郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二

十三年法律第二号)とあるのは「郵政民営化法(平成十七年法律第九十七条)」とする。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の一部改正)

五百五十八条 一般社団法人及び一般財團法人に

関する法律(平成十八年法律第四十八号)の一部

止前の郵政改革法(平成十七年法律第九十七条)とあるのは「郵政民営化法(平成十七年法律第九十七条)」とする。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の一部改正)

五百五十九条 競争の導入による公共サービスの

改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)

五百九十九条 競争の導入による公共サービスの

改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)

平成二十三年五月二日印刷

平成二十三年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A